

第2回鏡石町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (12月13日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会の宣告	5
○議会運営委員長報告	5
○招集者挨拶	5
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○町長の説明	11
○議案第22号の上程、説明、質疑、委員会付託	19
○議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
○議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
○議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
○議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	43
○議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	44
○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	45
○議案第37号及び議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	46
○請願・陳情について	49
○散会の宣告	49

第 2 号 (12月14日)

○議事日程	5 1
○本日の会議に付した事件	5 1
○出席議員	5 1
○欠席議員	5 1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 1
○事務局職員出席者	5 1
○開議の宣告	5 3
○一般質問	5 3
根本 廣 嗣	5 3
吉 田 孝 司	5 6
円 谷 寛	8 3
稲 田 和 朝	1 0 2
○休会について	1 0 8
○散会の宣告	1 0 8

第 3 号 (12月15日)

○議事日程	1 0 9
○本日の会議に付した事件	1 0 9
○出席議員	1 0 9
○欠席議員	1 0 9
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 0 9
○事務局職員出席者	1 0 9
○開議の宣告	1 1 1
○一般質問	1 1 1
中 畠 伸 子	1 1 1
小 林 政 次	1 2 2
町 島 洋 一	1 3 4
○休会について	1 4 2
○散会の宣告	1 4 2

第 4 号 (12月19日)

○議事日程	1 4 3
-------	-------

○本日の会議に付した事件	1 4 3
○出席議員	1 4 3
○欠席議員	1 4 4
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 4 4
○事務局職員出席者	1 4 4
○開議の宣告	1 4 5
○議事日程の報告	1 4 5
○産業厚生常任委員長報告（議案第 2 2 号）及び報告に対する質疑、討論、採決	1 4 5
○議案第 2 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 6
○議案第 2 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 7
○議案第 2 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 9
○議案第 2 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 0
○議案第 3 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 1
○議案第 3 1 号及び議案第 3 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 2
○各委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決	1 5 4
○発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 8
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	1 6 7
○日程の追加	1 6 7
○意見書案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 7
○会議時間の延長	1 7 2
○閉議の宣告	1 7 4
○町長挨拶	1 7 4
○閉会の宣告	1 7 5
○署名議員	1 7 7

鏡石町告示第77号

第2回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年12月8日

鏡石町長 木 賊 正 男

1 期 日 令和5年12月13日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	畑	幸一	2番	中	畠	伸子
3番	熊	倉正磨	4番	東		悟
5番	根	本廣嗣	6番	町	島	洋一
7番	稲	田和朝	8番	込	山	靖子
9番	吉	田孝司	10番	小	林	政次
11番	円	谷寛	12番	角	田	真美

不応招議員（なし）

第 1 号

令和5年第2回鏡石町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和5年12月13日（水）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長の説明
日程第 5 議案第22号 鏡石町空家等対策の推進に関する条例の制定について
日程第 6 議案第23号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7 議案第24号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8 議案第25号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9 議案第33号 令和5年度鏡石町一般会計補正予算（第6号）
日程第10 議案第34号 令和5年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第11 議案第35号 令和5年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第2号）
日程第12 議案第36号 令和5年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
日程第13 議案第37号 令和5年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）
日程第14 議案第38号 令和5年度鏡石町下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第15 請願・陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	畑	幸一	2番	中	畠	伸子
3番	熊	倉	正	4番	東	悟
5番	根	本	廣	6番	町	島
7番	稲	田	和	8番	込	山
9番	吉	田	孝	10番	小	林
					政	次

11番 円谷 寛

12番 角田 真美

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木 賊 正 男	副町長	小 貫 秀 明
教育長	渡 部 修 一	総務課長	吉 田 竹 雄
企画財政課長	橋 本 喜 宏	税務町民課長	根 本 大 志
福祉こども課長	菊 地 勝 弘	健康環境課長	大 木 寿 実
産業課長	吉 田 光 則	都市建設課長	根 本 博
上下水道課長	圓 谷 康 誠	教育課長	大 河 原 正 義
農業委員会 農務局長	倉 田 知 典	会計管理者 兼出納室長	佐 藤 喜 伸
監査委員	根 本 次 男	農業委員会 会長職務代理者	円 谷 一 男
選挙管理 委員会委員長	草 野 孝 重		

事務局職員出席者

議会事務局長	緑 川 憲 一	主 査	藤 島 礼 子
--------	---------	-----	---------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（角田真美） おはようございます。

ただいまから第2回鏡石町議会定例会を開会いたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（角田真美） 初めに、本定例会の運営について、議会運営委員長からの報告を求めます。

6番、町島洋一議員。

〔議会運営委員長 町島洋一 登壇〕

○6番（議会運営委員長 町島洋一） 皆様、おはようございます。

報告させていただきます。

第2回鏡石町議会定例会会期予定表。

令和5年12月13日水曜日招集、日時、日、曜日、会議内容の順で説明いたします。

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

◎招集者挨拶

○議長（角田真美） 本定例会に当たり、町長から挨拶があります。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） おはようございます。

第2回鏡石町議会定例会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、師走を迎え、公私ともにお忙しいところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げる次第であります。

今定例会につきましては、空家等対策の推進に関する新条例の制定が1件、福島県人事委員会の勧告による給与改定等が3件、法律の改正及び法規定の事務の所管省の移管に伴う条例改正が5件、介護認定や障害支援区分等の審査会の設置場所等の変更に伴う規約の改正が2件、そのほか一般会計を含めた各会計の補正予算が6件、合わせまして17件の議案を提案するものであります。

何とぞよろしくご審議をいただきまして、議決を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たってのご挨拶といたします。

◎開議の宣告

○議長（角田真美） ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、農業委員会の会長が欠席のため、会長職務代理者が出席しておりますので、ご報告いたします。

◎議事日程の報告

○議長（角田真美） 本日の議事は、お手元に配付したとおり、議事日程第1号により運営いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（角田真美） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、7番、稲田和朝議員、8番、込山靖子議員、9番、吉田孝司議員の3名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（角田真美） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月19日までの7日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、会期は7日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（角田真美） 日程第3、諸般の報告に入ります。

閉会中の議会庶務報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査及び定期監査の報告を求めます。

代表監査委員。

〔監査委員 根本次男 登壇〕

○監査委員（根本次男） おはようございます。

例月出納検査並びに先般実施いたしました定期監査の結果を報告申し上げます。

まず、例月出納検査の結果を報告申し上げます。

なお、前回同様、3か月分を項目ごとにまとめて報告いたします。

例月出納検査報告。

1、検査の対象、令和5年8月分、令和5年9月分、令和5年10月分、以上について、それぞれ一般会計、上水道事業会計、7特別会計、各基金、歳入歳出外現金について、現金、預金等の出納保管状況を検査いたしました。

2、実施年月日、令和5年8月分につきましては、令和5年9月25日月曜日、午前9時54分から午後3時まで、令和5年9月分につきましては、令和5年10月26日木曜日、午前9時52分から午後2時10分まで、令和5年10月分につきましては、令和5年11月27日月曜日、午前9時55分から午後2時20分まで、以上のとおり実施いたしました。

3、実施場所、各月とも議会会議室で実施いたしました。

4、出席者職氏名、各月とも報告書記載の方々の出席をいただきました。

5、検査の手続、各月分とも検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検討の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、各対象月の末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、令和5年8月分、令和5年9月分、令和5年10月分とも各会計、各基金及び歳入歳出外現金の全てについて計数上の誤りはございませんでした。

なお、各月末現在における現金、預金、基金の残高は資料のとおりです。

以上、例月出納検査報告を申し上げます。

続きまして、定期監査の結果を報告申し上げます。

定期監査報告。

1、検査の対象、令和5年度各課所管事務の執行状況。

2、実施検査年月日、令和5年10月27日金曜日から10月31日火曜日までの3日間。

3、実施場所、議会会議室。

4、監査委員、根本次男、込山靖子。

5、出席者職氏名、詳細につきましては、お手元の報告書に記載のとおりでございます。

6、監査の手続、令和5年度の各課所管事務について、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適切かつ効率的に行われているかどうかを主眼に置き、監査を実施いたしました。

7、監査の結果、各課ともに異常はございませんでした。

なお、主な質疑等は別紙のとおりです。

以上、報告申し上げます。

○議長（角田真美） 次に、事務組合等議会の報告を求めます。

初めに、須賀川地方広域消防組合の報告を求めます。

5番、根本廣嗣議員。

〔須賀川地方広域消防組合議会議員 根本廣嗣 登壇〕

○5番（須賀川地方広域消防組合議会議員 根本廣嗣） 令和5年10月須賀川地方広域消防組合定例議会についてご報告いたします。

1から8の順で説明させていただきます。

5年10月30日に行われました須賀川広域消防組合内容のご報告を始めます。

第1、副議長の選挙がありまして、近内雅洋君が承認されました。

第2、議席の指定、私は14番になりました。

第3、会期の決定、本日1日限りとしますとしました。

第4、会議議事録署名人の指名、大河内君と大柿君の指名をされました。

第5、議案第14号 須賀川地方広域消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについて、常盤君に指名されました。

第6、議案第15号 須賀川地方広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例。

第7、議案第16号 令和5年度須賀川地方広域消防組合一般会計補正予算（第2号）。

第8、議案第17号 令和4年度須賀川地方広域消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について、15から17号議案は一括で審議され、全会一致で承認されました。

以上で、須賀川地方広域消防組合議会の報告をさせていただきます。

以上です。

○議長（角田真美） 次に、須賀川地方保健環境組合の報告を求めます。

4番、東悟議員。

〔須賀川地方保健環境組合議会議員 東 悟 登壇〕

○4番（須賀川地方保健環境組合議会議員 東 悟） 須賀川地方保健環境組合議会の報告をいたします。

令和5年10月27日金曜日、午前10時開議。

議事日程第1号。

第1、仮議席の指定。

第2、議長の選挙。

第3、副議長の選挙。

第4、議席の指定。

第5、会期の決定。

第6、会議録署名議員の指名。

第7、報告第1号 令和4年度須賀川地方保健環境組合一般会計予算繰越明許費の繰越しについて。

第8、報告第2号 令和4年度須賀川地方保健環境組合一般会計予算継続費の逓次繰越しについて。

第9、議案第7号 監査委員の選任につき同意を求めることについて。

第10、議案第8号 専決処分の承認を求めることについて。

第11、議案第9号 令和4年度須賀川地方保健環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について。

第12、議案第10号 令和5年度須賀川地方保健環境組合一般会計補正予算（第1号）。

いずれの議案も可決されました。詳細につきましては、お手元の資料のとおりです。

以上、報告を終わります。

〔発言する者あり〕

○議長（角田真美） 静粛に願います。

次に、公立病院企業団の報告を求めます。

10番、小林政次議員。

〔公立岩瀬病院企業団議会議員 小林政次 登壇〕

○10番（公立岩瀬病院企業団議会議員 小林政次） それでは、公立岩瀬病院企業団議会の報告をいたします。

報告の内容に入る前に、一部ミスプリントがありましたので訂正をお願いしたいと思います。

12ページでございます。12ページの一番上の2番、財務諸表、（1）損益計算書、この下でございます。「令和3年4月1日から令和4年3月31日」とあるところを「令和4年4月1日から令和5年3月31日」と訂正をお願いしたいと思います。

それでは、令和5年9月公立岩瀬病院企業団議会定例会議事日程につきまして報告いたします。

令和5年10月31日火曜日、午後2時開会。

議事日程第1号。

第1、副議長の選挙、これにつきましては、議長推薦により私が副議長に選出されました。

第2、会期の決定は1日限りでございます。

第3、会議録署名議員の指名は、2番、小山、3番、安藤、4番、斉藤、各議員が指名されました。

第4、報告第3号 令和4年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計継続費精算報告についてでございますが、これにつきましては事業終了による精算でございます。

第5、報告第4号 令和4年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計資金不足比率についてでございますが、これにつきましては資金不足がありませんでした。

第6、議案第8号 令和4年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計決算の認定についてでございますが、これにつきましては最終の年度、純損益は3億3,819万円余の利益計上となりました。

以上、報告いたします。詳細は別紙のとおりであります。

以上でございます。

○議長（角田真美） 次に、各常任委員会の所管事務調査報告について、今回は合同での実施となりましたので、代表して総務文教常任委員長から報告を求めます。

11番、円谷寛議員。

〔総務文教常任委員長 円谷 寛 登壇〕

○11番（総務文教常任委員長 円谷 寛） 11番、円谷寛ですが、総務文教・産業厚生常任委員会の合同所管事務調査について報告いたします。

お手元の資料を読み上げて報告としたいと思います。

鏡石町議会議長、角田真美様。

総務文教常任委員会委員長、円谷寛。

産業厚生常任委員会委員長、小林政次。

総務文教・産業厚生各常任委員会合同所管事務調査報告書。

令和5年11月15日から16日まで実施した所管事務調査の結果について、次のとおり報告いたします。

記

1、調査目的。

総務文教及び産業厚生各常任委員会の所管事務について、鏡石町議会並びに本町の行政運営に資するために、先進自治体等の取組を調査する。

2、調査先及び調査事項。

（1）山形県高島町、高島町コワーキングスペース及び廃校活用策について、産業厚生所管。

（2）山形県長井市、スマートシティの取組について、総務文教所管。

3、参加者、総務文教常任委員5名、産業厚生常任委員会5名、議会事務局2名、計12名。調査結果は別紙のとおりであります。主な点を読み上げたいと思います。

山形県高島町は人口2万1,949人の町でございます。

高島町は山形県の南東にある人口約2万2,000人の町で、ぶどうの生産量は日本一である。奥羽の山並み深くに源流を持つ屋代川、和田川の扇状地を開けた実り豊かな町である。

議会の概要は議員定数15人、常任委員会は2委員会、議会運営委員会6人。

コワーキング及び廃校活用策についてでございますが、コワーキングスペース等の整備を行って、コロナ禍によりテレワークが普及、場所にとらわれない働き方の選択が可能になる。

人口の東京一極集中に変化が生まれ、地方への人の流れの機運が高まる。国の令和2年度補正予算で地方創生テレワーク交付金が創設される。令和2年度末に交付金申請、令和3年4月に採択を受け、地方への人の流れを取り込み、移住定住推進策の一つとして事業化し、令和3年度に整備されたと。

学校が、もう一つは中学校を統合して総合施設を利用して、こういうものをつくってきているということでございます。さらに、いわゆるミーティングルームなど、利用者に対してそういうものを利用するためのスペースを確保して、有料で開放しているということでございました。

次に、山形県長井市についてはこれは人口2万4,952人でございまして、スマートシティ長井の実現に向けた取組をしてきたということでございます。この長井市はJRの分割民営化で第三セクターになった長井線、その駅舎と市庁舎が合体をした、そういう町でございました。

ほかの内容については、お手元の資料を参考していただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（角田真美） 以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

◎町長の説明

○議長（角田真美） 日程第4、所信及び行政報告として町長の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） 本日ここに、第2回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明を申し上げます。議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年2月24日に始まったロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、既に1年9か月あまりが経過しました。終わりの見えない悲惨な状況が続いている中、世界に衝撃を与えたのが10月7日のイスラム組織ハマスによるイスラエルへの大規模攻撃です。多くの市民が犠牲になっているニュースを聞くたびに胸が痛くなるばかりです。一日も早い戦争終結を強く望みます。

ロシアによるウクライナ侵攻の長期化は、エネルギーや原材料価格の高騰につながり、日本にも記録的な物価高をもたらし、生活への影響が続いています。政府の物価高対策により、

町で対策を講じている事業の概要についてご説明いたします。

国の低所得者の子育て世帯に対する子育て生活支援給付金につきましては、5月の専決予算としての対応で、住民税均等割が非課税世帯の児童1人当たり5万円を給付するもので、現在まで64世帯124名に振り込みを行っております。

また、電気・ガス・食料品等の価格高騰による家計への負担増を踏まえ、住民税非課税世帯に対する支援として、1世帯当たり3万円を給付する事業につきましては、11月末現在で924世帯に支給を行ったところであります。これに加え、追加で7万円を給付する事業につきましては、今定例会で補正予算を計上しておりますので、ご審議いただき議決賜りますようお願いを申し上げます。

また、コロナ禍における原油価格や物価高騰における生活困窮者等への6,000円を助成する緊急支援事業では、12月11日現在、537件の給付を行ったところであります。燃料費、物価等の高騰が中小企業や小規模事業者の事業継続に大きな影響を及ぼしていることから、町内事業所に対し従業員数に応じた事業継続支援金を支給し、11月末時点の支給実績は318件、約2,870万円となっております。

町内商工業を取り巻く経済環境への刺激策として、年末年始に合わせたプレミアム商品券発行事業を今年度第2弾として実施し、町内経済の活性化を図るべく今定例会に補正予算を上程させていただいております。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類から5類に移行されて半年が経過しております。コロナ禍前の日常を取り戻しつつあるものの、依然として感染力が強く収束には至っていない状況下にあります。また、例年12月から3月の冬場に流行するインフルエンザが現在猛威を振るっており、同時流行の可能性があることから、適切な感染防止対策に努めていただくよう周知してまいります。

1898年の統計開始以降最も暑い夏となった今年、令和5年産水稻の全国の作況指数は平年並みの101と発表され、福島県全体・中通りにおいては、共にやや良となる102と発表されました。10月3日には、町内3か所で検体を採取し米の緊急モニタリング検査を実施したところ、放射性セシウムは検出されず、10月5日に出荷・販売が可能となりましたが、高温や水不足などの影響により、11月16日現在でのJA夢みなみ鏡石支店における出荷契約量は、対前年比で約1割減の約2万5,500俵となっております。

また、肥料原料価格や燃料費などの高騰の影響は収束の兆しが見えず、引き続き厳しい状況に置かれています。しかしながら、令和5年産米コシヒカリの概算金は、令和4年産米が3年ぶりの上昇に転じた流れを引き継ぎ、対前年比プラス1,800円となる1俵当たり1万2,400円の値がつけられました。加えて、令和元年度から実施しているイオン琉球株式会社

における特別栽培米「牧場のしずく」の取扱いについては、先月中旬、昨年に引き続き現地での販売促進PR活動を展開し、令和5年産米についてグループ48店舗で計75トンとなる見込みとなり、昨年産米の計画量50トンを大幅に上回ることが確実視されるなど、明るい兆しも見えております。

10月には、創造性に富んだ特色ある教育実践で成果を上げた学校をたたえる、時事通信社の第38回教育奨励賞及び文部科学大臣奨励賞を岩瀬農業高校が受賞しました。原発事故の風評被害払拭に向けて、農産物の安全性に関する国際認証グローバルGAPの取得に取り組み、認証数は3年連続で高校日本一を誇り、こうした成果が評価されました。今後も地域に根差した教育活動を展開するとともに、地域産業を支える人材の育成への取組に期待しております。

また、かごしま国体においても、町の若い力が躍動しました。学法石川高校1年生の増子陽太さんが、陸上競技少年男子B3,000メートルで高校1年生歴代2位の好記録で優勝、さらに東京国際大学4年生の遠藤梨李さんが、ウェートリフティング女子59キログラムで2位となり2人とも昨年度の国体に引き続きすばらしい成績を収められました。増子さんと遠藤さんの大活躍に町民も元気づけられたものと思っています。今後も、それぞれの目標に向かって、さらなる活躍を期待するものです。

11月19日に行われた第35回ふくしま駅伝は、16区間96.3キロメートルで開催されました。各区間、各選手とも日頃の練習の成果を十分に発揮され、町の部では昨年と同じく4位、総合は15位と大変すばらしい成績でした。さらに、第6区では増子陽太選手が総合1位の区間賞を獲得、また13区の村上正義選手は、町の部の区間賞を獲得されました。郷土の期待と声援を受けて、1年間にわたる練習成果を発揮すべく、自己ベストを目指して走り抜いた選手の皆さんのこれまでの努力と、指導に当たられた監督、コーチのご苦勞に感謝申し上げますとともに、沿道での応援やテレビ、ラジオでの観戦などにより、選手の走りに熱い声援をいただいた多くの町民の皆様に感謝申し上げます。

次に、今年度の主な主要事業の執行状況についてご報告いたします。

今年で設立40周年を迎えた東京かがみいし会の記念式典が、東京都港区の株式会社八芳園で11月25日に開催されました。式典では、参加された会員の皆様が40年の懐かしい昔の写真や映像に、ふるさと鏡石を思い浮かべているようでした。また、町のシンボルソング唱歌「牧場の朝」や鏡石中学校の校歌などを斉唱し、ふるさと鏡石町を思い返していました。議員の皆様がの式典への参加に感謝申し上げます。

また、今年3日には、健康福祉センターほがらかんの開館記念事業として、「牧場の朝」歌碑建立40周年のつどいを開催し、鏡石町出身のテノール歌手、佐藤慈雨さんほかの歌唱コンサートを楽しみました。第2部では、鏡石町国際交流推進協議会のアンクル演奏会も開催

され、参加者はインドネシアの民族楽器の音色に聞き入っていました。

新型コロナウイルスに対するワクチン接種事業につきましては、令和5年秋開始接種を10月から生後6か月以上の全ての年齢の方（初回接種完了）を対象に集団接種及び個別接種を実施しております。なお、来年3月にかけては、町内7医療機関で対応していただくこととしております。

10月10日に開館しました鏡石町健康福祉センターほがらかんは開館して2か月となりましたが、これまで多くの町民の方々が訪れており会議等に活用しております。今後も広く町民の皆様へご利用いただけるよう、事業の拡大やPRに努めてまいりたいと考えております。

鏡石駅東第1土地区画整理事業では、第3工区内、保留地10か所の販売の募集を行い、一般販売8区画については12月3日の抽せんにより全ての売却の運びとなり、今後、正式な契約を行い、新たな住宅建築が進み、区画整理事業の一層の進展と町の発展に寄与できるものと考えております。

阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの成田地区遊水地整備につきましては、住宅移転に向けて、国において代替地整備に向けての意向調査を実施したところです。この意向調査の回答に当たり、成田地区推進協議会が主体となり、会長以下12名の参加で先進地視察として茨城県筑西市にある母子島遊水地の視察を実施したところです。視察では、国で整備した集団移転先や経過等の説明を受け、意向調査の参考とすることができたものと思われまます。今回の意向調査の結果により、移転希望者の意向が反映できるよう、集団移転先の整備に向け、今後とも国と協力し、事業の推進に努めてまいります。

また、住宅移転にあつては、駅東土地区画整理事業地内を希望している方もおられることから、駅東第1土地区画整理事業の地権者とも綿密に連携し、スムーズに住宅移転ができるように、国と共に移転希望されている方々に寄り添った支援に努めてまいります。

上水道第5次拡張事業については、鏡石浄水場の稼働に伴い、旭町浄水場解体工事の設計業務委託を発注したところです。また、鏡石浄水場建設のため、平成28年度から休止しておりました石綿セメント管の更新事業について、中央地内の配水管布設替え工事を発注いたしました。今後も計画的な更新を進めてまいります。

次に、鏡石町第6次総合計画に基づく6つの基本目標の事業について申し上げます。

1つ目の子育て・健康・福祉分野では、「すべての町民が健やかに暮らせるまちづくり」として、児童福祉の充実として令和6年度の認可保育所施設と町立幼稚園の入所・入園の申込受付を10月16日から11月10日まで実施したところ、597名の定員に対して433名の入所申込みがありました。今後、各施設等利用調整を行い、令和6年1月下旬には保護者の皆様へ入所決定通知の郵送をする予定です。また、放課後児童クラブの申込みについては、12月4日から12月22日まで申込受付を行っております。書類審査を行い、令和6年1月には利用

決定の通知を発送する予定です。

町民保健と健康づくりの支援では、総合健康診査の結果に基づき、特定保健指導の対象となった方には、自らの健康状態を把握し、生活習慣病の改善のための行動目標を自ら設定、実施できるよう、個別の保健指導や民間企業と協働した健康維持プログラムの運動教室を実施しているところです。

新規事業である食育推進事業では、健康的で丈夫な体は食から成り立つことや、心身の健康増進を図る取組として、スポーツ食育講演会を健康福祉センター開館記念として10月22日に開催し、多くの町民の方にご参加いただきました。また、体をつくるための食事のポイント「心とからだの力になる食事」としたスポーツ食育料理教室も実施しております。

郡山女子大学との連携事業では、食生活状況と人や社会とのつながりに関する実態調査を、地域の高齢者サロンの協力の下、実施したところであり、町民の健康寿命延伸へつなげていきます。また、町の農産物、食材を活用したレシピ「地元ゴハンコンテスト」を12月9日に実施いたしました。

2つ目の教育・文化・スポーツ分野では、「未来を拓き、次世代を担う人づくり」として、理科振興事業においては、第一小学校及び第二小学校の全学年26クラス、711人を対象に、11月16日から学年ごとに第一小学校と第二小学校合同で、ふくしま森の科学体験センター「ムシテックワールド」で理科教室を開きました。子供たちの理科離れが問題となっている中、実験や工作など様々なプログラムを体験し、理科に対する想像力や思考力が深まるものと期待しております。

生涯学習文化協会との共催による秋の文化祭は、展示部門が10月28日と29日の2日間、町公民館を会場に825名、1,366作品の参加をいただき、囲碁、将棋の大会部門では25名が参加し、日頃の学習の成果を発表しました。また、文化芸能祭では、関係団体のご協力により12団体112名による発表が行われました。参加された方々は、舞踊や歌謡・コーラスなどを生き生きと発表され、会場から盛んな拍手が送られていました。

12月1日に開催された文化講演会では、町健康福祉センターを会場に、須賀川市出身で落語家の桂幸丸さんと、桂翔丸さんのお二人をお招きし、「故郷を大いに語る」をテーマに落語を交えたご講演をいただきました。お二人からの落語や幸丸さんの幼少期の思い出話などに会場は笑いに包まれ、多くの町民の方に笑顔と元気が届けられたものと思っております。

第17回鏡石駅伝・ロードレース大会は、11月5日にゲストランナーとして、鏡石町出身で、小森コーポレーション陸上部所属の山本竜也選手と、新たに山本選手の高校時の後輩となる陸上競技の男子800メートル日本チャンピオンの田母神一喜選手をお迎えし、ロードレース15部門と駅伝部門、合わせて1,489名の参加をいただき開催しました。当日は天候にも恵まれ、各小学校の児童をはじめ、各部門で健脚が競われ、改めて鏡石町の元気が発信でき

たのではないかと思います。大会実施に当たっては、町交通安全協会、町消防団など多くの関係機関・団体の皆様のご支援、ご協力をいただきましたことを改めて厚く御礼申し上げます。

3つ目の協働・コミュニティ分野では、「助け合いの心でつなぐ地域づくり」として、令和3年福島県沖地震により加工施設が被災したため使用できなくなった鏡石町農村婦人の家を集会所として利用するための改修工事は、11月に竣工しました。今月中には、笠石上集会所として笠石行政区へ引渡しを行います。

10月4日から11月28日にかけて、13行政区で町づくり意見交換会を開催しました。令和2年以来3年ぶりとなり、出席者の皆様からは町の事業に対する意見や要望、身近な生活圏での問題等、多種多様な貴重なご意見をいただきました。町民の皆様の生の声は、今後の町政に反映させるとともに、鏡石町の将来の在り方について大いに参考にさせていただきたいと思っております。

4つ目の産業・観光分野では、「にぎわいと魅力にあふれるまちづくり」として、県営高久田地区経営体育成基盤整備事業は、令和9年度の事業完了予定で事業進捗が図られていますが、去る10月23日に安全祈願祭が事業区域内で開催され、いよいよ現場が動き出しました。今後、県・地元と連携を図りながら、円滑な事業進捗に努めてまいります。

今年度の田んぼアート事業は11年目を迎え、新たなスタートの1年として、唱歌「牧場の朝」の町をテーマに実施し、実りの秋を迎えた10月14日には、200名を越す参加者により稲刈り祭りを実施、現在はLEDイルミネーション事業「きらきらアート」を年明け1月8日までの予定で実施しております。11月末時点の観覧者数は2万2,185名で、対前年比で約7,500名減となっておりますが、夏場の異常な暑さで外出を控える方が多かったことや、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に移行したことで行動範囲が広がったことが、観覧者数減少の要因ではないかと分析しております。

本年度で6年目となるまちの駅「かんかんてらす」につきましては、昨年6月から一般社団法人かがみいし振興公社による運営となっておりますが、これまでの経験を踏まえた積極的な事業展開に、町のにぎわいの創出と産業の活性化が図られるよう期待しています。

4年ぶりの開催の運びとなりました本年度の「牧場の朝」オランダ秋祭りについては、一時小雨が降る場面もありましたが、延べ4万1,000人の方々にご来場いただき、にぎわいを創出できました。会場となった鏡石駅前が、子供から大人までたくさんの方々による久しぶりのにぎわいに包まれたこと、非常にうれしく感じております。

去る12月2日、福島放送で放映されたふるさとCM大賞では、町魅力あるまちづくり実行委員会の皆さんが制作した作品が、見事、視聴者賞とベストパフォーマンス賞のダブル受賞を果たされました。今回のダブル受賞は非常に難しく、ある意味CM大賞に引けを取らない

作品であるとの評価でありました。作品制作に関わられた委員会の皆さんはじめ関係者の方々にお祝い申し上げますとともに、ご努力とご尽力に感謝申し上げます。受賞作品は、テレビ放映されることとなりますが、この作品が町のイメージアップに大きく寄与するものと確信しております。

5つ目の都市環境・地域防災・生活居住分野では、「安全安心で快適な環境が整うまちづくり」として、空家対策事業では、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、鏡石町の空き家について総合的かつ計画的に推進するため、本定例会に上程している鏡石町空家等対策の推進に関する条例を新たに制定し、空家等対策計画の下、空き家等の所有者への支援や緊急安全措置等の対策を関係課、関係機関と連携し進めてまいりますので、新条例制定について、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

緊急浚渫推進事業では、9月の定例会で議決いただいた借俣池浚渫工事については、順調に施工中であります。本工事に当たり借俣池を落水しての工事となり、隣接の農業用ハウスでキュウリなどを栽培している方へ栽培の休止をお願いしており、その補償を行うこととなることから、本定例会においてその補償金の補正を計上しておりますので、審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

公共施設等適正管理推進事業では、旧道笠石・鏡田線舗装修繕工事（鏡田工区・笠石工区）、延長約650メートルの舗装修繕工事及び9月補正で予算を確保した笠石262号線外舗装修繕工事（東町地内）を発注し、社会資本整備総合交付金事業では、昨年度からの繰越事業で施工している高速道路跨道町道橋修繕工事（平林橋・五斗蒔橋）は11月末で完了したところです。次年度の事業の実施に向け、館越橋実施設計業務委託（五斗蒔町）、地下道から中学校までの笠石482号線測量設計業務委託、須賀川市から一貫線を結ぶ東部環状線接続道路測量業務委託についても関係者との調整を図っているところです。

鏡石スマートインターチェンジの現在の利用可能時間は、午前6時から午後10時までに限定されていますが、住民から24時間利用の声が多数寄せられていることから、本年3月から地元説明会を開催し、関係機関による勉強会を計3回開催し、検討を進めてきました。11月27日の鏡石スマートインターチェンジ地区協議会において、令和6年3月頃の24時間化の運用開始を目標に標識等工事を進めていくこととなりました。24時間化により、地域産業の活性化や物流の効率化、迅速な救急搬送が可能、地域住民のさらなる利便性の向上、アクセス環境の改善によるスポーツ及び観光振興など様々な場面で24時間化の効果が期待されるものです。

駅東土地地区画整理事業第3工区内の配水管布設工事については、公共下水道の管渠築造工事とともに工事を進めております。今後も生活環境の向上を図るため、安全で安心な水の安定供給及び下水道の整備を行い、上下水道事業の安定運営に努めてまいります。

高齢者等粗大ごみ戸別収集事業については、粗大ごみを各地区の集会所等まで運ぶことが困難な高齢者や障がい者等に対しまして粗大ごみの戸別収集を行うもので、今年度はこれまでに25件の戸別収集を行っております。

墓地整備事業については、既存の地域墓地等の現状を把握するため実態調査を実施したところです。現状などを踏まえた上で、地域との意見交換、懇談会を実施していく考えであり、町民の墓地需要に対応するため、短期的、中長期的な将来の墓地整備の推進を図ってまいります。

6つ目の行政・広域連携分野では、「まちづくりを支える持続可能な行政運営」として社会保障・税番号制度につきましては、10月末現在、1万880人のマイナンバーカードの申請があり、9,643人の方へ交付をいたしました。申請率86.8%。交付率77%であります。マイナンバーカードを利用して住民票、戸籍、税などの各種証明書をコンビニでの発行に加え、新たに健康福祉センターでも発行可能となり、証明書発行窓口が身近になり、利便性が向上したところであります。引き続き本制度の周知を図り、カード発行の推進に努めるものであります。

第6次総合計画における健全な行財政運営として取り組んでいる収納率向上対策事業では、社会情勢の変化に対応するため、納税環境の整備として、従来の口座引き落とし、コンビニや日曜窓口での納付のほかに、本年度からクレジットカード、インターネットバンキング、共通納税システムによる納税が可能となり、24時間いつでもどこでも納付できる環境が整い、納税者の利便性の向上が図られたところであります。

次に、今定例会に提出いたしました議案の概要について申し上げます。

議案第22号につきましては、町内の空き家に対する対策を推進し、管理不全空き家の解消を目指すために新条例を制定するものです。

議案第23号から議案第25号につきましては、先頃示されました福島県人事委員会の給与改定勧告に基づく所要の改正であります。

議案第26号につきましては、法律の改正により発生した条項のずれを改正するためのものであり、議案第27号から議案第29号につきましては、法律及び事務の所管省の移管に伴う条例改正であります。

議案第30号につきましては、法律の改正により国民健康保険の被保険者が出産した場合、産前産後期間に係る所得割額、均等割額を減免することになるための改正であります。

議案第31号並びに議案第32号につきましては、各審査会の設置場所が変更になったことによる規約の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

議案第33号 令和5年度鏡石町一般会計補正予算（第6号）につきましては、主な歳入として、個人住民税、固定資産税の確定見込みによる8,000万円、普通交付税の確定による

4,499万8,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金7,918万円。歳出としては、低所得世帯支援価格高騰重点支援追加給付金7,700万、訓練等給付費、障害児給付費等障害者福祉扶助費4,521万8,000円、プレミアム付商品券発行事業補助金2,300万円、須賀川地方保健環境組合分担金1,651万5,000円などで、一般会計全体で2億4,067万6,000円の増額補正予算であります。

議案第34号 令和5年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、地域密着型介護サービス給付費など介護サービスの給付費の増などで5,351万4,000円の増額補正予算となっております。

議案第35号 令和5年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第2号）、議案第36号 令和5年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、議案第37号 令和5年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）、議案第38号 令和5年度鏡石町下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、いずれも職員異動及び福島県人事委員会の給与改定勧告に伴う人件費関係の補正予算であります。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げました。何とぞご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） ここで換気のため5分間休議いたします。

休議 午前11時03分

開議 午前11時09分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（角田真美） 日程第5、議案第22号 鏡石町空き家等対策の推進に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 根本 博 登壇〕

○都市建設課長（根本 博） 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、ただいま上程されました議案第22号 鏡石町空き家等対策の推進に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書1ページをお願いいたします。

このたびの条例の制定につきましては、空き家が全国的にも社会問題となっており、町内でも空き家が増加しております。今後、さらに増加する見込みであることから、空き家等に

関する対策を総合的かつ計画的に推進する目的としまして、鏡石町空家等対策の推進に関する条例を制定するものでございます。

この条例では、空家等対策の推進に関する特別措置法で規定されるもののほか、緊急安全措置や軽微な措置などを定めるものがございます。

次のページをお願いいたします。

鏡石町空家等対策の推進に関する条例についてご説明申し上げます。

第1条では、この条例の目的としまして、空家等対策の推進に関する特別措置法に規定するもののほか、鏡石町における空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進するものを規定し、第2条ではこの条例の中での用語の定義を規定、第3条では法第7条第1項の規定により、空家等対策計画に定める規定、第4条では空家等対策協議会の設置と協議会における協議事項及び協議会の委員構成を町長のほか9名とする規定、第5条では市内連携会議の設置についてを規定し、空き家等に関する施策を円滑に実施する規定、第6条では法で規定する特定空家等への立入調査のほか適正な管理に必要な調査として立入調査等を規定、第7条では空き家等の適正な管理及び活用の促進としまして、所有者等に対する支援を規定、第8条では緊急安全措置としまして、空き家等の状況に起因して町民等の生命、財産等に重大な危害が及ぶ場合に、必要な最小限の措置を講ずることができる規定とその費用徴収を規定し、第9条では解放された門扉の閉鎖など、軽微な措置を講ずることができる規定、第10条では身分証明の携帯等の規定、第11条では警察、消防、その他関係機関との連携についての規定、第12条は必要な事項は規則に委任するとの規定でございます。

附則としまして、第1項として、この条例の施行期日を令和6年1月1日から施行するものとしまして、第2項では、特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正としまして、4ページになりますが、別表に空家等対策協議会委員の報酬を日額7,200円とする規定を追加するものがございます。

以上、議案第22号つきまして、提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ただいま上程されました議案第22号について質疑をいたします。

まず、1点目は、臨時全協の中でもお尋ねをいたしましたが、第4条の空家等対策協議会の規定の中で、協議会のメンバーということで、町長のほか委員9人以内でということにな

っております。町議会議員云々につきましてはその際にお尋ねしましたので、今日は重ねてお尋ねいたしません、9人以内ということで組織するという事になっておりますけれども、条例が定められれば、このことに対して別なことはいわゆる規則、内規等で決められることになるんでしょうけれども、実際9名以内になったときの大体それぞれの人員構成はどのようにお考えかお尋ねをいたします。すなわち、地域住民、議会議員、法務、不動産、建築等学識経験者、その他町長が必要と認める者ということで、それぞれ大体何名ずつを想定しているのかをお尋ねすることが1点でございます。

もう一点は、この条例が可決、成立しますと、これまで手つかずであった我が町における空き家対策が急速に進むという期待が持たれるというふうに思います。そういう中であって、この条例は今日、私が質疑しますけれども、この後、産業厚生常任委員会のほうで慎重審議されて議会最終日に可決を見るんだというふうに私も期待しておりますけれども、そうすると、1月1日から施行するという中で、早速、町としては着手したい、着手を考えているような事業ということがあるんだというふうに思っております。具体的な案件、なかなか今の段階で言えること、言えないことあると思うんですが、こういったこと着手できることがありそうだというものがあれば、現時点でお答えできる範囲で構いませんので、お尋ねをいたしておきたいと思っております。

以上2点、よろしく願いいたします。

○議長（角田真美） 質疑に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 根本 博 登壇〕

○都市建設課長（根本 博） 9番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

まず、1点目でございますが、条例第4条の協議会のメンバーでございます。

一応想定しているメンバーにつきましては、町長、議員、そのほかには町民代表としては区長、さらには民生委員、弁護士、司法書士、宅地建物取引、不動産業者、建築士、さらには県職員、警察ということで各1名ずつ、9名で構成したというふうに今のところ考えているところでございます。

2点目の条例に基づいての対策でございます。

今、空き家等の対策の関係の計画を今策定に向けて進めております。これも年度中にはまとまっていくという形であります。その中で、今回協議会を設置しますので、その協議会がまず一番の大きな事業になってきまして、それを構成した中で、計画の策定の審議なり、これからどういうものがあるかということも精査して進めるという形でございます。

ですので、まずは年度中は協議会を設置して、その中で協議をしていくと。それに基づきまして、次年度以降については、いろいろ大きな案件ありますが、まず軽微な措置から進め

ていき、さらには安全重視ということで、2段階、3段階という形で行っていき、最終的には代執行までいければなどというふうに考えていますが、なかなかその予算の絡みもありますので、慎重に、さらにはスピード感を持ちながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

ここでお諮りいたします。

議案第22号 鏡石町空家等対策の推進に関する条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定により、産業厚生常任委員会に付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は産業厚生常任委員会に付託して審議することに決しました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第6、議案第23号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

○総務課長（吉田竹雄） ただいま上程されました議案第23号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

5ページをお願いいたします。

人事院は、8月7日に国及び内閣に対して国家公務員の月例給及び特別手当の引上げ改定勧告を行いました。これを受けて、福島県人事委員会は10月3日、県に対し県職員の月例給と特別給の官民較差を埋めるため、月例給平均0.88%及び特別給0.1か月分を引き上げるよう勧告を行ったところであります。

町としましては、福島県人事委員会の勧告に基づいた職員の給与等の改正及び県議会、県内自治体の動向に準じて、特別職の期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改定するため所要

の改正を行うものでございます。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条、期末手当の規定でございますが、第2項中、それぞれの基準日、現在の支給割合を「100分の162.5」を「100分の167.5」に改めるものでございます。

附則として、第1項では、令和5年12月1日から適用するものであります。

第2項では、今年度に限り、6月期分の引上げ分を12月の期末手当の引上げ分に加算して支払う規定でございます。

第3項では、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当については、改正後の期末手当の内払いとする規定であります。

以上、上程されました議案第23号について提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ただいま上程されました議案第23号について、幾つかお尋ねをいたします。

これにつきましても、定例全協、臨時全協という形で丁寧にご説明をしていただき、そして、また、今回の上程される理由までしっかり理解しているつもりではあります。そういった中で、さらにお尋ねをいたしたいというふうに思っております。

今、総務課長の説明がありましたように、5ページの中段に、第5条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改めるということが実際の今回の条例改正なわけでありましてけれども、じゃ、実際にこれを見たときに幾ら増えているんだというのが、これは分からないですね。結局計算すれば分かるんでしょうけれども、要するに幾ら増えたんだということをお尋ねしていただきたいと思っております。

「100分の162.5」が「100分の167.5」になったんだよと言うしかなくて、私も計算をちょっと怠ったものですから、まず1点目は、実際にこれ幾らの増額になったのかということをお尋ねしておきたいと思っております。

もう一点は、この国の令和5年8月7日の人事院勧告の内容から、10月3日の県の人事委員会の勧告等々の内容について、ちょっと私も勉強して調べてみました。そういう中で、今年のご存じのように、物価高あるいは景気があんまり芳しくないということで、11月には、国のいわゆる首相、政務三役、今問題になっていきますけれども、このあたりがいわゆる増額

分を自主返納するというふうな対応をなされたということで、それにあやかって、私たち特別職もこういったものは増額すべきではないという意見もこの前申し上げたところなのですが、仮に、金額の多寡に関係なく、この増額した分を私が、町からこれ頂くものでしょうから、町に対して自主返納することは可能かどうか。あるいは、この分を受け取らないと、私が、あるいは受け取っちゃったものを返すというふうになったときに、それに対してどのように対応していただけるのか、ちょっと考えていただきたいと思います。

というのは、実際にこれ可否あると思うんですけども、やはり後でちょっと私も討論で申し上げたいと思っておりますが、賛成討論、反対討論するか分かりませんよ、しかし、やはり議員は政治家であり、これ執行部、町長等もそうですが、やはり世の中の情勢、特に景気あるいは今の社会情勢に鑑みてフレキシブルに対応しなくちゃならないと。要するに、景気が悪いときに自分たちがいい思いをするということはやってはならない。いわゆる忘己利他という精神があるんですけども、そういうふうに基づいてやらなくちゃいけないなど思っている中において、私は果たして今の今回の件はどうかという疑問をいまだに持っているんですが、その点は別件にして、今申し上げた2点についてまずお尋ねをいたしたいと思っております。

以上であります。

○議長（角田真美） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員の質疑にご答弁を申し上げます。

まず、「100分の162.5」が「100分の167.5」ということで上がりました。これにつきましては半年分ということですので、年に換算しますと0.1か月上げるという中身でございます。ですので、議員の報酬ですと22万5,900円だと思っておりますが、これの0.1か月分ということでございますので、単純計算すると2万2,500円ほど上がるという中身でございます、議員のように1年間を通して議員に就いている方ですとそのような計算であります。

また、新人議員さんですと、その支給割合が半年丸々過ぎていないということで、支給割合ではそのようにはならないということで、個別ではちょっといろいろな差があるということとはご理解していただきたいと思っております。

議員全員としましては、21万3,000円ほど増えるという中身になってございます。

また、2番目の頂いた手当を返還するというようなことでございますが、議員におかれましては、選挙において選ばれた者につきましては寄附行為が基本的には禁止されているということがございますので、支給したものにしましては遠慮なくといいますか、受け取っていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ただいま上程されました議案第23号につきまして、反対討論を申し述べさせていただきます。

先ほど質疑の中でもいろいろお尋ねをいたしました。そしてまた、真摯に答弁をいただいたことは心から感謝を申し上げます。

そういう中であって、先ほど申し上げましたとおり、我々議会議員について、これは政治家であり、そしてまた世の中の情勢を見ながら我々自身のあるべき姿を定めなければならないという忘己利他の話をさせていただいたことであります。

今回、確かに私たち議会議員の件を、このように条例も議案の一番最初のほうに検討いただいて、上げていただけることは本当にさらにこれありがたいことではあるんですが、しかし、やはり今、このコロナが終わった後も、世の中、そして町内の経済はなかなかまだ活性化していないと私は考えております。

そういう中であって、半年分で2万2,590円という金額が、これは多いのか少ないのかは別にいたしましても、やはり我々議会議員は、本来そのときに定められた議員報酬、そしてまた期末手当等で働かせていただければいいのではないかと。もちろん社会が本当に好景気に転じて、それこそ物価が上がる、要するにそれに追随する形で、これはどんな人たちも給料を上げなくちゃならないんだというふうな状況であれば、これは我々議会議員ももらってもいいんだというふうな気持ちにはなるんですが、しかし、今の段階ではもらうことはできないと、これは私は考えております。

そして、また、先ほど国の例を申し上げました。国の例というのはどういうことをやったかといいますと、それぞれの方々が一旦受け取って、やはり国には直接は返せないということで、恐らく一回自分の政党か何かに納めて政党か何かから返したか、あるいは、別な団体に、要するに社会に貢献するような団体を通して返しているということでの還元なんですよね。要するに、預かったものを返してはいない。間接的に返したという形で、そういう形が

取れたために、法案を通してそういう形を取ったと。

しかし、我が町においては、今も課長おっしゃったように、なかなかこれ返してしまうことはできないと、もう法律で決まっているんでしょから。となると、この条例は通しちゃうと返せないということになりますので、ですので、私はもらわないというふうな自分の見解で、この条例には反対をしたいというふうに思っています。

これはあくまでも私が町議会議員としての1人の考えを申し述べているものでありまして、続いての24、25の議案とは全く考え方が違いますので、とにかく第23号の議案については、議会議員自らとしては、私は反対をしたいということでの意見を申し述べさせていただきます。

以上、反対討論とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに討論ありませんか。

賛成の討論を。

10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 私も私見でございます。今まで内容を見ますと、人勧、それは今までもその人勧に従って引上げの場合もあるし引下げの場合もありました。それはどういうことかということ、職員等に準じるということでございます。それと、各他市町村、その整合性も取るということでありましたので、今まではそれに倣ってきたということでございます。

それで、前に、報酬の関係ですか、名前言っただけはおかしいんですけども、天栄村との差があるとなりました。それも、多分今回は天栄村も上げているのかと思っておりますので、またその差が開くということが出てまいります。そういう整合性が取れないものは私は賛成できない、反対に対して賛成はできないということで、今回の議案に対しては賛成いたしません。

以上です。

○議長（角田真美） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第23号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（角田真美） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 次に、日程第7、議案第24号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

○総務課長（吉田竹雄） ただいま上程されました議案第24号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

6ページをお願いいたします。

福島県人事委員会は10月3日、県に対し県職員の月例給与と特別給与の民間較差を埋めるため、月例給与平均0.88%及び特別給与0.1か月分を引き上げるよう勧告を行ったところであります。

町としましては、福島県人事委員会の勧告に基づいた職員の給与等の改正及び県議会、県内自治体の動向に準じて、特別職の期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改定するため所要の改正を行うものでございます。

町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条、期末手当の規定でございます。第2項中、それぞれの基準日現在の支給割合を「100分の162.5」から「100分の167.5」に改めるものでございます。

附則として、第1項では、令和5年12月1日から適用するものであり、第2項では、今年度に限り6月期分の引上げ分を12月の期末手当の引上げ分に加算して支払う規定でございます。

第3項では、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当については、改正後の期末手当の内払いとする規定でございます。

以上、上程されました議案第24号について、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第24号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（角田真美） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第8、議案第25号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

○総務課長（吉田竹雄） ただいま上程されました議案第25号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

7ページをお開きください。

福島県人事委員会は10月3日、県に対し県職員の月例給与と特別給与の民間較差を埋めるため、月例給与平均0.88%及び特別給与0.1か月分を引き上げるよう勧告を行ったところであります。町としましては、福島県人事委員会の勧告に基づき、職員の給与等の改定について所要の改正を行うものでございます。

8ページをお開きください。

職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条、通勤手当の規定でございますが、第2項第2号中「6万7,900円」を「7万6,000円」に改め、第17条、宿日直手当の規定でございますが、第1項中「4,600円」を「5,500円」に改め、第18条、期末手当の規定でございますが、第2項中12月の支給割合を「100分の120」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中、再任用職員に係る規定を一般職員の読替規定である「100分の120」を「100分の122.5」に改め、12月の支給割合を「100分の67.5」から「100分の68.75」に改めるものであります。

続いて、第19条、期末手当の規定でございますが、その支給割合を第2項第1号中「100分の97.5」を「100分の100」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の48.75」に改めるものでございます。

これによりまして、今年度の人事委員会勧告の支給率となります。

続きまして、別表第1として、職員の給料表の改定でございます。

9ページから11ページでございます。

全号級で改定がなされました。今回は、特に若年層に重点を置いた改定となっております。

12ページをお開きください。

附則として、第1項では施行日を公布の日からとし、第11条及び第17条の改正規定は、施行日を令和6年4月1日とするものであります。

第2項では、人事委員会勧告関係の改定のうち、月例給については令和5年4月1日に遡及し、勧告の特別給部分については令和5年12月1日から適用する規定でございます。

第3項では、期末手当について、今年度に限り6月期分の引上げ分を12月分の期末手当分の引上げ分に加算して支払う規定でございます。

第4項では、勤勉手当について、今年度に限り6月期分の引上げ分を12月の勤勉手当の引上げ分に加算して支払う規定でございます。

第5項では、改正前の給与や特別給については、改正後の給与や特別給の内払いとする規定でございます。

以上、上程されました議案第25号について、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 議案第25号について1点お尋ねをいたします。

今回の改正の中で、宿日直手当に係る第17条の改正の部分があったと思うんですが、現在、我が町において宿日直勤務を命じている状況についてどのようになっているか、現況をお知らせいただければと思います。

以上です。

○議長（角田真美） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員の質疑にご答弁を申し上げます。

現在の役場の宿日直の状況でございます。

現在、宿日直を行っております部門につきましては、役場本庁舎のみでございます。毎週土曜日の勤務につきましては、庁舎内に勤務する職員が代わる代わるといえますか、土曜日は朝の8時半から17時15分まで、1日宿日直室のほうで待機して、いろいろな問合せや届出等に対応しているという状況でございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第25号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（角田真美） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで議事の都合により昼食を挟み、午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時47分

開議 午後 1時00分

○議長（角田真美） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第9、議案第33号 令和5年度鏡石町一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小貫秀明 登壇〕

○副町長（小貫秀明） ただいま上程されました議案第33号 令和5年度鏡石町一般会計補正予算（第6号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書24ページをお開きください。

このたびの補正予算につきましては、主な歳入といたしまして個人住民税、固定資産税の確定見込みによります8,000万円、普通交付税の確定による4,499万8,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金7,918万円。

歳出としては、低所得世帯支援価格高騰重点支援追加給付金7,700万円、プレミアム付商品券発行事業補助金2,300万円などの増額補正でございまして、第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,067万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億9,569万5,000円とするものでございます。

補正の詳細につきましては、30ページからの事項別明細書に基づきましてご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（小貫秀明） 以上、提案理由をご説明申し上げました。

ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 今の補正予算について若干質問させていただきます。

40ページの農業土木費の説明欄で、緊急浚渫推進事業として借俣池の浚渫工事で1,320万円の農業休止補償金が計上されていますけれども、この1,320万円の内訳をお聞きしたいと思います。何戸分で面積何ぼの補償なのかをお知らせいただきたい。

次の42ページから43ページの商工費の中で、中段に説明欄、プレミアム付商品券発行事業補助金（第2弾）として2,300万円の計上をされておりますけれども、これは何枚発行されて、何口というんですか、どういう内容なのか、もう少し詳しく教えていただきたいと思っております。

それから、次の44、45ページで公園費、説明欄でこれも中段で鳥見山公園外灯更新工事、3基分で450万円を計上されておりますけれども、これは更新の中身、3基で450万円かか

る工事について、どういう内容なのか教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（角田真美） 質疑に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 根本 博 登壇〕

○都市建設課長（根本 博） 11番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

まず、40ページの農業土木費の中の農業休業補償の件でございます。こちらの内訳でございますが、借俣池の浚渫工事に伴いますものでございまして、対象者は延べ6名の方になります。きゅうりが面積で115アール、小松菜で10アールの方に補償するものでございます。

あわせて、公園費の中の外灯工事でございます。こちら3基という形になっています。こちらの公園内にポール設置しています外灯がございます。こちら水銀灯でございまして、また腐食等も設置から多くなっておりますので、長寿命化計画に基づきまして、今回ポールのLED化を行うことによって、こちら3基分の更新の費用となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 産業課長。

〔産業課長 吉田光則 登壇〕

○産業課長（吉田光則） 11番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

議案書42ページ、商工費の中のプレミアム商品券についての詳細というふうなことでございます。こちらプレミアム商品券につきましては、5,000円分の商品券を4,000円で販売というふうな形で発行枚数は2万セット、発行総額で1億円という規模の事業でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑はありませんか。

8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 47ページの学校施設維持管理工事費、これがグラウンド休憩施設ということで800万円計上されていますけれども、これは、今年度の当初の計画にあったものだったんですか。そして、私、グラウンド休憩施設というものがどういうものか分からないんですが、それをこの施設維持管理工事ということは維持するためにするわけですから、グラウンド休憩施設というのはもともとあったものを維持する工事だとは思いますが、どういうグラウンド休憩施設なのか教えてください。

○議長（角田真美） 質疑に対する答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 大河原正義 登壇〕

○教育課長（大河原正義） 8番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

中学校施設維持管理工事の中の中学校のグラウンドの休憩室でございますが、まず、当初計画はどうだったかというふうなご質問だったかと思いますが、こちら今年度の当初予算の中に設計費ということで予算を計上していたものの内容となっております。

また、その休憩室の内容でございますが、簡単に申し上げますと屋根つきのベンチを設置するものとなっております。ですので、イメージ的には駐輪場のようなものの中にベンチが並んでいるといったものになりますが、ベンチにつきましては、約40名の生徒が座れるようなベンチとなっております。

なお、今回あくまで設置工事というふうなものでございますので、初めて設置する内容となっております。

以上、答弁いたします。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありますか。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ただいま上程されております一般会計補正予算について、幾つかお尋ねをいたします。

1回目の質疑の中で全て質問、質疑内容を申し上げますので、ご留意いただきたいと思っております。ページ、ちょっと順不同になるかもしれませんが申し上げます。

まず、34、35ページでございまして、34、35ページの中の地方路線バス維持負担金106万3,000円の増額補正であります。私ちょっと疑問に思いましたのは、この地方路線バス維持負担金というのは、もともと新年度予算等にも含まれていると思うんですが、今回どうしてこのような形で106万3,000円が計上されているのか単純に疑問に思ったものですから、その理由をご説明願いたいということでございます。

続きまして40ページ、41ページでございまして、ここでは中段にありますいわゆる須賀川地方保健環境組合分賦金で最終処分場に充てるための経費として1,651万円計上しておるわけでございます。私もちょっと不勉強で申し訳ありませんが、最終処分場の計画、ちょっとどうなっているのか私分かりませんが、今後このような形で、我が町としてはどのぐらいの負担が今後想定されるのか。今回1,651万円を払うということですが、今後、最終処分場ということに対しては幾ら払わなくてはならないかということをお知らせいただければというふうに思います。

3つ目は44、45ページでございまして、こちらにありますのは、私のうちの近くにあります東町団地というところが線路沿いにありますけれども、東町団地居室改修工事として190万円が計上されております。東町団地といいますとそんなに古くはないのかなというふ

うに思うんですが、どういうふうな改修を行うのか、その内容を教えていただければというふうに思います。

4点目が46、47になりまして、ここでは真ん中にあります第二小学校関係の経費、小学校費ということで、その中の管理備品が50万8,000円増額補正されていると。内容を見ますと、二小のクラス増により管理備品の購入費が必要になったということですが、二小のクラス増とは何年生がクラス増に、1年生ですかね、あるいはその辺も含めて、あしたの一般質問にもちょっと私、二小の話をするものですから、今年度における二小のクラスの数、来年における二小のクラスの見込み数、その辺をあらかじめ教えておいていただければ助かります。

また先ほど来、込山議員からも質疑がありましたとおり、中学校のグラウンドにおける屋根つきベンチができるということで、私もちょっと不勉強で申し訳なかったんですが、40名程度座れるということですのでけれども、もともとこれはどういう意味で造ることになっていたのか、ちょっと原点に戻るような話になりますが、その辺も教えていただければというふうに思います。

それで最後の質疑なんですが、これに関係するところが2か所、実はございまして、先ほどの公用車の売却収入あるいは公用車リース等の関係で、収入のほうが増入のほうになりますが、32、33ページに出ております。町の公用車を振興公社へ売却ということで40万円の歳入を見込んでいます。それに対して42ページ、43ページでは、先ほどの40万円を原資として、あるいはそれにちょっと補正をして公用車を40万円で購入すると。そして、リース料はむしろリース満了で3万8,000円の減になるということでもありますけれども、この辺のいきさつというか、ちょっとどういった形で、車の流れとあとお金の流れ、どのようになっているのかをご説明をいただきたいということで、以上、まず質疑の中で申し上げておきます。よろしく申し上げます。

○議長（角田真美） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員のご質疑にご答弁を申し上げます。

35ページでございますが、地方路線バス運行維持対象事業としましての106万3,000円の補正増ということでございます。これにつきましては、福島交通のほうへ路線バスを運行していただいております。その協定する中でございますが、収入及び支出のほうで変更があった場合は、その変更額分を負担するというような中身になってございます。

今回につきましては、乗客数の減によりまして180万円ほどの収入のマイナスがあった。また、現在の原油高等の燃料費の高騰が原因でございまして、燃料費の増が110万円ほどあ

ったということで、収入が減った分及び燃料費増額になった分ということで、負担金のほうがその分増えたということでございまして、今回106万3,000円ほど上程させていただいたところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（角田真美） 企画財政課長。

〔企画財政課長 橋本喜宏 登壇〕

○企画財政課長（橋本喜宏） 9番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

44、45ページの中段にあります住宅管理運営経費の中の東町団地居室改修工事ということでございますが、こちらにつきましては、県営の団地等について原発被害者の受入れをしていたところでございます。それに伴いまして、町もそういう同じ基準でやっていたんですが、県のほうが春先に一般化へ向けて進捗していくということに合わせて、鏡石町のこの東町団地につきましても、一般化、いわゆる普通の町営住宅に向けて今、事務事業を進めているところでございます。範囲も今、中通りに狭めておりまして、そのうち一般化という形にする予定でございます。

その中で、使っていなかったところにつきましては、やはり傷みが激しいところがございます。現在、今24戸のうち16世帯が入っておりまして、残り8部屋が空いている中で、大きく傷んでいるところ2か所、中位に傷んでいるところ2か所、ちょっとした傷みのところ2か所ということで全部で6部屋、大中小の割合で改修を始めて、その2段上にあります居室の清掃も同時に行いまして、こちらのほうを一般化に向けて整備をするという内容でございます。

以上でございます。

○議長（角田真美） 健康環境課長。

〔健康環境課長 大木寿実 登壇〕

○健康環境課長（大木寿実） 9番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

40ページ、41ページ目の須賀川地方保健環境組合の分賦金についてでございますが、1,661万5,000円、こちらにつきましては、令和5年度分の工事金額の確定によります分担金となつてございまして、物価高騰によります契約金額の変更、さらには工事内容に変更等が生じまして、契約内容が精査されたことによります負担金の請求となつたところでございます。

なお、この最終処分場の今後の負担割合ということでございますが、こちらにつきましては、須賀川市の旧長沼町のほうに現在、建設しているところございまして、今現在、債務負担行為ということで令和2年度から令和6年度の5年間ということで設定してございます。総額43億円というふうになってございまして、来年度、令和6年度で完成というふうになってございますが、その中でこの財源につきましては国庫補助金、さらには組合債、基金、一

般財源という形になってございまして、今現在の各市町村に今後の負担割合ということではまだ確定はしておりませんが、計算しますと大体約3億6,000万円ぐらいの最終的な町の負担となるかと思えます。

なお、この組合のほうで負担率につきましては、人口割が70%、ごみの実績割が30%という形で須賀川、鏡石、天栄という形でそれぞれの負担割になってございますので、その形で支出されていくということになりますので、ご理解いただきたいと思えます。

以上、答弁を終わります。

○議長（角田真美） 教育課長。

〔教育課長 大河原正義 登壇〕

○教育課長（大河原正義） 9番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

議案書46ページ、47ページの小学校費の中の管理備品費の中で、第二小学校のクラス増についてはどういうふうな内容なんですかというふうな内容だったかと思えますが、クラス増につきましては、まず1年生のクラスが来年1クラス増えるようになります。ということで、今年度は1学級だったものが来年度は2学級になるというふうな内容でございます。

次に、中学校費のグラウンドの休憩施設のお話でございますが、こちらその理由につきましては、現在、中学校のグラウンドにつきましては、防球ネットが設置してあって日陰がない状態だというふうなところがございまして、そういったところで熱中症対策だったり、あとは雨天時の対応だったりということで、グラウンドに屋根つきのベンチを設けるものでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 産業課長。

〔産業課長 吉田光則 登壇〕

○産業課長（吉田光則） 9番議員のご質疑のほうにご答弁させていただきます。

歳入の32ページ、33ページに記載をされている公用車の売却収入、歳出42ページ、43ページに記載のある公用車のリース料、それから公用車代40万円というところのご質問という形で、こちら車両的には1台でございます。現状、かんかんでらすの仕入れや集荷等々の業務で振興公社のほうに使ってもらっている軽ワゴン車になります。このワゴン車が平成31年1月から5年間のリース契約というような内容でございます。

今月末にリース期間満了を迎えるに当たりまして、公社のほうへの聞き取り等々を行っていく中で、公社のキッチンカー、あーさー号ですね、これを引っ張る、牽引する車両がないというふうな形で、できれば継続してこの軽車両を使わせてもらう中で構造変更、改造をして、あーさー号を引っ張れるバーと申しますか、キャンピングカーとかトレーラーを引っ張るああいう器具をぜひ改造させてもらいたいというふうな申出がありました。こちら車屋さ

ん、リース屋さんのほうに確認をしましたところ、所有権がリース会社のままだとその改造はちょっとというふうなところがありまして、振興公社と相談をしましたらば、振興公社のほうで、それであればぜひ払下げというか、買い受けたいというような流れになりました。

車屋さんのほうに確認した売却価格おおよそ40万円というふうな形で、町のほうでもうけることなくそのまま払い下げると。町のほうでは、当初は再リースを予定していた予算がありますので、こちらは不要になったということで、こちらを減額の3万8,000円というふうな形で、それをリース会社からの買上げが40万円で、それを公社に売却する40万円というふうなお金の流れになっているというふうなところがございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありますか。

9番、吉田議員。再質問ですね。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） たくさん質疑に答弁ありがとうございます。

そこでちょっと幾つか再質疑で詳しくお聞きしたいんですが、1点目は、総務課長、答弁いただいた地方路線バス維持負担金についてでございます。今回計上する意味まで含めてよく分かりました。ただ、これを例えば今年度、今回は致し方ないとして、要するにこの収支があったときにマイナス分を補填する、あるいは燃料負担、この時代ですからそういうことでのこういった計上になるわけですけれども、当分、恐らく今後ますますこの経費というのはどんどん増えるだろうというふうに見込まれると思います。

そういう中で、前から申し上げているとおり、こういった交通機関、これは昔何かいろいろ私も話は聞きましたけれども、なかなかやめるにやめられない事情があるんだとかという話も聞いたこともあります。しかし、今はやはりこういう公共交通機関よりも、今どこの市町村でもやっていますけれども、デマンド型あるいは自動交通ですか、そういったことも今やっています。むしろそういうものにそういう持ち出しを、支出を振り替えていってはどうかというふうに単純に思うんですね。

ですからこの辺について、今回はある意味、致し方ないと私も目をつぶりたと思っていますけれども、しかし来年度はどうかというのは、やっぱりここで考えないといけないと思いますので、その辺どのようなお考えであるか、こちらお尋ねをいたしたいというふうに思います。

もう一点は、もう一点といいますか中学校の学校関係です。

課長、もう一点ちょっと私が聞いていたことがありまして、クラスの数、できれば1年から6年生まで全部教えていただきましたかったんです。来年、1年1クラスが増えるための準備だということは分かったんですが、ですから小学校全て教えていただきたいのと、もう一点

は、中学校に今度新しい屋根つきベンチができるということで、新たなものができて目的もちゃんと聞きましたから、これは納得しました。

ただ、私も中学校のそばに住んでいて、毎日あの周りを散歩しているんですけども、私、言うか言わないか迷いましたけれども、正直に言います。中学校の校庭の中にある部室が、電気がついている日が3日ぐらいありました。私、勝手に入ればこれ不法侵入かということと言われても覚悟した上で、私は入って電気を消しました。中学校のOBですから、その辺勘弁していただきたいというふうに思うんですけども、何せ夜、誰もいないし一応声かけて、誰がいるんですか、中で倒れていたら困るんで言ったんですけども、誰もいないし仕方ないんで、私は部室のトイレの電気を消しました。3回ぐらいありました。これは誰にも言ったことはありませんが、今初めて申し上げますけれども、3回ほど私が目撃して消しています。要するに私が言いたいのは、建物とか施設をいっぱい造る、これは目的があれば造るのはいいんですけども、大事なものは維持管理なんですよ。

私はついでに言いますけれども、健康福祉センターの辺りをぐるぐると見て歩いて、不審な方とか、せつかく新しい立派な建物ができたんで大丈夫かなと思ってあの辺りを歩いているんですよ。そんな形で少し一町民として、その辺の協力はしようかなというふうに思っているんです。別に警備会社にお金払わなくてもそのぐらいできますから私は協力しますよ。

ですから、そういうふうに私がやったことは果たしてこれ大丈夫なのかどうか、それも含めて、あるいはそういったときの対応の仕方、これは議員ばかりじゃなくて町民が例えばそういうのを見かけた場合にどのような処置を行えばこれは合法的に、あるいは法律に引っかからないということで認めてもらえるのかということをお教えください。じゃないと電気無駄遣いになっちゃうから、私も本当に最近気をつけています。いろんなものを、車もそうだし電気も使わないようにしているんですけども、やっぱりそういう見ちゃうとどうしても何とかしてあげたいと思うんで、これからのことを考えて、ぜひその対策をどのようにしたらいいか、ぜひご答弁賜りたいというふうに思います。

以上です。

○議長（角田真美） 再質疑に対する執行部の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員の再質疑にご答弁を申し上げます。

地方路線バス運行の維持対策の事業費でございます。

先ほどお答えいたしました地方路線バスにつきましては、6系統の路線バスでありまして、いずれも鏡石と須賀川市と天栄村で広域的に運行している路線バスでございます。路線バスの運行につきましては、その利用状況等を勘案しまして、今後の検討をしていくべき課題な

のかなというふうには思っております。

また、新たな交通につきましても、やはりかなり初期投資や運転の費用等がかかるというふうには認識してございますので、最近、近隣の市町村等でもそのような実験をしているようでございますので、こちらをよく調査をして今後の参考とさせていただければなというふうを考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 教育課長。

〔教育課長 大河原正義 登壇〕

○教育課長（大河原正義） 9番議員の再質疑にご答弁申し上げます。

まず、第二小学校のクラス数ということでご答弁申し上げます。大変失礼いたしました。まず、1年生が今年度が1学級、それで来年度が2学級の予定でございます。次に、2年生でございます。今年度が2学級、来年度が1学級。3年生につきましては今年度が2学級、来年度も同じく2学級。4年生、今年度が1学級、来年度が2学級。5年生、今年度が1学級、来年度も同じく1学級でございます。6年生、今年度が1学級、来年度も同じく1学級。特別支援学級もございますので、こちらも今年度が2学級、来年度も同じく現在のところ2学級というところで、合計しまして今年度が合わせて10学級で来年度が11学級というふうな予定となっております。

次に、中学校のほうの先ほどございました部室のトイレの電気のほうの管理でございます。大変失礼いたしました。基本的には学校施設でございますので、学校のほうで管理しているものがこういった形で電気の消し忘れ、また何か管理の不備などがある場合がございます。そういった場合にはぜひとも学校もしくは教育委員会、こちらのほうにご連絡いただければ、こちらのほうで対応をしてまいりたいというふうを考えてございますので、もし何かあった場合にはご連絡のほうをお願いしたいというふうを考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありますか。

9番、吉田議員の再々質疑を認めます。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 再々質疑でございます。最後ですから言わせてもらいますが、先ほど教育課長から、もしそういうことを気づいたときがあれば町に言ってもらいたい。ただ、私気づいたのは夜なんですよね。ですから夜、気づいて電気がついていると。そのときに例えば電話して、あるいは言って消してもらえればそれはそれで終わるんですけども、翌朝例えば8時半にならないと皆さん方おいでにならないですよね。例えば役場、ここに来て当直の人に言っても、それは多分、皆さん方、誰か担当職員が行ってやってくれると私は思って

いません。そこまでする必要はないと私は逆に思っています。

私たちの仕事をやっていると、24時間体制ですから何かあれば夜中でも関係なく出勤しますけれども、皆さん方の仕事は8時半から17時15分まででよかったですか、そういうお仕事の中で、この夜の体制はどうするんだということがこの問題になってきてしまうんですよ。夜間のそういうトラブル体制はどういうふうになっているかという体制が出てくるので、夜間の例えば今回の電気の消し忘れというものは、あくまでも一つの事例なんですよ。そのときに町民が気づいている、私、議員ですけれども議員も気づいている。そしてこのように時間、後になって3回も続けば私だって言いますよ。1回、2回は目をつぶります。

しかし私は、例えば先ほど課長がおっしゃったのは、ある意味、もしかしたら言い方は悪いかもしれないけれども、大人の対応として、それは次のこととしてやらないよというところで言うのはいいけれども、しかし、そういう現実的に起きていて、なおさら今回の議会だって前の議会だって電気代の話は議会として必ず議員としての意見として上がっているはずなんですよ。

ですから、私が先ほど答弁いただきましたかったのは、例えばそういったときに気づいたら、私が入るのはそれは不法侵入となれば不法侵入と言ってもらって構わないと思うんですよ、やったことをやったことですから。しかし、その目的がどうかということですよ。これが善なのか悪なのか、性善説、性悪説とありますけれども、だから私が言いたいのは、その目の前にそういう問題が起きているときに、それを時間をもって後で言ったところで何の意味があるのかと。今後の善後策には活用されますが、その場のトラブルに対する対応はどうするんですかということなんですよ。それを何もしないで看過しろということですか。何もしないでそのまま放置して、もちろん次の日には消えるでしょう、電気は。2日連続でついてたということはなかったです。というのは私が消したからですよ。何もしなければ、翌日もしかしたらついたままでなっていたかもしれない。それは分かりません。しかし、私が申し上げたのが、事実かどうか疑うのであれば、これは致し方ありませんけれども、私は3日にわたって事実を申し上げました。そういったことがあったということを申し上げています。そして、私は改善してほしいために改善策を言ってほしいから申し上げています。

ですから、もう一度繰り返します。夜間において、例えば中学校の施設の電気がついてると、それが校舎内であれば私たちも入るつもりはありませんが、裏というか東側のところ、トイレのところは入れますよね。私は中学校の頃、グラウンドで遊ばせてもらいました。うちの祖父がまさしくそこに住んでいましたので、つながっていましたから竹やぶであそこに入って遊んでいました。中学校まで入って遊んでいました。今は入っていいのかどうかそれは分かりません。しかし日曜日になれば子供たちは入って遊んでいます。そういう事実もあります。

ですからこの辺の管理、運営がどうなっているんだという問題にまでなってしまうので、ですから大きなことは言いませんけれども、夜間の対策、そういったことを気づいたときにどうしたらいいんだということを端的でいいので教えてください。私が入って消したのがいいのかどうか。今度はそれをやるべきではないのか。町民の方もそれをやるべきでないのかどうか。やったほうがいいのか、町の節電のために。町の負担が減るんですよ、少しでも1円でも何円でも。私はそう思っていますよ、単純に。ですから、その辺のちゃんとした対策、電気がついているものについて消すということをどういうふうにするんだという対策を教えてください。それだけです。

以上です。

○議長（角田真美） 再々質疑に対する執行部の答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 大河原正義 登壇〕

○教育課長（大河原正義） 9番議員の再々質疑にご答弁申し上げます。

夜間時とかそういった形で、学校もしくは教育委員会のほうに日中連絡が通常取れない時間帯の対応というのは、一体どうしたらいいのかというふうなご質問だったかと思います。

基本的には学校施設内につきましては、やはり一般の方の立入りというのは通常、これはグラウンド、校庭だからとか、あとは建物内だからとかといった場所によっても変わりがございませんので、基本的には立入りを禁止というような場所になってございます。

ですので、こういった夜間時、通常連絡が取れない時間帯に何かしら連絡をしたいといったときには、夜間であっても例えば公民館、私たちがいる事務所においては夜間9時半までは管理人の方がいらっしゃいます。あと、またそれ以降につきましては、公民館につきましては確かに閉めてしまいますので、連絡が取れない状況になりますが、役場としますと、これは宿直の方がおりますので、24時間対応といったところに対応してございますので、学校、教育委員会へ連絡が取れないときには役場のほうにご連絡をいただきまして、一言そういった状況があるというふうなご連絡をいただければ、そちらのほうから教育委員会のほうにご連絡が来ますので、そのときに対応していくというふうな流れになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 1点だけお伺いします。

43ページの下の方の14工事請負費の250万なんですけれども、これ見ると一般財源ということ

で町単独でやるみたいなんですけれども、この町道及び側溝等維持補修工事というのが場所的には決まっているのかどうかですね。場所が決まってなければ、例えば町民等から連絡が入って、ここを直してくださいということで直す場合がありますけれども、どこやらの下水道のマンホール等ですか、その脇がへこんでいて作業員が直す場合があるんですよね。そうすると、そのところはすぐに壊れちゃうんですよね。だからその辺で緊急的な場合ですけども、もう少し長もちするような施工をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行部の答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 根本 博 登壇〕

○都市建設課長（根本 博） 10番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

今回、工事請負費としまして250万の補正を行いました。こちら以前から町民から要望のあった5か所を予定しております。1か所は、不時沼地内の歩道の切り下げということで役場の西側の場所、こちらの歩道と横断歩道が段差がありますので、そちらの切り下げを行うものでございます。2つ目が旧道のセブンイレブンの向かい側になりますが、こちらの歩道がちょっと傷んでいる部分、それをオーバーレイ工事で行うものが1か所、あとは成田の大宮地内の団地の中で、車道部分が若干へこんでいますので、その車道部打ち替え。また中町地内の立体交差の下側であります、その南側のやはり沈んだところの車道の打ち替えを行います。また成田の諏訪町地内ですが、こちらについても車道部が大分へこんでいる部分がありますので、そのオーバーレイということで5か所、こちら町民の方からご要望があって、直営でできない部分を今回予算を確保して早めに行っていきたいというふうに考えています。

なお、直営で行っている部分については、確かに議員おっしゃるように、なかなか、あくまで直営で簡易な部分がありますので、なるべく安全確保しながら行っていますし、それについては長期間に見て安全確保しながら予算確保して、直営でない部分はオーバーレイなり打ち替え等を行っていきたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） なければ、これをもって質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第33号 令和5年度鏡石町一般会計補正予算（第6号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（角田真美） 挙手全員であります。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

ここで換気のため5分間休議いたします。

休議 午後 2時04分

開議 午後 2時10分

○議長（角田真美） ただいまから再開いたします。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第10、議案第34号 令和5年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） ただいま上程されました議案第34号 令和5年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の52ページをお願いします。

このたびの補正につきましては、令和5年度介護給付費の見込額が増加することが推測されることから、居宅介護サービス給付費などの補正予算でありまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,351万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億8,482万5,000円とするものです。

詳細につきましては、58ページ、59ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） 以上、議案第34号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第34号 令和5年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第11、議案第35号 令和5年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長。

〔産業課長 吉田光則 登壇〕

○産業課長（吉田光則） ただいま上程されました議案第35号 令和5年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由をご説明申し上げます。

議案書64、65ページをお開き願います。

このたびの補正につきましては、県人事委員会勧告に基づいた給与改定及び職員2名の定期人事異動に伴う職員人件費の補正予算となります。

第1条では、このたびの補正による増減額となりますが、65ページ第1表のとおり、1款総務費、1項総務管理費内の科目間調整での対応となるため、既定の歳入歳出の予算の総額

4,574万8,000円から改めての増減は発生しません。

内容につきましては、66ページからの事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○産業課長（吉田光則） 以上、議案第35号 令和5年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由等のご説明を終了いたします。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第35号 令和5年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第12、議案第36号 令和5年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 根本 博 登壇〕

○都市建設課長（根本 博） ただいま上程されました議案第36号 令和5年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）につきまして提案の説明を申し上げます。

議案書72ページをお願いします。

このたびの補正につきましては、県人事委員会の給与改定勧告に伴う職員人件費の補正予算となります。第1条では、既定の歳入歳出予算の総額の補正の増減はございませんが、歳出補正予算の款項の区分に係る補正予算となります。

歳出の詳細につきましては、76ページからの事項別明細書よりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○都市建設課長（根本 博） 以上、議案第36号につきまして提案理由の説明を申し上げました。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第36号 令和5年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号及び議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第13、議案第37号 令和5年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）及び日程第14、議案第38号 令和5年度鏡石町下水道事業会計補正予算（第2号）の2件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、議案2件を一括議題とすることに決しました。

提出者から提案理由の一括説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 圓谷康誠 登壇〕

○上下水道課長（圓谷康誠） ただいま一括上程されました議案第37号 令和5年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）及び議案第38号 令和5年度鏡石町下水道事業会計補正予算（第2号）の2議案について提案理由の説明を申し上げます。

議案書80ページをお願いいたします。

初めに、議案第37号 令和5年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

このたびの補正予算については、県人事委員会勧告等による職員人件費の補正予算でございます。

第2条、収益的収入及び支出において、支出第1款水道事業費用、第1項営業費用の既決予定額から28万1,000円を減額し、3億8,123万7,000円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出において、予算第4条本文括弧書き中「不足する額9,203万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金6,986万円」を「不足する額9,259万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金7,042万2,000円」に改め、支出第1款資本的支出、第1項建設改良費の既決予定額に56万2,000円を増額し、1億5,799万7,000円とするものであります。

第4条は流用の規定でありまして、職員給与費の既決予定額に28万1,000円を増額し、2,953万6,000円とするものです。

詳細につきましては、82ページからの事項別明細書により説明いたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（圓谷康誠） 続きまして、89ページをお願いいたします。

続きまして、議案第38号 令和5年度鏡石町下水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

このたびの補正予算については、県人事委員会勧告等による職員人件費及び負担金の補正予算であります。

第2条、収益的収入及び支出において、支出第1款公共下水道事業費用、第1項営業費用の既決予定額から106万円を減額し2億1,471万7,000円とし、第2款農業集落排水事業費用、第1項営業費用の既決予定額に74万3,000円を増額し、4,187万6,000円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出において、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億417万8,000円は、当年度分損益勘定留保資金9,209万2,000

円、当年度分利益剰余金処分量1,208万6,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億541万4,000円は、当年度分損益勘定留保資金9,209万2,000円、当年度分利益剰余金処分量1,332万2,000円」に改め、第1款公共下水道事業資本的支出、第1項建設改良費の既決予定額に123万6,000円を増額し、4,102万6,000円とするものです。

第4条は流用の規定で、職員給与費の既決予定額に87万2,000円を増額し、3,968万3,000円とするものです。

90ページをお願いします。

第5条、利益剰余金の処分について、予算第11条本文中「2,006万円」を「1,962万7,000円」に改め、同条1号中「1,208万6,000円」を「1,332万2,000円」に改めるものであります。

詳細については、92ページからの事項別明細書により説明いたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（圓谷康誠） 以上、一括上程されました議案第37号及び議案第38号、2議案の提案理由の説明を申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の一括説明を終わります。

これより2件の一括審議に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

初めに、議案第37号 令和5年度鏡石町上下水道事業会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第37号 令和5年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 令和5年度鏡石町下水道事業会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第38号 令和5年度鏡石町下水道事業会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願・陳情について

○議長（角田真美） 日程第15、請願・陳情についての件を議題といたします。

請願第1号及び陳情第2号につきましては、会議規則第86条第1項の規定により、別紙文書付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（角田真美） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時32分

第 2 号

令和5年第2回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和5年12月14日(木)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	畑 幸一	2番	中 畠 伸子
3番	熊 倉 正 磨	4番	東 悟
5番	根 本 廣 嗣	6番	町 島 洋 一
7番	稲 田 和 朝	8番	込 山 靖 子
9番	吉 田 孝 司	10番	小 林 政 次
11番	円 谷 寛	12番	角 田 真 美

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 正 男	副 町 長	小 貫 秀 明
教 育 長	渡 部 修 一	総務課長兼 選挙管理 委員会書記長	吉 田 竹 雄
企画財政課長	橋 本 喜 宏	税務町民課長	根 本 大 志
福祉こども 課 長	菊 地 勝 弘	健康環境課長	大 木 寿 実
産 業 課 長	吉 田 光 則	都市建設課長	根 本 博
上下水道課長	圓 谷 康 誠	教 育 課 長	大 河 原 正 義
農 業 委 員 会 長 農 務 局 長	倉 田 知 典	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	佐 藤 喜 伸
農 業 委 員 会 長 職 務 代 理 者	円 谷 一 男	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 職 務 代 理 者	佐 藤 敏 夫

事務局職員出席者

議会議務局長 緑川憲一 主査 藤島礼子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（角田真美） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、農業委員会の会長及び選挙管理委員会の委員長が欠席しておりますため、それぞれ職務代理者が出席しておりますので、ご報告申し上げます。

本日の議事は、議事日程第2号により運営いたします。

◎一般質問

○議長（角田真美） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 根本 廣 嗣

○議長（角田真美） 初めに、5番、根本廣嗣議員の一般質問の発言を許します。

〔5番 根本廣嗣 登壇〕

○5番（根本廣嗣） 5番、根本廣嗣でございます。

通告に基づきまして、2項目の質問をさせていただきます。初めての質問ですので、皆様方のご指導を仰ぎながら進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、1、高久田一貫線の乗り入れの件についてと、2の生活道路整備についての2項目を質問させていただきます。

まず、1、高久田一貫線から須賀川118号線の乗り入れについての（1）事業進捗の状況はどのようなになっているのか。

私も圃場整備事業の工事委員長を務めておりますが、これは高久田一貫線から高久田40号線を通り、新たに須賀川に直結させる事業ですが、圃場整備事業では、40号側の水田を圃場整備事業から除外されています。そこで、その工事の進捗状況についてお伺いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 皆さんおはようございます。

5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

118号線への接続道路については、当初のルートの計画を実行しつつ、新たなルートとし

て東部環状線の接続ルートについて、須賀川市と連携しながら今現在進めているところでございます。

現在、事業計画の地元合意を得て、今年度については、須賀川市、町とも測量業務を発注し、現地測量を実施しているところでございます。なお、当初ルート須賀川瓦斯前交差点接続ルートについては、須賀川市において継続的に地権者と交渉しており、現在は用地買収済みの市有地の有効活用として車両交通の利便性を高めるため、待機所を整備したところでございまして、まだ抜本的な道路改良に至っていないところでございますが、引き続き用地交渉を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 5番、根本廣嗣議員。

〔5番 根本廣嗣 登壇〕

○5番（根本廣嗣） 早急な着工を望むところでございますが、何といたっても一貫線は、十数年前からできない道路でございます。その後一向に進まず、現在まで至っております。

そこでですが、これから今後、調査計画の方向性はどうなっているのか、お伺いいたします。

○議長（角田真美） 根本議員に確認します。（2）の質問でよろしいでしょうか。

○5番（根本廣嗣） はい、そうです。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

当初ルートについては、須賀川市、鏡石町ともに重要なルートであるという認識でございます。引き続き、地権者との合意形成に向けた継続交渉等、町としても解決の糸口を模索し、須賀川市と協力しながら事業を進めてまいります。

東部環状線に接続するルートにつきましては、現在発注している測量の成果に基づきまして、今年度中には概ねの道路線形を地元を示す予定となっております。地元の合意が調べば、令和6年度以降から詳細設計の実施と用地交渉を進める予定としております。順調に予算の確保と用地買収等の完了が進捗すれば、早ければ令和8年度から現地着手を目指しているところでございます。大変重要な路線として、須賀川市と連携しながら事業を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁としております。

○議長（角田真美） 根本議員。

〔5番 根本廣嗣 登壇〕

○5番（根本廣嗣） 今説明ありましたが、令和8年からということなんですけれども、高久

田区ではもう何十年も前から要望しているものでございますから、なるべく早く優先事項としてお願いします。あと、高校生が、岩農生が通ってあそこで自転車で転んだのを何回か見えています。やっぱりそういうのを見ると、道路をよくして、なるべく早くしてもらいたいと思います。これは要望です。どうぞよろしくをお願いします。

あと、第2です。高久田区からの生活道路の整備工事の要望2か所について、検討状況についてご説明をお願いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

高久田区からは、生活道路の舗装工事についての要望として2つが出ております。

まず、1つ目の道路につきましては、高久田25番から27番の約70メートルの公道があると認識しています。この道路の現状につきましては、砂利道で宅地内に道路が抜けている状況となっております。

2つ目の道路につきましては、高久田24番から14-2番までの35メートルの公道と認識しております。こちらも先ほど同様、砂利道で宅地の間を公道が抜けており、その先の畑に続いている道路と感じております。

どちらの道路も公図の幅よりも広い幅で道路を利用している状況となっております。同様の案件については、町内に多くの要望がありますので、整備に当たっては、隣接地権者の合意形成や地元行政区の協力を仰ぐとともに、緊急性、さらには利用状況を勘案しながら、整備時期及び手法について検討してまいりたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 根本議員。

〔5番 根本廣嗣 登壇〕

○5番（根本廣嗣） 要望事項はあるんですが、あと、高久田区で町内で要望して、10年もかかって要望しているんですけども、生活道路が舗装にならないところがもう何か所もあるみたいなんですけれども、そういうところは、ほかの土地が入っているとかそういうのを聞いたことがあるんですけども、そういうのはどういうあれで舗装ができないのかをお聞きします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 5番議員の再質問にご答弁申し上げます。

未舗装部の生活道路につきましては、年次計画に基づいて、各要望に基づいて行っている状況でございます。現在も岡ノ内地内さらには大山地内、堀米地内などの要望も出されてお

ります。

さらには、私道という形で民間が行ったところが砂利道のままというところもございませう。そういうところもございまして、その辺の要望も含めて、予算を確保しながら進めていきたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 5番、根本議員。

〔5番 根本廣嗣 登壇〕

○5番（根本廣嗣） 生活道路が、生活にとっては家の脇が舗装になっていないということがやっぱりきつと思いますので、なるべく早くやってもらおうようにお願いします。

これで私の質問を終わります。

○議長（角田真美） 5番、根本廣嗣議員の一般質問はこれまでといたします。

◇ 吉 田 孝 司

○議長（角田真美） 次に、9番、吉田孝司議員の一般質問の発言を許します。

9番、吉田孝司議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） おはようございます。9番議員、地域政党「町政刷新かがみいし」代表の吉田孝司でございます。

今回は、私の生涯通算連続18回目の一般質問となります。今定例会では、一般質問が7人となりました。半数以上の議員が一般質問を行うということは大変いいことであると思っております。今回は、私の質問数が非常に多くなっております。早速、一般質問に入らせていただきますが、短時間ながらも有意義な、双方向性の政策論争を進めてまいりたいと存じますので、何とぞよろしく願いいたします。

それでは、1番の質問から進めてまいります。

1番、鏡石町における今年の選挙の総括についてであります。

今年におきましては、8月に我々の町議選、そしてまた、11月に県議選が行われたという年でございます。

そこで、早速であります（1）番、2つの選挙が行われましたが、それぞれの選挙において、選挙違反と思われるような行為はあったかどうか。そしてまた、それに対して町選管としてはどのように対応なさったのか、お尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

選挙管理委員会書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（吉田竹雄） おはようございます。

9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

8月22日告示鏡石町議会議員一般選挙並びに11月2日告示福島県議会議員一般選挙において、選挙違反の行為があったかにつきましては、町選挙管理委員会は選挙に関する事務を管理することになっており、公職選挙法に抵触しているかどうかを調査し選挙違反の認定は警察の権限であると認識しております。このため、町選挙管理委員会において、選挙違反行為の認定はできないものと考えております。

なお、町選挙管理委員会としましては、須賀川警察署と連携を図り、公正な選挙の執行に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 1点お尋ねをいたします。8月の町議選の立候補届の受付の際、私の場合は代理人を立てましたが、ここにおられる方は何人かが本人が立候補届けをなされた。その際に、選管の事務員の方々もいる前で、それこそ町役場の庁舎のそばで、いわゆる七つ道具をもらわないうちに第一声を上げたという候補者がいたという話が、今回当選された議員からも聞いていますし、私の代理人からも聞いています。そういう実態はあったのか否か。そしてまた、それに対する選管の対応はどうだったのか、お尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

選管書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（吉田竹雄） 9番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

8月22日告示の鏡石町議会議員一般選挙の立候補手続が終了していないときに、選挙カーでの第一声があったのかという質しでございます。これにつきましては、まだ完全な届出の事務処理が終了していない中で選挙カーをフライング的に走らせたというような、実際、事実はございました。これにつきましては、役場の近くでしたので、直ちにその事実関係を行いました当該候補者の選挙事務所のほうに注意喚起の連絡をしたという状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） これ、聞きません、これ以上は。ただ、言いますけれども、これは前代未聞ですよ。七つ道具をもらわないうちに選挙カーを走らせるなんていうのは、前代未聞です。そしてまた、それに対して選管としてはそれを注意したんだから、それはいいでしょう。でも、それは選挙違反と思われる行為であったかどうかということは、それに該当するんだと思いますから、それはそれとして、先ほどの質問にはそう答えていただきかったです。た

だ、課長のおっしゃるような内容も分かりますので、それは認識しております。今後そういうことがないように、選挙違反のないように我々は政治家はやるしかありませんから、そういうつもりで私もやってまいります。

(2) 番、これは我々の選挙、町議選は無投票でありましたから、投票率は関係がありません。県議選の投票率、町執行で把握しておられると思いますが、選管で把握しておられますが、これはいかがであったか。そしてまた、それをどのように選管としては分析なさっているか、お尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

選管書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（吉田竹雄） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

鏡石町議会議員一般選挙は無投票でありましたが、福島県議会議員一般選挙の投票率は、全体で町は42%でありました。18歳の投票率は42%と高く、投票権が18歳まで引下げられたことで、学校や家庭での取組の成果であると思われまます。世代間の投票率の差は大きく、20代と70代の投票率の差は3倍以上の開きがありました。全体的に投票率は低下傾向にあります。特に若い世代ほど投票率が低い傾向であることから、SNSを活用するなど、投票率向上に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 今、選管書記長に教えてもらって、投票率が42%、そして、18歳の選挙投票率も42%ということで、やっぱり18歳の方は多いななんていうふうな今印象を持っていました。

私も今回の選挙では、初めての体験を实はしました。私の盟友というか友人であります水野透さんという人から頼まれてまして、鏡石町の開票所の開票立会人を生まれて初めてやらせてもらいました。私は町会議員ですけれども、議員が自分の選挙の開票立会人はできませんので、人の選挙の開票立会人をやるということしかできないんですが、そういう経験というのは本当に私にとっては有意義で、ここにおられるといいですか、町役場の職員の方々が一生懸命開票事務に当たられているという姿を見て、休みのときに出てきてもらって大変だなと、本当に遅くまで、思いました。

その際も投票率、あるいは票を見ていると、やっぱりちょっと少ないななんていうイメージ、今までは遠くから見ていたことがありましたけれども、今回もだんだん投票率が下がってきて、この投票率の向上に向けて、やはり何かしらの動きをしていかなきゃならないという中で、先ほど課長おっしゃったように、学校、家庭の取組というのがなされているん

だろうというふうな分析、これは本当にお聞きしてそのとおりだなと思いました。私たちも投票率向上に向けて、そういうことも政治家の役割だと思いますから頑張ったいというふうに思います。

(3) 番、町内の選挙投票所10か所ですか、私はちょっと忘れちゃいましたけれども、選挙投票所はバリアフリー化は徹底されているのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

選管書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（吉田竹雄） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

町では投票所の環境整備を進めており、段差等の解消可能な集会所は対応しているところがあります。しかしながら、建築年数が古い集会所ほど、完全なバリアフリーには対応できていない集会所もあります。今後も、集会所を改修する際には、少しでも段差解消などのバリアフリーを進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 1点ちょっとお尋ねをしますが、町内の選挙投票所のうち、町としてバリアフリーとなっていない箇所数、あるいはバリアフリー対策されているそれぞれの箇所数を教えていただければと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

選管書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（吉田竹雄） 9番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

まだ完全なバリアフリーではない集会所でございしますが、仁井田多目的集会所、高久田多目的集会所、豊郷構造改善センターの3か所と把握してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 今は、要するにバリアフリーの状態ということですね。ですから、これをバリアフリーにしなくちゃなりません。

ちょっと余談ですが、いわゆる障がい者とか、あるいは病気された後の方のリハビリには、バリアフリーじゃなくてバリアフリーがいいんだなんていう話がありますけれども、しかし、投票所、先ほどの投票率を上げるためにも、やはりバリアフリー化は徹底しないといけないと。特に車椅子、足の悪い方、高齢者が行けるような形をつくっていただきたいと。思ったより少ない、仁井田、高久田、豊郷と少ない、3か所ですからね。

この辺は、できれば町長の新年度の予算編成の中に組み込んでいただいて少しでも、それこそ階段の1段でも、あるいは段差の1段でも解消するだけで全然違いますから、しかも、段差は中途半端な段差よりも、大きい段差のほうがまだましなんです。大きい段差は気をつけますから、小さい段差ほど危ないので、その辺はやはり地域の方々の声を聞いて、直していただければ幸いです。

(4) 番、今回我々の町議選は、12名の定数の中で12名の当選者数で、いわゆる無投票当選であります。そういった中で、議員の成り手不足ということが選挙の前からずっと言われて、今も言われているというふうな状況であります。それこそ4年後は議員数はどうなるんだろう、議会はどうなっちゃうんだろうという話も今からあるわけですがけれども、町として、これ執行としてでありますけれども、議員の成り手不足を改善するための方策はあるかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

選管書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（吉田竹雄） 9番議員の質問にご答弁申し上げます。

近年、地方議会において、議員の成り手不足対策については様々な視点における取組が必要であると考えております。具体的には、議会や議員の活動内容の情報発信のさらなる充実により、議会と町民の意思疎通を深め、関心を高める。また、教育の現場の取組として、18歳から選挙権を有することから、学校教育において政治参加の意識向上を高める。毎年開催しております子ども議会を通じ、質問した提言が町政へ反映されたことで政治体験をするなどでございます。

議会における多様性の確保として、女性をはじめとする多様な層の参加を促進するなど考えられます。人口減少により、ますます成り手不足になることも予想されることから、これらに限らず、様々な取組を継続していくことが必要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 執行としてはいろいろな取組をなさっているし、確かに課長おっしゃったとおり、様々にやっつけらっしゃることが増えたなど。そしてまた、町民の方々も興味、関心を持っているなということが感じられます。

そういう中で、前に町長から、執行からも提案ありましたように、あえてわざわざ我々の議会議員の報酬を上げていただけるような話もございました。そういう話もありますが、そういったことをこれからいわゆる特別職の審議会等も開きながら中で検討していただいて、具体的に進めていくんだというふうに思っています。

議会側としても、私個人かもしれませんが、どういうふうな答えが来るのかなというのを
お待ちしている状況でありますけれども、そういう中において（５）番、議会がなすべきこ
ととして、執行が議会に求めることはあるかどうかということでございます。ちょっと抽象
的な質問になってしまって恐縮ですけれども、執行が議会に求めることは何かということ
でお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） おはようございます。

９番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

私のほうから、総論になってしまうかも知れませんが、議会をご承知のとおり、
二元代表制として町民からの選挙で選ばれた町民の意思決定機関でございます。町民の意思を
町政に反映することが大切な任務であるというふうに思っております。このため、執行機関
からの条例や予算等に対し、審議や一般質問等を通してご意見やご提言をいただきたいと考
えております。また、執行機関の行政事務が適正に処理が行われているか、監視、評価をい
ただいているというふうに思っております。

今後も、町民福祉の向上のため、議会と執行機関が緊張感を保ちながら、町政進展にご協
力をお願いするものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ９番、吉田議員。

〔９番 吉田孝司 登壇〕

○９番（吉田孝司） 先ほど、町長が総論的なお話ということをされましたけれども、本当に
極めて大事な、これは地方政治の根幹の話を、大事な話なんですよね、していただいたとい
うふうに思っています。

私が議員になったのは、平成27年、今から８年前ですが、そのときに議員になったわけ
ですけれども、最初に。そのときに先輩議員もたくさんいましたし、今はいない。大分、私も
後ろのほうに行っちゃいましたが。質問をするだけ、例えば議会で質疑をするだけ、あるい
はこのように一般質問、提言をするだけで、これはいわゆる野党的な立場だというふうに、
だから何もしゃべらないほうが与党なんだというふうな話も実はありました。

しかし、議員の仕事というのは、今、町長おっしゃったように、意見を述べたり提言をす
ることというふうになっているわけです。ですから、今回新人の議員が６名おりますけれど
も、執行に対して自由に自分の意見を述べたり、自分の考えを述べたり、そしてまた、誰に
付度することもなく、あえて言うならば、全ての町民に付度をして、そして、その意見を集
約して町執行にぶつけるということが大事だと思っておりますので、そういう形で私は先ほど、

意見、提言を言うのは野党議員だと言いましたけれども、私はむしろ逆にそういったことで町長、執行が政策を進めやすくすると。逆に、そういうふうな支えをしていきたいというふうに思いますし、時にはまた、昨日もそうでしたけれども、苦言を呈したいと。それが、いわゆる本当の町づくりじゃないかと思っています。

余談でありますけれども、この前、八芳園に我々は参りましたけれども、八芳園は、大久保彦左衛門の屋敷だったわけでありまして。大久保彦左衛門が何で家康、秀忠、家光の三代にわたって慕われ、支えられたのかと。苦言を呈するからです。常に時の將軍様に対して、神君家康公の名前を借りながらですけども、苦言を呈して政道を正したと。これが大久保彦左衛門の生きざまでありました。私はまだまだ大久保彦左衛門のような立場にはなれませんが、微力ながらそういった形でこれからも頑張っていきたいと思っています。時間ありませんから進めます。

2番、鏡石町における足の確保（交通手段の確保）についてであります。いわゆる交通弱者対策であります。

これにつきましては、（1）番、請願が令和4年6月17日に採択されているわけでありまして。町内、柳沼何々さん提出、そしてまた、私が紹介議員となり出した提案が採択されまして、今年の3月の議会でも状況を説明いただいております。説明をいただいておりますが、請願が採択されてから今までに行われた施策、それについてお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

交通弱者への対応策に関する請願が令和4年6月17日に採択された後に行った政策ですが、町社会福祉協議会で運行しております、「おでかけ支援ゆうあいバス」を、令和4年度までは週2回でしたが、請願にもあるように、交通弱者対策として令和5年度からは週3回に拡充しております。「おでかけ支援ゆうあいバス」は、移動手段の確保が困難な高齢者や障がい者の方を自宅または付近の場所から町内の買物先等への間を送迎することで、安心して外出や買物ができるように支援するサービスであります。ゆうあいバスの利用は、事前に町社会福祉協議会に登録が必要となりますが、利用料は無料であり、運転手のほか補助者も同乗しておりますので、ぜひご利用いただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 早速、町のほうから社協に働きかけをいただいて、予算取りもしていただいて、ゆうあいバスを週2回から週3回に増やしていただいたということでありまして、

課長おっしゃるとおり、人も補助していただいているということで、極めて有益なものだというふうに思います。

そしてまた、今私の手元にここにいっぱい紙があるんですが、毎日、新聞を見ていますと、いわゆる自治体の中の交通機関についての様々なものが出ています。(2)番の質問にも入るんですが、いわゆるデマンド交通とか、あとは自動運転バスとか、そしてまた、その社会実験が始まったとかというのが毎日のように出ているわけであります。

まず、最初の第1点目の対策として、ゆうあいバスができたのはこれもうすごく歓迎、ありがたいことでありまして、今度はやはりこういったデマンド交通、さらには最終的には、先進的な自動運転という形になっていくんだと思うんですが、(2)番、デマンド交通の導入、あるいは普及に向けた町の計画をお尋ねいたします。

○議長(角田真美) 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(吉田竹雄) 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

デマンド交通は、利用者の予約に応じる形で運行経路や運行スケジュールをそれに合わせて運行する地域公共交通であり、これまでも導入等について調査しております。

町では、生活路線バスが6路線及び町社会福祉協議会の「おでかけ支援ゆうあいバス」を運行しておりますが、路線バス等の公共交通の利用が困難であり、ほかに移動手段を持たない方の日常の生活の足を確保することは重要であると考えております。路線バスとデマンドバスの競合は、費用等の課題もあることから、町に合った公共交通計画に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(角田真美) 9番、吉田議員。

[9番 吉田孝司 登壇]

○9番(吉田孝司) ちょっと今、課長、はっきりとした答弁、私はなかったんじゃないかなと思うんですが、簡単に聞きます。鏡石町で今後、デマンド交通をやるつもりがあるかどうか、お尋ねをいたします。

○議長(角田真美) 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長(木賊正男) 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

一般質問通告の中の(4)に、将来的な町内交通網の整備計画についてというふうな問いの中でも準備しておりますが、非常に町民の足の確保というのは、私も興味を持っておりまして、何とかしなければならないというふうな意識でおります。そんな中でありますので、デマンド交通やら、いろいろ無人の先ほどありました公共の新たなネットワークというふう

な形もありますので、そんな中で考えていきたいというふうに思っております。この答弁については、（４）番のほうでも詳しくお話をしたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） それでは（３）番にいきます。

今度、10月10日から健康福祉センターがオープンしてよかったなというふうに思っておりますが、1点ちょっと危惧していることがあります。手続的に役場であったり健康福祉センターであったり、そしてまた、場合によってはほかのところ、教育委員会であったりとかあると思うんですけれども、まず、私が考えているのは、この役場庁舎と健康福祉センターを結ぶこの間のいわゆるピストン輸送みたいなものを作ってはどうかということがあ

るんですよ。実は、これはいろんな人から聞いていて、手続的に例えば健康福祉センターでやる手続の内容が、町の庁舎の中のいわゆる税務町民課でやる手続と重複したり、あるいはそれをお互いに補うような手続が必要になるということもあるものですから、簡単に言うと、健康福祉センターに行ったらば、1回役場に行って取ってきておくれという話になったり、これ逆もあたりということになると思うんですよ。車がある人はまだいいんですけれども、歩くしかないという場合もありますから、その場合、そういった方々のためにも考えますと、少なくともぐるぐる回るような、あるいはデマンド交通がまだできないとしても、この役場庁舎と健康福祉センターを結ぶような何かしらの町の交通機関を設けてはどうかという考えからの質問でありますので、お答えをお願いいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員の質問にご答弁申し上げます。

10月10日に健康福祉センター「ほがらかん」が開館しまして、役場庁舎と健康福祉センターが離れているため、行政手続等にご不便をおかけしている現状は理解しております。町民の皆様への行政手続などになるべくご不便をおかけしないようにするため、各庁舎で別の課の手続の書類をお預かりするなど、なるべくご負担のかからないようにする取組を進めております。

健康福祉センターに来館される方は、主に自動車でお越しいただいておりますが、徒歩や自転車で来られる方もいらっしゃいます。役場庁舎と健康福祉センター間のピストン輸送の導入につきましては、健康福祉センターの利用状況や利用される方のご意見をお聞きしまして取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ぜひ、そのように検討をお願いいたします。

それでは、（4）番でございます。

今、様々な現状についての質疑応答をしましたがけれども、これからの鏡石町の将来的な町内交通網の整備計画についてお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 9番議員の将来的な町内交通網の整備計画についてというふうなご質問に、ご答弁を申し上げたいというふうに思います。

近年のモータリゼーションの進展や少子高齢化、交通事業者の乗務員不足などを背景に、公共交通の確保・維持・改善がますます厳しくなっております。町内におきましても、公共交通が抱える問題やさらなる人口減少及び少子高齢化、ライフスタイルの多様化などの社会情勢に対応しながら、利便性の高い公共交通がある暮らしを持続できる町づくりを目指していきたいというふうに思っております。

将来的な町内交通網の整備計画につきましては、先ほどの質問にありましてとおり、隣接自治体でも多くの方法を模索中であるというふうに聞いております。そういった形で情報収集を進めながら、そしてまた、さきの答弁でもさせていただきましたけれども、いわゆる鏡石町には生活路線バスとして6路線がございます。それとの競合もまた一つ大きな問題でもありますので、生活路線バスの在り方も検討していかなければならない。その中で、いわゆる新しい公共交通の計画を立てなければならないというようなことにもなりますので、それについては新年度における、今、予算の編成中でもありますので、その中でどんな形で取り組むことができるのか、詳しく検討していきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 確かに町長おっしゃったとおり、今、須賀川市でも特に長沼の辺りとか、あの辺りでも同じようなデマンド交通とかそういう検討をして、実証実験が始まりましたね。

私思うのは、鏡石町の方って町内ばかりでなくて、須賀川へ行く人、結構多いんですよね。これは買物もそうですし、郡山まで行っちゃう人もいますけれども、特に医療機関は須賀川まで行ってしまおう方がいるわけです。特に病院、鏡石にありませんから。ですから、そう考えると、町内の交通網もそうだし、路線バスは、これは隣接市町村も含めて考える問題だと

思いますけれども、このデマンド交通あるいは新しい交通、こういったものもやはり隣接自治体とも協力しながら、いわゆる広域行政というか、そういった形でもまた一緒に考えていただきたいと。要するに、鏡石から須賀川に通院するような方々のための補助交通機関ということで考えていただきたいと思っています。

あと一点、申し上げておきますが、前、これは町長にも話したことがあるんですけども、鏡石町は縦に走る道路には強い、縦に走る公共交通機関は強いんです。しかし、横に走る公共道路、これがもろい。簡単に言うと、東日本大震災、この前の地震でも中町の陸橋が通れなくなった。そうすると今度、あそこの牧場通りの踏切を使うか、笠石集会所のあっちの踏切を使うかで東西を往来しなくちゃいけなくなります。要するに、震災に弱いんですよ。もう明らかなんです。今までのことを教訓にすれば、鏡石町の東西の往来は、災害が起きるとできなくなるというのが目に見えています。ですから、例えばそういったところを今後どうするのかということも併せて、整備計画をお願いしたいというふうに考えております。

(5) 番の質問であります。

(5) 番は、実は今日のこの交通機関の件についてもそうですが、先ほどのデマンド交通あたりもそうですし、あと今回の質問(5)番もそうなんですけれども、町が今回一生懸命行った町政懇談会の集計結果、今ホームページに出ています。私も早速拝見したんですが、早いですよ、これ。町長の3つの「S」のスピードです。まさしく早い。やったことがすぐこうやって形に残る、これですよ。町長はまさしくこれを体現されていますよ。早いです。今まで何をやってきたのかが分からなかったです、過去の町政懇談会は。もうやったことが全部分かる。そして、それを出すことも早い、情報公開も早い。

そういう中であった質問と同じ質問を私、(5)番でします。70歳以上の運転免許の返納者には、今は1万円分のタクシー券、あるいはNORUCA、そういったものを支給しているということだと思います。いわゆる免許返納すると1万円もらえるんだということになるわけですが、私はそれが足りないんじゃないかなと。さらにもっと特典を充実させてほしいというふうに思ってこの質問をさせていただきますが、その辺どうか、お尋ねをいたします。

○議長(角田真美) 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(吉田竹雄) 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

高齢者運転免許証自主返納支援事業では、運転免許証を自主返納した70歳以上の高齢者に対して、公共交通機関の利用券を交付することにより、交通事故の未然防止を図り、安全安心な交通社会の実現に資することを目的として実施しております。利用券につきましては、タクシー利用券または路線バスICカード乗車券NORUCAを、どちらか1万円分を1回

限り交付している現状です。

10月から11月にかけて、3年ぶりに各行政区で開催しました町づくり意見交換会（町政懇談会）におきましても交通弱者対策、運転免許証自主返納者への継続支援の要望も多く出されております。ですので、免許返納者に対する特典を充実させることについて、これから取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ぜひ、先ほど町長おっしゃったように、今、新年度に向けた予算編成中ですから、新しい年度においては、新しい政策をぜひやっていただきたいというふうに思います。

それでは、3番の質問に移ります。

鏡石町、これ第二小学校の改修計画についてお尋ねをいたします。

私の記憶が正しければなんですが、この議員の中には、第二小学校のあの建物で学んだ人は私しかいないはずなんです。ですから、恐らく私がやらなければ誰もやらないと思ったので、私は今回やりました。私も第二小学校のOBとして、いろいろ心配はしております。

簡単に申しますと、（1）番になるんですけども、大分老朽化したなど。私がいた頃は、私は昭和60年入学だと思うんですけども、昭和58年に移転したんですか。新しくできて3年目ぐらいだったと思うんですけども、私は昭和60年入学です。その頃は本当に新しい校舎、ぴかぴかの1年生がぴかぴかの校舎に入ったような面持ちでいたわけでありましたが、この前行ったときには、何だこれというふうな思いしかなかったです。それぐらい老朽化している。

実際に、町としては（1）番、この第二小学校の老朽化をどのように捉えておられるか、現状はいかがか、お尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

第二小学校の老朽化の現状につきましては、昭和58年度に現在の場所に移転開校してから40年が経過しておりますので、令和3年度と令和4年度において改修工事を実施しました。校舎内のトイレや照明、天井や床などの内装部分を除いて、校舎や給食室、体育館、中庭など、施設全体の老朽化が進んでいる状況になっていると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

[9 番 吉田孝司 登壇]

○9番（吉田孝司） 先ほど申し上げましたとおり、私も総務文教常任委員会の現地調査ということで見に行きました。そしてまた、そのとき対応は課長にも丁寧に説明いただいて、ありがとうございました。

やっぱり老朽化、そして、3年、4年には改修工事をされたということでもありますけれども、後で（3）番でお尋ねしますけれども、今後の方向性をお尋ねします。今後の方向性を考える際に、（2）番ですけれども、今後、第二小学校の児童数がどのようになるかということがまず大事だと、これを考えないと駄目だと。要するに、統廃合するような学校に、やっぱり幾らてこ入れしても駄目。しかし今、鏡石町は都市計画を進めているのは、いわゆる駅東の開発を進めている中で、そこにやはり人が多く住み、暮らす、そしてまた産み、育てる、学校にも通うということが期待される中で、やはり学校の必要性はあるんだというふうには考えなくちゃならないと私は思っています。

そういう中で（2）番、今後の児童数はどのように推移するか、それをお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

第二小学校の児童数につきましては、現在178名となっております。今後6年間の推移を住民基本台帳の年齢人口から試算しますと、令和6年度では189名、令和7年度では193名、令和8年度では188名、令和9年度では182名、令和10年度では175名、令和11年度では168名となっております。令和12年度以降につきましては、先ほども言っていましたが、駅東の土地区画整備事業の状況にもよるとは思いますが、現在の出生数から推計しますと、児童数は減少傾向になっていくと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

[9 番 吉田孝司 登壇]

○9番（吉田孝司） ありがとうございました。具体的な数字、教えていただいて本当にありがとうございます。

やはり人口減少、そしてまた子供の減少、そして、二小の児童数の減少は、このまま何もしなければ、あるいはちょっとしたことでは増えないというふうには考えられる。ですから、この辺をなかなか人口減少にあらがうのは大変ではありますけれども、駅東の開発ということ、そしてまた、子ども・子育て政策をしっかりとやることによって、こういったところを私は改善、むしろ人口上昇に変換できるんじゃないかと期待しておりますので、お願いをしたいと思います。

(3) 番、先ほど令和4年、令和5年の改修工事についてはお話をいただきましたけれども、今後、今年度さらに来年度のような直近の改修計画、そして、今の児童数の推移を見据えて、今後の二小の将来像も見据えた上での長期的な改修計画をお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

第二小学校の改修計画につきましては、現在の施設の老朽化の状況などを踏まえまして、学校施設の長寿命化計画により、令和8年度以降に校舎の屋根や外壁、体育館や給食室などの改修を計画していくこととしておりますが、第二小学校以外にも第一小学校や鏡石中学校の体育館などの改修も計画されておりますので、各学校の状況を踏まえまして、財政面も考慮し、部分的な改修など優先順位をつけて、計画的に改修を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） まさしく課長おっしゃったとおり、二小ばかり見ているわけにはいかないです。一小も中学校もあるということです。場合によっては幼稚園もあるわけですから。ですから、そういったところを我々議員もそうですし、執行もどこどこの出身だとか、どこどこの生まれだとかは言ってられませんから、議員も執行も全町的にやっぱり見て、今おっしゃったようにバランスよく、そしてまた、そのための財源の確保、自主財源もそうですけれども、しかし、国・県からもらえるものはもらってくるということをしっかりやっていただければ幸いです。よろしく願いいたします。

4番の質問であります。

鏡石町における町民福祉のさらなる充実に向けての質問であります。

福祉といいますと、いろいろ高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等々あるわけでありませうけれども、それぞれ(1)番から(3)番についてお尋ねをしております。

(1)番、高齢者福祉の中から、今回は1個お尋ねをいたしますけれども、いわゆる高齢者の難聴、耳の聞こえが悪い方々に対して補聴器をつけたほうが良いと、大体私たちが勧めることもありまして、家族も勧めるわけですが、しかし、なかなかそれを買うまでには至らない人も多んじゃないかなと。その一つのあれが、値段の問題じゃないのかなというふうには私は思っております。いわゆる安いものから、ピンからキリまであるわけでありませうけれども、その辺はちょっと私も詳しくは分かりませんが、ただ高くて手が届かないと言っているような声も聞こえてきます。

そういう中で、町として、こういう現状を見まして、ぜひともその補聴器の購入補助というものを検討していただけないかどうか。これは町民の声として、執行にお願いという形で質問させていただきます。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

加齢に伴う聴力機能の低下は根本的な治療がないと言われており、日常生活での聞こえづらさを補うために補聴器の使用が有効な手段とされております。

補聴器に対する助成制度ですが、県内の身体障害者手帳の交付を受けていない高齢者に対し、補聴器の購入補助を行っている自治体は、2つの市と1つの村となっております。現在、これらの自治体に制度の効果等の調査を行っております。調査の結果を踏まえまして、内容等を検討して、制定に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 今、課長の答弁を聞いて安心しました。そしてまた、私の考えよりも先に進んで調査、そしてまた、その実現に向けて動いていること、これは本当に敬意を表したいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

（2）番、9月の議会でも同じ質問をさせていただいておりますけれども、いわゆる聴覚障がい者対策としての手話言語条例の制定に向けての動き、今、町でどのようになっているか、お尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

聴覚に障がいがある方々の社会参加、これらを進める上では手話の普及、そして、手話を使える方々を増やすこと、これが重要だというふうに考えております。

県内の手話言語条例を制定している市町村に内容等を確認したところ、学校での出前講座や手話通話サービスなどを行っております。町でも、手話通訳サービスは現在も実施をしておりますが、手話言語条例は制定しておりませんので、今後の制定に向けて前向きに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） この前も申し上げたとおり、手話言語条例を私もその原案をつくって、いろんなどころの市町村のやつを組み合わせようと思っていたんですが、前の課長さんのとき、柳沼課長のときに執行でもつくるという話があったので、私は、じゃ、やりませんという話をしたものですから、そのスタンスは変わっていませんので、ぜひ、よくよく周りの市町村の動きを見て、いいとこ取りでもいいですからやっていただいて、ぜひ、いずれは条例を制定していただきたいというふうに思います。

（3）番、児童福祉の分野からでありますけれども、大まかなちょっと質問になって恐縮であります、いわゆる発達障がいを持つ子供が、町内においてはどのような現状にあるかお尋ねをいたします。私としましては、そういった方々がどのぐらいいるのかとか、あるいはどのようなサービスを受けているのかとか、場合によっては受診、内服等をしているのかという細かなことを想定しておりますが、取りあえず、町の答弁をお聞きしたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

療育手帳を所持している18歳以下の子供は現在38名おり、程度が重いAが7名、中軽度のBが31名となっております。

発達に関する支援体制としましては、乳幼児健康診査や健康相談後のフォロー体制としてのびのび健康相談を年4回開催し、心理士や言語聴覚士との相談会を開催しております。医療機関受診により発達障がい等の診断を受け、療育が必要な障がい児については、地区担当保健師が個別に担当し、相談員と連携して児童通所サービスの利用につなげております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 吉田議員、ここで申し上げます。一旦休議いたしまして、その後、会議を始めたいと思います。

ここで換気のため、11時5分まで休議いたします。

休議 午前11時00分

開議 午前11時05分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 4の（3）の答弁を先ほどいただいたところですね。発達障がいの方、町内では合わせて38名いらっしゃるということですが、私も発達障がいの子供とは結構携わっていて、何名かの方は私の診察を受けたり、私も心療内科というものを一応標榜し

ているものですから、子供が相談に来たりします。また、前もお話ししたとおり、白河市の発達障がいの子供たちの相談会の講師を年に4回ほどやっていたこともありますから、何かあればそういったことでもお手伝いはできるのかなと思います。

郡山市の品川市長、前は毎月1回ぐらいずつ会ってしゃべっていた関係でもあったんですけども、最近ちょっとコロナになってからは会っていませんが、あの方が言うには、発達障がいはその子供の多様性だと、特性、多様性だというふうにおっしゃっていました。要するに病気ではないと。私もそういう考えでありまして、ですから発達障がいをそういう考え方、病気ではない捉え方をして、しっかりとした対策を講じていけば、子供たちが最終的には、言い方は悪いんですけども、発達障がいじゃない方と同じところまで到達できると考えております。

ですので、今日は意見だけ言っておきますが、その方々に例えば安易にお薬を飲ませるとかそういうことというのはあんまりいいことでは実はなくて、課長がおっしゃったようなサービスを、町でできるサービスをしっかり充実させたりとか、子供、親を含めたアドバイス、あるいはそういう環境整備というのは物すごい大事ですので、ぜひとも取組をこれからも進めたいとお願いをしておきます。

5番の質問に移ります。

町における観光の推進についてということで、今日は2つの質問をいたします。

1点は、鏡石町の高野池、成田の高野池。私も何回も今まで行っておりますけれども、毎年1,000羽以上の白鳥が飛来するというので、新聞マメタイムスに書いてありました。しかし、これについては、いわゆる鳥インフルエンザがはやってからは、そこにそれこそ近づいちゃならないような話になって、観光資源としては鏡石町としては物すごい大きな喪失をしたと私は思っております。

しかし、最近では鳥インフルエンザについても大分終息したんじゃないかと。注意は必要ですけどもそんなに騒がなくてもいいんじゃないかと。要するに、コロナもあるし、普通の人間のインフルエンザもあるし、鳥インフルエンザばかり注目するのはどうかというふうな私も考えはあります。ですので、そろそろこれを解禁してはどうかと。要するに、もう一回この高野池の白鳥というものを、この我が町の観光資源の一つに加えてはどうかということで提言をいたします。(1)番であります。よろしく申し上げます。

○議長(角田真美) 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長(吉田光則) 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

白鳥が飛来する高野池につきましては、昭和54年頃から餌づけが始まり、ピーク時の観覧者数、年間5,000人を超える冬の一大風物詩というような状況でございました。しかしなが

ら、平成20年に死亡した白鳥からの鳥インフルエンザ検出を受けまして、地元で協議を重ねたところ、通常では人には感染しないというふうには考えられてはいるものの、感染予防として餌づけを中止して現在に至るといような状況でございます。

昨年の鳥インフルエンザの発生状況を見ますと、26都道府県で84例の発生が確認されております。この中には、これまで発生がなかった福島県でも2例の事例が確認できております。令和5年につきましては、12月4日現在になりますが、4県で4例の発生事例が報告されております。うち1件は、隣の県、茨城県での発生という状況でございます。これを踏まえ、身近な場所での鳥インフルエンザ発生リスクが高まっている状況ではあるというようにも考えられます。

また、環境省や県が定めます鳥獣保護事業計画、こちらにおきまして、野生の鳥獣に対する餌づけは人慣れを生じさせ農作物被害等を誘因するほか、自力で餌を取る機会を阻害してしまうと。また、一部地域への集中が当該地域の生態系等へ影響を及ぼす可能性もあるというように踏まえ、安易な餌づけを防止するというようなところが求められております。

こうした状況を総合的に勘案しますと、白鳥が飛来する高野池を現時点で以前のように観光資源として積極的に活用することは、まだ難しいのかなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 課長がおっしゃったように、いろんな観点から考えると難しいと。この鳥インフルエンザ感染症、私も一応、感染症は自分のもとの専門ですから、感染症学的に考えるとそんなに心配しなくてもいいんじゃないかなと。要するに、先ほどおっしゃったように死体をよっぽど濃厚接触しない限りは移らないんじゃないのかなというのが私の考えではあるんですが、いろんな事情を勘案するとなかなか難しいという現状は分かりました。

ですが、今後もぜひ、過去においては年間5,000人も集めたという、そういう観光資源ですから、そういう資源を逆につくれるのかということにもなってきますので、ぜひ時代の趨勢を見ながら、状況を見ながら前向きに考えてください。お願いします。

そこで、（2）番、白鳥の話とはまた別ですよ。我が町への来町者、いわゆるこれ交流人口と言うんだと思うんですが、そういった方々を増やす施策はあるかどうかをお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（吉田光則） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

我が町への来町者、交流人口の拡大への取組としましては、現在のところ、町の駅かんか

んてらすを活用しながらの田んぼアート事業ですとか、あやめ祭り、牧場の朝オランダ秋祭りの実施などのほか、唱歌「牧場の朝」のPR等を中心に取り組んでおるところでございます。加えて、令和3年度からは、株式会社八芳園との連携事業、鏡石町のリブランディングプロジェクトによりまして、町の産品である果物やお米などのPR事業を展開するほか、県内外で開催されます各種イベントへの参加を通じ、鏡石町の知名度、認知度向上に努めているような状況でございます。町を知ってもらい興味を持ってもらうことが、町を訪れてもらう交流人口増加のきっかけになるものというふうに考えてのところでございます。

今後、福島県内では、大型観光キャンペーンや、海外からの参加も見られます米・食味コンクール国際大会の開催が予定されております。こうしたところを踏まえますと、これから県内外からの注目度・関心の高まりが期待できます。これを絶好の機会と捉えまして積極的なPR活動を展開してまいりたいと、このように考えております。

また、観光分野に限定することなく、町の基幹産業である農業、あるいは将来を担う子供たちを対象としました地域間交流など、幅広い分野での施策展開を行いまして交流人口の増加につなげてまいりたいと、このように考えるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ぜひそのような方向でやってください。木賊町長になってからは、「牧場の朝」の町づくり、これを積極的に進めているということで、すばらしいことだと思います。この前も健康福祉センターでイベントをされて、そこでまた町出身のテノール歌手の歌もありまして、本当にそういった方々にもご協力いただきながら、ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

6番の質問に移ります。

6番は、鏡石町における地域おこし協力隊についての質問であります。

この前の選挙では出ませんでしたけれども、今泉文克議員という議員がいました。その方が、この地域おこし協力隊がまだ来なかった頃に、何回もこの地域おこし協力隊について質問をしました、一般質問で。そして、その後を受けて私もやりました。その結果、この前、11月14日にポコ・ア・ポコをオープンされたお二人、小柳夫婦が、地域おこし協力隊が来たということですので、その地域おこし協力隊が来たきっかけは今泉議員であり、私であるというふうに自負しております。ですので、これからも一生懸命応援してまいりたいと。もちろん、その方々ばかりじゃなくて、これから来る地域おこし協力隊も応援していくというつもりであります。

そこで、（1）番、地域おこし協力隊の現状及び新たな隊員の招致に向けた動きはいかが

か、お尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

地域おこし協力隊制度につきましては、都市地域から過疎地域などの条件不利地域に移住して、地域ブランドや地場産業の開発、販売、PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組でございます。

本町におきます地域おこし協力隊につきましては、現在、料理で町づくりプロデュースにつきまして2人の隊員が活動しております。この2人の隊員につきましては、本年11月に町内の空き店舗を活用しまして飲食店を開業し、開店から多くのお客様に利用していただいております。

また、新たな隊員の招致に向けましては、現在、サッカー競技力向上を担う隊員について、実は今年の1月から募集をしておりますが、現在マッチングには至っていないというのが現状でございます。令和6年度以降につきましては、募集につきまして、さらに広い範囲について利用・活用を検討している状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ぜひ、今いる2人に対して協力をお願いしたいと思いますし、これからも新しい人の招致、特にサッカーに関する協力隊員を募集しているわけですが、どんどんこれからも募集活動を続けていただきたいと、また、新たな分野の協力隊員も募集していただきたいというふうに思います。

それで、（2）番、これは特に今頑張っている2人いるんですが、この2人に対して、町として今後どのような支援策を考えているか、お尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

地域おこし協力隊の支援につきましては、活動中の報酬や活動経費の助成などが現在ございます。現在の地域おこし協力隊につきましては2年目であり、来年1月からは契約の最終年度であります3年目を迎えるところでございます。3年目の終了時や途中でも、協力隊を卒業、いわゆる卒隊をするときには、その方々が起業する場合、事を起こす場合や、事業の継承のための経費、そのまま定住する場合におきましては、例えば空き家を利用する場合に

は空き家の改修費などの助成をする制度がございます。国の卒隊後の支援ルールというような今言ったようなことがございますので、そのルールに従いまして、卒隊後についても支援していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ぜひ、そのルールに基づいて協力をいただきたいと。そしてまた、町としても、いわゆるPR活動とか、あるいはバックアップ、あるいは相談、そういったこともぜひやっていただきたいと思います。最終的にはこういった方々、今回ご夫婦もそうですけれども、私は、その商売の繁盛も願っていますけれども、いわゆる鏡石町民として末永く定住していただきたいと。せっかく移住してきて活動されていて、その後はやはり定住、移住だけじゃなくて定住ということを目指して支援をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

7番の質問に移ります。町における役場新庁舎の建設計画についてであります。

これについては、あるのかないのか、私は今のところははっきり分かりませんが、特に（1）番、駅東が今開発されておりますけれども、そういう中において役場新庁舎の建設計画はあるかどうか、お尋ねしたい。というのは、駅東でなくても、例えば町内どこかに建てる計画、方向性があるとかそういうことでも構いませんが、この辺をお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

昭和47年に建設しまして51年が経過しました役場の庁舎におきましては、平成26年度に耐震改修工事、その後に防水工事、外壁補修工事など長寿命化対策を行っております。こちらにつきまして維持保全をしながら、当面は現庁舎を利用することとしております。

ご質問の新庁舎建設につきましては、現在のところ具体的な計画はまだ持ち合わせておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 計画は今のところないということですが、いずれは壊れるといたしますか、使えなくなるということも想定しなくちゃなりませんから、そのためにも、ほかの町のあれですけれども、この前研修へ行ってきた高島町では40億かかるなんて言っていますよ。です

から、今からお金をしっかりためて、基金に積立てて40億程度ためてください。健康福祉センターは18億円。ちょっとそれに積み足して役場機能も一緒に造ってほしかったかななんていう気持ちもあるんですけども、しかしまた、気持ちを新たに40億をためるために、私もそれなりに努力しますので、ぜひ計画と予算取りをよろしく願いをいたしたいと思います。

(2) 番、町役場の斜め向かいにありました東邦銀行鏡石支店が壊され、今、更地にされようとしております。ここは民間所有の土地だというふうに聞いておりますけれども、例えばこの民間所有の土地に対して、町としてどうにかしたいというふうな気持ち、あるいはその構想があるのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問のとおり、今年6月で東邦銀行の鏡石支店につきましては、ATMの営業の終了を経まして閉店しまして、現在は更地となっているのが現状でございます。ご質問にありました町での跡地の活用構想でございますが、議員のおっしゃるとおり、民有地でございますので、支店跡地の具体的な活用につきましては、町としては持っておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） まだ民有地ですから、持ち主の方の構想もあるでしょうから、もしそうでないとなれば、町として、例えば、役場庁舎を建てる話はまた別にしても、駐車場にするとか、町の何かのイベント会場にするとか、何かしらの方向性で、ぜひとも町も、もしそういう気持ちがあるのであればぜひ早いうちに手を打たないと、また別なところに行ってしまうと。要するに民間の方が民間の方にまた貸すということもあるでしょうから、ぜひ町として対策を考えていただきたいと思います。

8番の質問であります。時間がなくなりましたので、この辺からは一問一答方式にまた戻して進めてまいりたいと思います。

D Xの推進であります。デジタルトランスフォーメーションであります。

(1) 番、我が町におけるD Xの推進に当たって。

①その体制、これには人員組織及び財源及びその進捗状況、さらには今後の到達目標をお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

本町におけますDX推進の体制につきましては、現在、企画財政課、当課になりますが、企画調整グループが担当となっております。情報政策担当がほかの業務と兼任で事業を進めているところでございます。予算につきましては一般会計の情報政策費において措置されておりまして、現予算としましては4,900万円で、ほぼ一般財源の構成となっております。

DXの推進状況についてでございますが、昨年度におきまして住民票のコンビニ交付、本年度におきましては、年度末頃にはペーパーレスの会議を庁内で試行と、試しの行いをやって、あと庁舎内の業務回線の一部無線化などを予定しているところでございます。さらに、本年度におきましては、鏡石町DX推進計画の策定を進めておりまして、その中で今後の目標等の検討を行っていく予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ②番であります。そこで、この推進のために外部からいわゆるデジタルの専門家を招致してはどうかという考えがありますが、それはどうですか、お尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

外部からの専門家の招致につきましては、ほかの自治体におきましても、デジタルに関する統括を行う責任者を招致する事例があることは承知しておりますが、現時点におきまして当町で招致する予定はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ぜひこれ、私は招致していただきたいと。招致していただかないと、なかなか、私は、本当に進まないんじゃないのかなと思います。アドバイザーでもいいです。とにかく何かしらの形で、DXでこのぐらいはできるんだというのを、やはり専門家の目でぜひ話をしてもらいたい。

その補助金の話をします。内閣府のデジタル専門人材、地方創生人材の補助金がございますから、これを活用してやっていただきたい。NTT東日本でも65自治体に派遣しているというふうに、この前NTTの方から聞きました。ほか様々なIT会社から派遣しておりますので、ぜひこういう補助金を活用して我が町のDXを推進していただきたいと思います。

（2）番、DXに関係がないように思うんですが、関係あるんでお尋ねをいたします。ふ

るさと納税及び企業版ふるさと納税についてであります。

①番、納税状況の実態をお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

令和5年度のふるさと納税の寄附状況につきましては、11月末現在で1,810件、2,361万2,000円となっております。

なお、企業版のふるさと納税につきましては、現時点で実績がございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 2つ目の質問です。そのDX、今話をしていましたけれども、DXを推進するための自主財源として、このふるさと納税の納めてもらった金額を活用するのはどうか、それを提案しますが、いかがでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石町にふるさと納税をしていただく際、その用途、つまり使い道について、インターネット、申込書のほうにもございますが、使い道について選択するところがございます。鏡石町におきましては、「文教施設の整備」、「フローラのまちづくり」、あと「田んぼアート」、その他指定なしという形で4つの指定をしております。現状では、ほとんどの方が用途を指定せずに寄附をされているという現状から、町としては、その分を一般財源としまして広く各種の事業に活用させていただいているということでございますので、今のところ特定事業への財源扱いにはしていないというのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 分かりました。何で私そんなこと聞いたかという、前に研修を受けた磐梯町の話なんです。磐梯町では、ふるさと納税の納めてもらったものからDXに使っているということです。

そしてまた、1個提案しておきます。先ほど専門家を呼ぶという話がありましたけれども、さらにお金が足りないのであれば、企業版ふるさと納税をしてもらってください。デジタルの会社に。例えばNTT東日本とか、ほかの会社にしてもらうんですよ。そうすると、その

分をいわゆる専門家を招致するための人件費に充てることができるということになります。この辺はうまくやればできるという話ですから、ぜひ企業版ふるさと納税というものを活用してDX推進の経費に充てると、特に人員招致に充てていただければと思います。

③番、DXの推進によって、私は鏡石町のふるさと納税がどんどん増えるんじゃないかと、PR能力が高まりますから。思ってはいますが、実際どのようになるか、お尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

DXを活用しましたふるさと納税ということで、PR事業の部分におきましては、SNSなどを活用しましたデジタルマーケティング、結局どういうものを皆求めているか、ふるさと納税の返礼品も含めてですね。あとキャッシュレス対応によります寄附者の利便性の向上などが考えられます。

本町におきましても、民間の寄附サイトを何社か利用しておりますが、そちらのほうを利用しまして、寄附される方の利便性につきましては持続的に取り組んでいるところでございます。今後、鏡石町の魅力をまず伝えなければなりませんので、そちらのほうを効率的に発信しまして、鏡石町を応援していただけるようにしていくことが、ふるさと納税の第一歩ではないかなというふうに考えております。加えて、魅力ある産品、要するに返礼品の開発を作り出すことが必要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ぜひ、そのように進めてください。課長、お願いいたします。

（3）の質問ですが、スマートフォンを活用した地域通貨の導入に向けてお尋ねをいたします。

そこで、①番、町内におけるスマートフォンの普及状況はどのようなものか、お尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町内におきますスマートフォンの普及状況でございますが、町でちょっと調査をしたことはございませんので、残念ながら普及状況を示すデータはございません。

参考までに、総務省が実施しております「通信利用動向調査」におきましては、都道府県

別の数字におきましては、福島県の県全体の話でございますが、令和4年度の世帯当たりの普及率は84.6%という数字が示されております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 世帯当たりの普及率84.6%というのは物すごい高いですね。もうかなりの人たちがスマートフォンを持っていると。持ってない人が逆に少ないぐらいの話ですから、これを活用しないわけにはいかない。逆に時代遅れになっちゃいます。

そこで、例えば、②番ですが、町が主催する各種事業、これには健康推進事業、あるいはエコポイント、あるいはボランティアポイント、そしてまた先ほどあった選挙の投票に行ったときの、それこそポイントくれればいいと私は思っていますけれども、そういったポイント制を導入して、そういったものをこの地域、町で使えるようないわゆる地域通貨に換金できるような仕組み、そういうシステムをつくってはどうかと。実際に、よその市町村では先進例がありますけれども、そういうふうなシステムをつくってはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

スマートフォンを活用した地域通貨の取組につきましては、議員のおっしゃるように、複数の自治体におきまして事例がございます。また、各事業における参加によりポイント制を採用している自治体もございます。いずれの自治体につきましても、そのポイントにつきましてはデジタルであったり、アナログ式にカードを利用したりというふうでございます。事業の参加に係るポイントの取得につきましては、参加意欲を促すとともに、成果が結果として得られるものと我々も認識しております。ご質問の地域通貨と連動させるかは別としまして、各事業の参加者へのポイント制につきましては、その有効性とその対価の在り方につきまして検討はしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） そのように認識していただいております。まず、前段のポイント制の導入、こういったものをぜひ積極的に進めていただきたいと思いますし、最終的にDXをこの町で進めるとなれば、いわゆる地域通貨がという話も出てきますので、その際、そういったこともぜひ検討していただきたいと思いますというふうに思います。

③の質問であります。今後、地域通貨ということがまた目標になってくると思うんですが、今回も年末にプレミアム商品券が発行されます。今回は間に合わないとしても、将来的にそういった地域通貨を活用して、このプレミアム商品券をさらに充実してはどうかというふうに思います。特に若い人を中心に、そしてまた高齢の方もスマホを持っているという現状でありますから、そういった活用をしていただきたいと思ひますし、例えば私が研修に行った長井市では、先ほど課長説明があったように、カードタイプのものよりもスマートフォンに入れた方のほうがプレミアム率が高いというふうな差を設けて、わざとスマートフォンを使わせることによってさらなる恩恵を受けられるというふうな仕組みもつくっていると。あえてスマホ社会に移行させようというふうな動きもあるわけです。それがDXだと。

ですから、そういったことも考えますと、私が今質問したようなことになるわけですが、その辺どうか、お尋ねをいたします。今後の目標という形で構いませんので、お答えいただければというふうに思ひます。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

プレミアム分を付与しました商品券の発行につきましては、近年のコロナ禍におきまして、景気浮揚や物価高騰対策として複数回発行しております。この取組を地域通貨としてデジタル商品券として発行する取組につきましても、議員のおっしゃるように、他自治体においても実例がございます。

これらの実例を見ますと、議員のおっしゃったところとは別ですが、デジタル発行が思ったほど伸びないというような実情も報告されております。理由としましては、対応する店舗数が多く確保できないということございまして、紙ベースのほうが、高齢者を中心に購入しやすいと感じている方が思っている以上にいらっしゃるということでございます。デジタルのほうにプレミアム率を上げて無理やりというのも一つのアイデアではございますが、公平感を大事にはしていきたいなというふうには、ちょっと今、ご質問を受けて考えております。

ただ、現状のキャッシュレスの進み具合から、地域通貨としてのデジタル商品券を含めたキャッシュレス化の波は、当然、鏡石にも押し寄せてくると感じてはおります。システムの構築費やランニングコスト、費用と効果など慎重に調査を進めながら、こちらのほうにつきましても検討を進めていきたいというふうにご考慮しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ありがとうございます。ぜひお願いをしたいと思います。

今日、私、あと1分50秒程度ありますから、まとめをしたいと思います。

今回、30問にわたる質問に対して執行の方々に真摯に答弁を賜りましたこと、改めて心から御礼を申し上げます。私は、この30問の質問を出して、そしてまた議会運営委員会の中でこの質問が果たして実現できるのかどうか。そしてまた、私自身もいつも思うんです。実現できるのかどうかというふうな不安もあるんですけども、しかし、この質問を何問やるんだ、こういう内容でやるんだと決めたことは必ずやっています。それが我々議会議員の権限であり、また義務であると思っているからでありまして、今回、30問の質問がつつがなく終わり、そしてまた30個の政策提言をしたんだと私は自負しております。この個数の問題、あるいは内容の濃淡というのはまた関係はありませんけれども、しかし、それぞれの議員がそれぞれのやり方で質問をするというのは極めて自然なことだと思いますし、それをまた他の議員が干渉するのはよろしいことではないと私は思います。

特に答弁を賜りましたことに対して、本当にそれこそ夜遅くまで答えをおつくりいただいたと思っておりますけれども、しかし、町長以下、職員の方々は、答えは書かなくても答えられなくちゃいけないということも、また町執行の方々の役割だと思っておりますので、ぜひとも、私も今後も問題数の多い少ないにかかわらずこういった形で議論を深めてまいりたいと思いますし、私自身もますます勉強したいと思っておりますので、どうぞこれからもよろしくお願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員の一般質問はこれまでといたします。

◇ 円 谷 寛

○議長（角田真美） 次に、11番、円谷寛議員の一般質問の発言を許します。

11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ご指名をいただきました11番議員の円谷寛であります。

今年も残り少なくなっていて、歳末の年中行事に京都清水寺に書き出される今年の漢字があります。その漢字が「税」だそうです。今年は税についていろいろな言葉が出たようですが、私は、岸田首相につけられた増税眼鏡という言葉が一番心に残っております。軍事費をGDP比、今は1%で歯止めをかけてきたのが、2%にする、つまり2倍にする、さらには異次元の少子化対策をやるなどと言いながら、減税をやると言って人気の回復を図ろうと思っても、あまり真実味は感じられません。そんな中でこの言葉になって出てきたのだろうと思います。

はたまた、来年度予算を決めるべき大事なこの師走に入って持ち上がったのが、自民党大

派閥の政治資金パーティーの裏金づくりの大問題です。中でも最大派閥の安倍派は、5年間で5億円もの金を所属議員に還流していたのではという疑念が持ち上がり、官房長官はじめ4人の閣僚が今日にも更迭されるという前代未聞の事態になってきております。大臣を更迭する岸田首相の派閥にも、パーティー券収入を過少に計上して議員に還流していた疑いが持たれています。

私は、国民1人当たり250円の税金負担で計350億円もの国税を、政党助成金がつくられたときに約束したのは企業献金をなくすためと言ってきたわけではありますが、いつの間にかこれがパーティー券に変わっていったのではないかと思います。今朝の「羽鳥慎一モーニングショー」で元安倍派の議員が語っていたのは、1枚、2万円のパーティー券なんかそんなに売れるものではない。しかし、売れる人は50枚、100枚と売っていた。1つの企業にですね。それは特定の企業とのつてがあり、さらには二世、三世の世襲議員は、親がつくった企業とのつながりを持って、そういうところに行ってまとめて100枚、200枚というパーティー券を買わせていたということを発言しておりました。企業献金というのはパーティー券に生まれ変わったわけですね。こういうことをやっているわけでございます。

昨日、立憲民主党の提出した内閣不信任案には、今まで予算に賛成したり、与党成りたがり病になっているんじゃないと言われてきた国民民主党なども、これに賛成せざるを得ないほど国民の怒りは高まっており、政治の行く末は不透明さが強まっています。

話は前後しますが、町長の説明の中で、昨日、中東情勢に触れる中で、ハマスとイスラエルの戦闘で、いわゆるハマスが挑発的なことをやったのと言うだけで後の言葉がないので、私は補足しなければならないというふうに思っています。国連で事務総長が、なぜハマスの事件が起きたのかを考えなければならないと発言し、イスラエルの国連代表が事務総長の辞意を迫ったという一幕がありました。

本日の毎日新聞で、日本総研の寺島実郎会長は、このままイスラエルのガザでの虐殺が続けば、反ユダヤの運動が高まる危険を感じると書いています。今、日本は何をすべきかという記者の問いに対して、寺島さんは、日本は非核平和主義国家としてはっきり戦争をやめろと言うべきであり、中東の非核化を求めるべきだと。さらに、アメリカに追従して外交をやっている今の政権に対しても苦言をいたしておりました。

我々がもし考えるべきは、パレスチナ問題というのはなぜ起きたのかということは今考えなくて、ハマスが奇襲攻撃をやったというようなことでは不十分だと思うんです。それは、いわゆる第2次大戦でナチスの迫害で大変な虐殺などをされたユダヤ人の国を、2000年も前にユダヤ人の先祖が住んでいたということを根拠に、パレスチナ人の住んでいた地にユダヤ人の国家をつくらうとしたアメリカやイギリスが、二枚舌を使ってパレスチナ人をだまして建国をしてしまったということに始まります。アメリカという世界一の軍事大国が後押し

をする中、何度も中東戦争を繰り返す中で、イスラエルはパレスチナ人をどんどん追い詰めて、今のガザは世界一人口密度の高い国に、5メートルもある囲いの中に閉じ込められ、今まで彼らの住んでいた土地にユダヤ人の入植地がどんどん広げられてきたのである。これを国連が不当だと決議をしても、最後には安保理の拒否権を持っているアメリカが拒否権を発動して、この国連の意思に否定的なことを続けてきたわけでございます。そして、いわゆるなるべく戦争を避けたいという穏健派のアラファト派と、戦わないとどんどん追い詰められてしまうと主張するハマス派との分裂があつて今日に至っています。

なぜ、アメリカは度重なる安保理決議に拒否権を行使してイスラエルの暴虐を支持し続けるのか。それは、アメリカ国内で巨万の富をユダヤ人が握っているということがあります。そして、その権力を使って政治力に影響を与えているんです。キリスト教の多いアメリカでは、金を貸して利子を取る金融業にはあまり乗り気ではない人が多い中で、ユダヤ人はそこにどんどん進出し、巨大な資産をつくらせていったと言われます。その結果、その金を使って政治への影響力を拡大したのです。その金力と政治力でユダヤ人がアメリカの政治を陰で操ってきたのだと思います。そのアメリカ一辺倒では世界の平和は守れないということを、ぜひ多くの人々に理解してもらいたいと、寺島実郎さんも今日の新聞で発言をしておりました。

国連の機能を回復するためには、かつての戦勝国5か国の特権、安保理における拒否権をなくすことが不可欠だと思います。ロシアのウクライナ侵攻やアメリカのイスラエルへの戦争支援を考えると、今やこの拒否権は、ならず者、戦争推進国家の凶器になっていると言わざるを得ません。今、台湾有事などがいろいろささやかれておりますけれども、これに中国が加わることになれば、世界はますます混沌としたものになっていくものだと思います。

次に、通告書に従って質問に入らせていただきます。

第1点は、成田遊水地事業への町対応についてお尋ねをいたします。

私は、この問題が出てから毎回トップにこの問題を質問させていただいておりますが、なかなか進まない。同じことをやっているなどと言われるかもしれませんが、この成田の遊水地事業というのは大変大きな問題です。議員の中にも非常に過小評価をして、それは成田の問題だなんて言う人もいれば、早く解決してもらいたい、議会で余計なことを言うなど言っているなんていう話もあるんですけれども、それは一部の声であつて、全体的には大きな不安の中で成田区の人たちは悩んでいるということ、まずもって理解してもらわなければいけない。さらに、これは成田の問題ではなくて、我々の町における大変大きな犠牲をもたらすものになるということ、ぜひ理解してもらわなければならないと思います。それは、鏡石の町に入っている税金が、この遊水地によって大きく減らされるということなんです。

このことをまず議員はひとつ深く考えてもらいたいと思います。

それでは、まず、（１）の高台移転地の造成の進捗状況についてお伺いいたします。

この造成地については、私、成田の区長を体験した立場からも、なるべくまとまった集落をつくっていただきたい。少なくとも２つぐらいの、今も３つぐらいの班があるんですか、その班の人たちがまとまって入れるぐらいの規模の集落をつくるべきではないかというふうに思うのですが、この辺についてお考えをお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 11番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

1番の成田遊水地事業の対応についてというふうなご質問でございますが、質問のなるべくまとまった集落の造成をすべきではないかというふうな案件についての答弁の前に、前段で成田地区の問題というふうな話も今ございましたけれども、私は、今年の6月に町長に就任して以来、成田地区にも幾度となく訪問をし、いろいろ皆さんに意見を聞かせていただいております。その認識の中では、成田地区の問題ではなく、町全体の問題だというふうなことで、円谷議員とは一緒の考え方だというふうにも思っております。

その結果は、10月と11月に実施してまいりました町づくり意見交換会、町政懇談会の中で、全行政区で成田遊水地の事業についての理解を深めるためのいわゆる動画を持ち込みまして、地域の皆さんに理解をしていただいたというふうに私は思っております。そんな中で、町として全体で取り組むべき重要な案件だというふうに思っていることを、まずお答えさせていただきます。

その中では、ただいまありましたなるべくまとまった集落の造成をなすべきではないかというふうなご質問にお答えしますが、去る10月24日と25日の2日間、国により移転対象者に対しての説明会が行われたところでございます。現在、移転対象者に対して意向調査を実施しておりますが、今後はその意向調査の結果を踏まえ、町とも相談しながら造成地の最終的な決定と、詳細な造成計画を立てていくと国から聞いております。成田地区におけるコミュニティの維持継続のためにも、集団移転先はなるべくまとまった集落に集約した造成となるのが理想ではございますが、一方では、移転先となる居住地選択の自由もございまして、町で一方的に移転先を誘導、決定することは難しいこともあり、移転先については移転者のご意向である意向調査結果を反映できるよう、国と協力してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ここで円谷議員に申し上げます。一時休議いたしまして、ご了承いただきたいと思っております。

それでは、議事の都合により、昼食を挟み午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時54分

開議 午後 1時00分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

円谷議員の一般質問を続けます。

円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 続けて質問をさせていただきますが、午前中に大きい1番で（1）番、さらに①番となって、なるべくまとまった集落の造成をすべきじゃないかという質問をいたしまして答弁をいただきましたが、それは当然、本人の希望というものは尊重しなければならないと思うんですが、私も区長を経験した立場から言えば、ある程度やっぱり集落がまとまってもらわないと、これからの自治体といいますか自治組織の運営に大変困難を来すのではないかと思いますので、これは要望ですけれども、そういう視点を持ってこれから新しい高台移転の集落の造成をお願いしたい。これは要望でございます。

次に、②番は、農家継続希望者は、なるべく広い宅地にすべきではないかという問題でございますが、農家の場合は、いろいろ作業場や農機具置場とか、さらにはハウスなどで育苗などを必要とする土地が、管理上そばにあれば大変便利であるということもございますので、そういう視点もぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

集団移転先への移転につきましては、基本的には現在住んでいる敷地面積を上限とし、現在の敷地面積と、集団移転先の面積とを等積交換する手法で、なおかつ移転者の希望する面積を造成地に準備する考えであると聞いております。

現在、移転対象者に対して行っている意向調査において宅地の希望面積を調査しておりますが、集団移転地はあくまで宅地の移転地であり、農地や施設園芸は、別途、調整を行うと国から聞いております。移転後におきましても引き続き営農を希望する世帯においては、農業倉庫や作業所などの併設が必要であり、広い敷地が求められていますので、必要な敷地面積の確保について営農者の希望が反映されるよう、国に対し町からも強く働きかけをしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ぜひ、そのような視点を持って国との交渉に当たっていただきたいと思います。

（2）番は、遊水地の完成後の利活用についてでございますが、①番として、農地として活用する場合の条件の明確化をどう考えているのかについてお伺いをいたします。

私どももあちこち視察をしてまいりました。その中で、例えば母子島遊水地などは、そのまま今までの農地を利用しているわけです。そして、30年も一回も水は上がってない、こういう地域もあるわけでございますが、我々の成田遊水地においては、全面買収、全面掘削、そういう事業の性格が異なっております。それで買収のお金をもらって、そしてその後、利用するというのは、恐らく国もそういう悪例、彼らにとっては、悪例はつくりたくないと思うんです。ですから、その場合は一体どうなるのか。補償金が減らされるのか。普通、母子島の場合は、山形県の大久保遊水地ですか、これを見たときも、大体時価の3割くらいの補償で農地を扱っているということだったんですけれども、我々の成田遊水地も、もし変更して今までの全面掘削ではなくて利用する場合においては、条件が変わるのではないかと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

農地用としては遊水地整備後の土地が2メートルから3メートル程度掘削されることから地質の条件が大きく変わる可能性もあり、農地として利活用できるかどうかは課題となります。国では現在、掘削後の土地でも農業に適した環境を整えるための工法や用排水の整備などをクリアするため、茨城県つくば市にある「農業・食品産業技術総合研究機構」に助言を求めていると聞いております。

なお、今後、国で設置する利活用検討会の中でも、農地として利活用する場合の条件等について明確化していくということで聞いておりますし、その場合、議論を重ねていくというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ぜひ、この問題は明確化してもらわないと、ただ全面買収で反当たり380万なんていう価格が示されておりますので、その値段で売った後に同じように利用するということは、私の素人考えですけれども、ちょっとどうなのかなというふうに思いますので、そこいらを早めに明確化してもらわないと、もし農地として使ってもよいとなった場合

の条件を提示していただかないと、これからの生活設計に大きく影響すると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に移ります。この遊水地完成後の利活用について、町内外からアイデアや意見を広く集める、そういう努力をしてはどうかということですが、これに対してはいかがでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

土地利用については、地域振興や持続可能性の観点からも関係者と検討が必要であるため、利活用については、国において年明け早々に「利活用検討会」をはじめ、有識者や町民代表の地域住民などの地元関係者、さらには関係機関の委員による「作業部会」を設け、地内の利活用について検討する場を設けると予定されております。

利活用のアイデアと意見を広く集めるため、遊水地対象3町村の住民に対するアンケート調査や、地内利用の可能性のある民間企業に対してもアンケート調査を行い、広くアイデアを募る予定となっております。これらを踏まえ、今後、利活用検討会の中において、町の考えや皆さんの意見が反映できるように努めてまいりたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ぜひ、そのように一生懸命検討していただきたいと思いますが、何しろ130町歩の農地がこれからどういうふうになっていくのか、これは地域はもとより全町内の注目をするところでございますので、ぜひ本気になってこの問題に取り組んでいただきたいと思います。

次に、（3）番、遊水地による農地減少農家の営農継続対策をどう考えているのかという問題でございます。

これについて、私も農家の何人かの人と話をしたんですけれども、もう息子が勤めていて商売が違うので、むしろ遊水地に潰れる以外の農地、残った農地について、どうしたらいいのか大変悩んでいるという声も聞くわけでございます。この人たちに、いわゆるどうしていいのかということ町としても一応考えて、これからの対策を考えるべきではないかと思うのですが、この辺についてはいかがでございましょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（吉田光則） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

成田地区遊水地事業計画区域に含まれる優良な農地約100ヘクタールは、これまで営農継

続の可能性がなく、農地減少に直結する危機的な状況に置かれておりました。しかしながら、国・国土交通省から発出された10月12日付の文書「遊水地における水田等の取扱いについて」では、国が土地を取得し整備した遊水地において、水田等の占用を許可することができるというような内容でございました。農家の方々の意向次第では遊水地内での営農が可能というふうな道が開けました。今後、解決しなければならない各種の条件は存在しますが、耕作面積維持の大きな足がかりには違いがありませんので、営農継続対策の選択肢の一つとして我々は受け止めております。

議員さんのほうからありました、その残った農地が小さくて営農がというふうな悩みに関しましては、農地貸出しですとか、受け手、借り手間の調整、こういった形で支援をしていければと、このように考えるところでございます。

また、先月27日には、成田地区の担い手の方々と、八ッ場ダムが建設されました群馬県長野原町で視察研修を行ってまいりました。新たに取り組むことになった農産物や現在の継続状況などについて、地元農家の方々のお話などをお伺いしてきました。既に活動休止となってしまった組織もある中で、現在でも活動を継続している組織の方からは、農家の方々が生産する品目や組織の維持などについて打合せを十分に行う、こういったところが大変なことだったというようなことをお伺いしました。地域の方々が中心となって議論を交わして、その思いを具現化することが一番大切なのかなと、町や県はそのお手伝い、支援ということが、将来を見据えた営農継続対策につながってまいるものと考えております。営農継続のために引き続き農家の方々の思い、こういったものを第一に考えて対応してまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） これも大変重要な問題でございますので、ぜひこれから本気になって取組を強めていただきたいと思っております。

もう一つ、遊水地で農地が減少して営農継続ができなくなった人々の雇用というものをどう考えているのかについてお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（吉田光則） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

遊水地整備による農地減少をきっかけに離農を選択されるという声も我々のところに届いております。前問の（3）番での答弁に重複してしまうところはございますが、今後の条件整備など課題は残るものの、遊水地内での営農も道が開けてきているというような状況にな

っております。また、地区外での代替農地の情報というところも寄せられております。営農継続の意向をお持ちの農業者の方々が農業に従事し続けられるよう関連情報の提供に努めまして、農家の方々の思いを第一に今後取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） これも非常に重要な問題でございますから、本気になって取組をお願いしたいと思います。

大きな2番に移ります。2番は、駅東開発予定地準工地区の開発促進についてでございます。

まず、（1）番として、準工地区下流に第2遊水地を造らせて、開発による調整地の役割を兼ねさせるべきではないかという点についてでございますが、これは私が前々から、例えば下流の鈴川と諏訪池川の合流地点に滝口さんという方が住んでおられるんですけども、ある雑誌なんかでは「ポツンと一軒家」なんていう題で書かれていたんですけども、非常に真剣に悩んでおります。しかし、国・県は、これは遊水地の中に入れることもできないし、これはそのままというゼロ回答に終わっているんですけども、これを防ぐために私は第2遊水地というものを提案してきたんですけども。

そして、その問題と同時に、やはりこの準工地区の工業団地のための調整池を兼ねさせる、このくらいな要求はしてもいいんじゃないか。これだけ町は広大な土地を課税対象から外されてしまうんですね。固定資産税とか、そこから上がるハウスなんかは1,000万を超える農家がいっぱいあるんですからね。その人たちの所得が奪われるんです。高台に行けば、あの肥沃な土地は高台にはないんです。私どもも住んでいるので、その高台のところ。そこは非常に痩せ地なんですね。だから、いちごでも何でもあそこで作っても今までのような収入は上がらない、そういう厳しい局面に立たされているわけでございますから、町は当然それで町民税も減っていくわけでございますから、このくらいな要求は国・県にぶつけてもいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

駅東第1土地区画整理事業におきまして、調整池につきましては、事業の開始前に福島県等関係者と協議しまして、約1ヘクタールの公共施設として整備するような事業計画となっております。

区画整理事業におきましては、増加する雨水・排水に関しては、基本的に事業の施工者で

ある町で施工すべきものと考えられます。区画整理事業をさらに促進するため、排水ルートを含め、どのような方法で調整地を施工するかを検討を、現在、調整地、流末排水先路線施工業務を委託しております、その中で検証を進めております。

以前からお話にありますように、駅東の準工業地域への第2遊水地の国の整備につきましてご提案いただいているところでございますが、阿武隈川緊急治水対策プロジェクトは、「阿武隈川の本線においてのみ」の治水対策の一環として進められていることから、阿武隈川本線以外の場所における遊水地の整備については、大変残念ながら具体的な検討がなされていない状況でございます。

しかしながら、先ほど議員からありましたように、今回の遊水地におきまして、広大で優良な農地と宅地が失われ、貴重な町の財源が永久的に失われるということもありますので、これは損失の補填を含めた形で国においてどのような対応をしていただけるか、今後も引き続き国へ、さらには関係機関にも要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 確かに、これは国がやる事業ではございますが、この鈴川は一級河川でも県の管理の川でございます。この川の改修といいますか、これからの災害防止の対策も抜きにしてこの地域の問題は解決しないということでございますから、国の事業であると同時に県の事業でもあるというふうに認識しておりますので、ぜひ、ここは弱腰にならないで強い態度で、場合によっては判こを押さないぞというくらい強い決意で臨んでもらいたいと要望しておきたいと思っております。

（2）番は、高価格で町が買い取ったツケは、損金処理をしてゼロから再出発すべきではないか。

私ども、前の町長にも厳しく準工業地域の開発を訴えてきたんですけども、やらないで町長は辞めてしまったわけでございます。この現地をニプロの社長と工場長が現地視察をして、そして何ら手を打たないで、次の全協で私はどうなったんだと聞いたならば、何も聞いていないなんて前町長の答弁があったので激怒したんですね。最後の一般質問では、あなたはこれだけのニプロという優良企業を白河のほうに部分的であろうと移転をされてしまった責任を取れと、退職金返上しろとまで私は言いました。しかし、これは高額な退職金をもらって辞めていったわけですけども。

私は、これは最も大事な問題だと思ったのは、なぜ町長は2代にわたって大変長い間町長をやって、この問題をやらないで終わったのかということ、この土地を高く、元の木賊町長、同じ名前なんで非常に誤解を与えるといけませんが、昔の木賊町長が非常にこの土地を

高い値段で買い取ったんですね。このためにこの事業が進まないと私は見ているんです。もう、やれば赤字が出るんですよ、これは。反当650万なんてべらぼうな値段で買ってしまったんです。

私どもに執行の課長さんたちはこういうふうの説明したんですよ。あの土地は、役場庁舎を造るために、今のほがらかなのできたところに集めるために買うんですよ。そのために土地は今の値段で買って、今の評価で同じ値段になるように交換をして、あそこに土地を持ってくるんですという説明だったんですね。そうすると県道に近いところは高く、県道から離れると安くなる。さらに西側の市街地に近いところは高く、東側に行くに従って安くなる。そういう論理から言えば、例えば予冷庫の周辺などは何分の一もの値段で買わなくちゃならなかった土地なんですよ。それをまるっきり、私は見ているんですけども、ある古参議員が、ここ同じ田んぼではないかというようなことで非常に元町長に詰め寄って、同じ値段で買わせてしまったんです。これは大失敗だったし、私は反対したんです。私のところの矢吹さんなどは反対したんですけども、多くの議員は賛成をしてそれを認めてしまったんですね。

ですから、あの土地は工事を進めて、工場用地を造成すれば必ず赤字が出るんですよ。これを覚悟して損切りをしないと、この工事は進まないと見ているんです。思い切ったここは、べらぼうな値段を出して買ってしまった元町長と、それを議決した議員の責任であって、今の町長は全く関係ないんですよ。だから、今の町長、これを進めようとするれば、思い切った損切りをして、地価もその後下がっていますからね。農地なんかの下落は甚だしい。

こういう問題があるわけですから、私は、ぜひここは思い切って損金処理をして、これは議会も了承して、思い切り損をするんだと、でもこの土地をいつまでもぶん投げておいてもどうしようもないんだと、こういう決断を町長はすべきじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

駅東の第1土地区画整理事業地内におきましては、当然、町有地がございます。ご質問のとおり4、5工区にも一定面積の町有地が存在しております。

議員がおっしゃる損金処理ということでございますが、現状といたしましては、町有地をまず販売できる状態にしなければならないということでございます。現在、準工業地域におきましては、企業誘致に向けまして2次調査などを順次進めているところでございますが、その際、できる限り大きな面積を一括で売却できるように考えていきたいというふうに考えております。損金かどうかというのは、結果的に第1区画整理の56ヘクタールの最終的な収

支が出たときにその話になるところかなというふうに考えておりますので。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 何かやれば赤字が出るという事業で、何か気が進まないのかなと私は見ていたんですけども、そういうものを含めてこの準工地区に工場用地を造成して売らんと、そのことだけを確認しておきたいと思います。そうでないと、いつまでたってもあの土地は雑草と雑木が生えまして、これを処理するのに毎年たくさんお金がかかっていると思うんです。金だけかかって何にも生み出せない、こういうものを早く改めていただくように要望しておきたいと思います。

(3)番ですが、この土地の開発、この準工地区の開発を、今まで木賊元町長や遠藤前町長は、オーダーメイド方式でやるんだと、買手がついてから開発するんだなんて言っていたんですね。私と、あの地域に詳しい大河原議員などは、そんなこと言ったら土地なんかは、工業用地なんか売れないと、いつまでたっても売れないだろうと。これは、今目まぐるしい変化の時代に、何年かかるんだか分からないようなそういう土地を買う企業はいないと、こういうふうに思うわけでございまして、これは思い切って方針転換をすべきじゃないということを、再度、私からお尋ねをいたします。いかがでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 11番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

前問の質問の答弁とも重複いたしますけれども、ご指摘のとおりオーダーメイド方式による企業への販売については、なかなかイメージが湧かないというふうな状況もございまして、企業にとって時間もかかり過ぎ、デメリットも大きいことから、町としても区画割りについて先行造成しながら分譲していくことが一番の早道ではないかというふうなことで、過去においても議会の全員協議会の中でもお話をいただいておりますので、そういった形での検討もしなければならない。そうした場合に、前問にもありましたとおり、先行造成というふうな形と、それから先行取得した用地もございまして、そちらの収支計算をしながら、いわゆる販売価格にも影響してまいりますので、そういうことをやりながら議会とも相談をし、進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ぜひ、いつまでも荒れ放題にあの土地を捨てておくのではなくて、や

はり今の時代に合った方式を取り入れていただいで、ぜひ先行開発でやっていただきたいと思ひます。

(4) 番は、その工場用地を造成しても企業が来なければ何もならないわけですから、開発に着手すると同時に、企業誘致にも取り組むべきではないか。そのためにはやはり専任の職員を、これほど重要な問題でございまして、1番目の遊水地の中で働く場を失う人もいっぱいいるわけですから、そういう人たちの働き口としても必要な事業であると思ひますので、ぜひここには専任の職員を配置していただいで、企業誘致に取り組むようにしてもらいたいと、こういう質問でございまして、いかがでしょうか。

○議長(角田真美) 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長(木賊正男) ご質問にご答弁を申し上げます。

ご指摘のとおり、企業誘致につきましては、事業の進捗に合わせて積極的に取り組む必要があるものと認識してございまして、先ほどもご答弁させていただいたとおりであります、現在、県内外の企業へのニーズ調査を行っておりまして、その結果なども参考に直接的な交渉など企業誘致活動を推進してまいり予定でもございまして。

専任職員の配置につきましては、いわゆる企業誘致、それから工業団地の造成というふうな形では専門知識の必要な状況にもなっておりまして、その節には専門職員の配置も考えていきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(角田真美) 11番、円谷議員。

[11番 円谷 寛 登壇]

○11番(円谷 寛) ぜひ、その取組をお願いしておきたいと思ひますが、その専任職員のこと一言付け加えさせていただければ、先日、全協の中で、今年の大卒の予定が全員、相手のほうから切られたんだか何だか分かりませんが、ゼロになったということでございまして。私は、そのときにも申し上げたんですけども、いわゆるそういう職務に対応できるような人材を、思い切って途中採用でもいいからぜひ採用してもらって取り組んでもらいたいとお願いしたんですけども、この辺についてもぜひこれからの人事の中で配慮いただきたい。

参考までに申し上げます、徳島県の上勝町というところで農協の職員を採用しまして、大変有能な職員だったんですね、その人が。葉っぱビジネスというものを始めたんですね。日本一の葉っぱビジネスの町として大成功を収めまして、70代、80代のおばあちゃんが、私の働きはこの葉っぱビジネスで、町長の所得より多いんだということを手柄にしているおばあちゃんがいるというような報道もお目にかかったことがございまして。ぜひ、中途採用でも

いいから、そういう向きの職員を採用するようなこともぜひ考えていただきたい。これは要望でございます。

3番目、町民の健康寿命の延伸というものをどうするのかということについてお尋ねしたいと思います。

(1)番は、町民温泉の設置をすべきではないかということが一つでございます。

これは、先日のある新聞の健康欄で、年寄りのおしゃべりというのが大変いいんだそうですね。なぜいいかというと、喉の機能を高めるということは誤嚥性肺炎というものを予防するのに大いに役に立つ。お年寄りが、その後の老人クラブの数なんかもそうでしょうけれども、温泉に入ってお年寄り同士でおしゃべりをする。そういうのが非常に健康寿命を増すために有効だということなんです。

私は、以前にはプールの中に温泉をボーリングして、矢吹方式で温泉を蛇口に入れて、そこにお年寄りを格安の値段で入れて、矢吹では当初、ただで入れていたんですね、60歳以上の人を。私、矢吹の介護保険料を調べたんですよ、そのときにね。鏡石もそういう方法をやれというんで。そしたら、1か月のちょうど真ん中の標準クラスの介護保険料が、矢吹の場合、鏡石よりも1,200円安かったんですよ。これはびっくりしました。それで温泉というものを、やはりプールと併用して、そしてプールの位置にしたほか、蛇口に温泉を入れてお年寄りをただなり安くなり入れてやるべきだと言ったんですけども、これは当時の木賊町長に否定をされまして、いまだ1リッター100円もする灯油を毎日、ドラム缶にすると7本も8本もたき続けているのが町の現状でございます。ぜひ町民温泉については設置をすべきである。

私は、いろんなところに行って、前は老人クラブの中に、老人センターの中に、沸かし湯ですけれどもお湯があったんですが、それも今はないので、その辺も絡めてこの辺の検討をいただきたいということですが、いかがでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町民温泉などの温浴施設の設置につきましては、残念ながら現時点では建設する計画はございません。温浴施設につきましては、大きな費用がかかるというものでもございますので、その有効性や費用対効果、あるいは民間施設との兼ね合いなど複数の要件を見ながら、慎重に検討は進めなければならないというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 費用対効果って、健康の寿命を延伸するのの費用対効果というものは何で比較をするのですかね。これ、近接の町村に行ってもほとんどあるんですよ。矢吹にもあります、泉崎にもあります、白河は、今は合併したんですけれども東町にもありますし、大信村にもありますという形で、皆、持っているんですよ。町民の健康寿命を延ばすのに、どういう費用対効果で考えるのかは分かりませんが、例えば町民の介護保険料が安くなるなどということになれば、この数値をどうやって出して比較をしていくのか、私は分からないんですけれども、そういう言葉で逃げることは、健康寿命の延伸にあまり興味がないのかなというふうに残念に思います。その辺をどう考えますか。町民の健康寿命を延ばすために温泉が有効だとすれば、費用対効果でどういうふうに計算をするのか、教えてください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 11番議員の再質問にご答弁申し上げます。

確かに費用対効果と私申し上げましたが、健康とか目に見えないものに対して、費用と対象の結果を効果として算出するすべは実際のところございませんし、逆に言えば、議員のおっしゃるような矢吹町の温泉施設による介護保険料の低価格化という数値についても、じゃ、それが全部が全部引っかかっているのかという点においては、やはりそれも数値的には証明はできないものだというふうに考えております。

私どもの企画財政課、単独の課としての認識としましては、やはり施設を造る、すると当然維持費も出る、その中でそれを維持するための経費をどのように捻出していくかというような観点で私のほうでは答弁させていただきますので、そのところに議員のおっしゃるような健康をどれだけ見るのかという点におきましては、健康対策の担当課と十分論議をしまして、その後このような町民温泉等の設置のことがいいのか悪いのか、赤字を出してもどれだけの赤字だったら対応できるのかということも含めまして検討していくというような形でございますので、私のほうでは単純にその維持費がどのような形で捻出されるかという点のみで今ご答弁させていただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） やはり町民の健康寿命を延ばすということは、これは町政の課題として、これからますます重要になってくるというふうに思うんですよ。これは、私は引き続き議論をしていきたいと思います。

（2）番は、老人クラブをどのようにして維持していくのか。

これは、私も非常に、成田老人クラブを維持するために中に入って見て感じたんですけれ

ども、やはり年寄りが役員の成り手がないんですね。そのためになかなか維持できないということになっているようでございます。私も打診をされましたけれども、一役員ではなくて会長になると会長会議などがあつたり、非常に日程的に私は議員との両立はちょっと難しいというふうなことを考えていたんですけども、最終的にはそれもやむを得ないかなと思つたこともあるんですけども、やはりそのほかの成り手がまだないんですね。会長ばかりじゃなくて。

だから、どういうふうにしてこれを維持していくのか。町内でも大きな部落の区の老人クラブがなくなっている状況を見ると、これは成田だけの問題ではないなというふうに思っているんですが、町として、この問題を考えたことがあつたらば教えていただきたい。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

老人クラブにつきましては、現在、7クラブ、279人が加入しておりますが、年々減少しており、現在、加入率は令和4年度と比較して41%まで減少しております。減少している要因はいくつか考えられます。まず、定年後にも継続して働かれる人の増加、ライフスタイルの多様化・個人化、また、議員がおっしゃったように、役員を務めることや活動に対する負担の増加などが考えられ、この流れは全国的にも止めることができない時代に来ているものと思われまふ。

各地区の老人クラブにおいては、活発に活動している団体もございますが、高齢化世代の方々の活動は様々な形で多様化しており、単に老人クラブとしての活動のみが生きがいつくり、健康つくり、社会奉仕の実態的な組織であるという認識に変化が生じているものと考えております。

現在、各行政区では、地域の皆様方のお力で活発となつてきたサロン活動があります。サロン活動は、老人クラブが目的とする仲間つくりや健康・生きがいつくりを図ることを目的としたもので、サロンの参加者の多くは高齢者が中心であり、老人クラブ活動同様のものとして大きな効果も期待されております。今後も、既存の老人クラブの活動支援をはじめ、多様化する高齢者の皆様による活動については、社会福祉協議会と連携しながら支援を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） サロン活動はサロン活動でいいんですけども、しかし、サロン活動でカバーできない部分も結構あるんですね。だから、やはり老人クラブは老人クラブとして

維持、存続させていくような町の対応というものも考えないといけないんじゃないか。逆に、サロン活動ができたことによって、老人クラブがなくなっていくような側面もなきにしもあらずではないかと思うので、その辺の兼ね合いをもう一度考えてもらう必要があるんじゃないかと思いますが、再度お尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 老人クラブは、仲間づくりを通しまして生きがいと健康づくり、生活を楽しく過ごすとともに、その知識や経験を生かして地域の諸団体と協働して地域を豊かにする社会活動に取り組むことで、明るい長寿社会づくりに努めることを目的としております。自立して生きがいのある生活を続けるためには、元気で活動できる健康寿命を延ばすことが大切です。フレイルに早期に気づいて予防することが、健康寿命を延ばすことにつながります。

先ほども申し上げましたが、町では、各地域のサロンに出向いて積極的な関与をさせていただき高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の事業を実施しております。フレイル予防の啓発活動や日常的に相談ができる環境づくりに努めているところでございます。今後も、地域サロンをさらに魅力あるものにし、そして多くの高齢者の方々に参加いただけるよう、老人クラブと共に両方の組織を支えていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ぜひ、サロン活動ばかりでなくて、老人クラブの維持についても福祉課のほうでも考えていただきたいと思います。

次に、（3）番は、シルバー人材センターをどう活性化するのか。

シルバー人材センターについても、老人の生きがいづくりとか、働くことによる生きがい、さらには身体的な運動といいますか、体力をいわゆる蓄える、養う、そういう意味でも働くということが非常に重要な役目を持っているんじゃないかと思いますが、これがやはりお年寄りの話を聞きますと、あまり仕事がない、いい仕事がないということなんですね。だから、仕事をもう少し多様性を持たせて、多くのお年寄りがそれに参加できるような、そういう組織にしていくためにどうすべきか、ぜひ考えがあればお知らせをいただきたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

シルバー人材センターにつきましては、現在、会員数が92名で、ここ数年90名前後で横

ばいの数字で推移しております。会員数が増加しない要因としましては、定年延長、高齢者の生活環境の変化、シルバー人材センターの魅力の減少などが挙げられます。

会員募集のために、現在、年1回の広報紙の発行、ホームページの開設、チラシの配布など行っておりますが、今後、会員数増加のために研修会や就業体験講習会、町広報紙を活用しての周知活動の強化などを行っていく予定です。また、シルバー人材センターの活動状況などを周知しまして、利用者の増加も図りたいというふうに考えております。今後もシルバー人材センターと連携しながら、町として支援を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 私、前に造園業者への業務の委託のときに問題提起をしたんですけれども、ぜひ、そういうお年寄りでもできるような、例えば芝刈りだとか、鳥見山公園の整備だとか、そういう問題ではもう少しシルバーセンターの活用を考えるべきではないかということを行ったんですけれども、もう少しお年寄りが仕事のある面で楽しみながらできるような、そういう軽微な仕事をもう少し開発していく、そういう面でぜひ努力をいただきたいというふうに思います。

時間の関係もありますので、前に進みたいと思います。

大きい4番の学校給食の無償化について。

(1)番として、現在の一部児童、2子、3子ですか、そういう子供についての適用というものを、やはり全部の児童に対して適用する。これ財政が大変だとは思いますが、やはりそれがないと。この間、ある報道を見たんですけれども、テレビを見たんですけれども、1子産んだ人は2子も3子も産む。しかし、産まない人は1子も産まないという、そういう傾向もあるということも聞いたんですね。

ですから、財政的には大変ですが、やはりこれは思い切って、異次元の少子化対策なんか国も言っている状況ですから、ぜひ我が町でも異次元の取組をできないかどうか、お尋ねします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町では、議員もおっしゃったとおり、今年度から子育て支援といたしまして、多子世帯の経済的負担軽減を図ることを目的に、小中学校へ2人以上就学している家庭に対しまして、第2子以降の給食費について半額補助を実施しております。また、今年度におきましては、

物価高騰対策といたしまして、学校給食費の値上げ分、1食30円については、全児童生徒に対しまして全額補助することとしております。そのような状況で、多子世帯の給食費の補助や低所得者等の就学援助費など、何らかの給食費の支援を行っている児童生徒は現在399名おりまして、全児童生徒の約4割の人数となっております。

現在の第2子以降の多子世帯への給食費補助について、約1,000万円の予算で実施しているところがございます。全ての家庭につきましてこれを全額公費で賄うということになりますと、給食費全額で約6,600万円の予算が必要と試算されております。現在の約6倍の予算の確保が必要となりますので、継続的に全額補助を実施していくことになると、その財源確保という点で非常に厳しい現状にあるというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） これは、異次元の少子化対策と言っている国の責任も大分あると思いますが、これからも努力をお願いしたいと思います。

5番目は、議場のバリアフリー化についてお尋ねします。

やはり障がい者も議員になれるべきであり、また、議会の傍聴も障がい者でもできるようにする、そういう義務が町にはあるという考えなんです。現在の議場はそのようになっていない。これをどのように改善する考えかをお尋ねします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 11番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

ご指摘のように、役場庁舎につきましては、トイレ等の段差解消は行いましたが、全てがバリアフリーとはなっておりません。本来、役場庁舎は、障がい者だけでなく誰もが利用しやすい施設であるべきですが、エレベーター設置は多額の費用を要することから実現しておりません。議場が2階にある現在の利用形態では、早期に対応することは難しい状況であり、階段を利用する簡易的な昇降装置もスペースの課題もあります。このため、議会開会中は庁舎1階にモニターを設置し、傍聴者に配慮しております。

なお、建物の老朽化が進み、庁舎の在り方についても考える必要があることから、以前もご提言いただいております勤労青少年ホームを議場に利用することなども考慮しながら、今後、対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 新しい役場ができるものとして我々は期待をしていたんですけども、これが今、健康福祉センターに変わってしまっ。しかし、あの建物を見たらエレベーターがあるんですね。2階にもキッズスペースなんていっぱいスペースがあるんですね。造れば造れたらうなというふうに思っています。

これから、今、課長が言ったように勤労青少年ホームが産業課と農業委員会になるようでございますが、そのほかにも議場を造っても東側の部屋は使えると思いますので、この辺を検討して、これから議場のバリアフリー化について努めていただきたいと最後に要望して、終わります。

以上です。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員の一般質問はこれまでといたします。

ここで換気のため、5分間休議いたします。2時再開といたします。

休議 午後 1時54分

開議 午後 2時00分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

◇ 稲 田 和 朝

○議長（角田真美） 次に、7番、稲田和朝議員の一般質問の発言を許します。

7番、稲田和朝議員。

〔7番 稲田和朝 登壇〕

○7番（稲田和朝） 質問いたします。

町の6次総合計画があります。笑顔、元気、活気あふれる、ずっと住みたい町づくりを目指している我が町の6次化産業について質問いたします。

現在行っている加工開発、八芳園さんをはじめとする各団体さんの協力で製品を開発しておりますが、現在行っている加工食品開発のほかに何か考えはあるのか、ご答弁をお願いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（吉田光則） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

これまで6次化商品として開発し、現在販売している商品、鏡の雫、なたね油、りんごどら焼きなどがございます。今年度は、一般社団法人かがみいし振興公社において、公社単独で「菜の花うどん」を商品化し、地域おこし協力隊との連携で「なたねラー油」を、岩瀬農業高校との連携により「サルサソース」を商品化し、商品ラインアップの充実を図っており

ます。こうした加工品開発が中心というふうな形にはなっていますが、今後も関係機関と連携しつつ、新商品の開発に取り組んでまいりたいと、このように考えているところでございます。

また、6次化産業とは、1次・2次・3次産業に一貫して取り組み、新たな付加価値を創造し、所得向上を目指すものであります。そうした観点からの新たな取組のご相談等々ございますれば、こういったところも積極的に支援してまいりたいと、このように考えているようなところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、稲田議員。

〔7番 稲田和朝 登壇〕

○7番（稲田和朝） ありがとうございます。

次に、町の特産品、果物、野菜等は、生食では販売に限界があると思うんですが、今後の販売はどのように対策を取るのか、お願いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（吉田光則） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

少子高齢化・人口減少社会に突入し、食料の消費を行う人間そのものの数が減少し、これに伴って食料全体の消費量が減少傾向にあるものというようなことを考えれば、生食に限らず、食料そのものの販売、限界はあるのかなど、このように思うところでございます。

加えて、生産技術の向上、あるいは輸送手段の多様化などによりまして、生産地、昔は限られていた生産地がどんどん広がっていったり、販売エリアの拡大等、競合相手の増加ということも出荷・販売量限界引下げの要因になるのかなど、このように思っております。

特に町特産品の果物、野菜を含む農産物に関しましては、四季折々の季節を感じられる生産、出荷が主力となっております。生産時期にはやはり限りがあるというようなところでございます。施設園芸など、生産時期にとらわれない生産方法もありますが、施設や設備導入費用、運営経費が多額となるため、普及までには至っていないというような状況にあります。

今後、県の農業普及所さん、あるいは農協さん等関係機関と連携し、生産技術・品質の向上をもって販売額増加につなげられるよう、農家の方々の支援に努めてまいりたいと、このように考えるところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、稲田議員。

〔7番 稲田和朝 登壇〕

○7番（稲田和朝） 今後とも、そのようによろしく願いいたしたいと思っております。

次に、果物、野菜をチップ状に乾燥して販売することもできるがということで質問したいんですが、多分生産……

○議長（角田真美） 稲田議員、ちょっと待ってください。（3）番はどうしますか。

○7番（稲田和朝） いや、今（2）番は終わったんで、（3）番で。

○議長（角田真美） 今、（4）番の……

○7番（稲田和朝） あっ、そうか。大変失礼しました。

○議長（角田真美） はい、じゃ、（3）番から始めてください。

○7番（稲田和朝） はい、（3）番。申し訳ないです。

生産者の皆さんが丹精込めて作っている品物の中で、B級品と言われる商品の加工がまだ定着していないと思うが、生産者独自でジュースとかジャムをいろいろ作って出していると思うんですが、今後、B級品の加工についてはどのように考えておりますか、よろしくお願ひします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（吉田光則） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

日本では、少し曲がった野菜、あるいは傷のついた果物など、いわゆるB級品あるいは規格外品というふうな形に区分けされることがあります。

現在のところ、議員さんのほうがおっしゃっていましたがジュース加工、りんごなどは、果樹生産者が外注をしてりんごジュースに加工して販売している事例、あるいはジャムを生産したりとかというふうな事例、一部は店頭などで規格外品として格安での販売、あるいは購入してくださった方へのサービス品として提供されているというような現状にあるかと思えます。規格外品を出荷、商品化するにも手間、費用がかかることから、なかなか商品の加工、販売まで普及には至っていないような状況であるというふうに考えております。こうしたところへの支援というふうなところも今後考えていきたいと、このように思うところであります。

これに加えて、先ほどの（1）の設問にもありましたが、農産物の6次産業化ということになりますと、1次・2次・3次産業を一貫して取り組むことというようなこととなります。株式会社八芳園との連携事業によるデザート開発などの横展開、こういったところも含めまして、そういった農業者の取組について支援をしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、稲田議員。

〔7番 稲田和朝 登壇〕

○7番（稲田和朝） ありがとうございます。

続いて、（4）番、果物、野菜等をチップ状に加工して販売することもできると思うんですが、今後、そのようなことは考えておるのか、聞きたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（吉田光則） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

野菜、果物をチップ状にして乾燥させて販売することこちらにつきましては、町地域産業6次化支援事業というのを活用していただいて、農業者の方、6次産業化の支援を目的に創設された制度でございますけれども、この中で、食品乾燥機の導入に対する事業に対して補助をさせていただいた経緯がございます。

町としましては、今後も引き続き本事業の活用をいただいて、農業者の方々の6次化の取組の支援を継続していければと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、稲田議員。

〔7番 稲田和朝 登壇〕

○7番（稲田和朝） 今後ともよろしく願いいたします。

次に、（5）番、町独自で加工場を造るとして、製造のための施設整備の検討をしているようですが、場所、建設等のめどが立ったのかどうか、お聞きします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 7番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

加工場の整備につきましては、一言で加工場と言いましても、備える設備や施設の規模も大きく変わります。また、施設整備後の運営、維持管理手法も含め、町が直接整備するのか、民間企業の誘致等を活用するのか、加工施設の必要性等を整理した上での事業化でなければ効果的な投資にならないことから、慎重に検討していかなければならない案件と認識しております。

以上のことから、現時点では具体的にお話しできる内容は特にございませませんが、必要性につきましては認識をしているというふうな状況の段階でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、稲田議員。

〔7番 稲田和朝 登壇〕

○7番（稲田和朝） ありがとうございます。今後、そのように取り計らいをよろしく願いいたします。

次に、（６）番、今年度の米の作柄の平均値はどのくらいかと聞きたいんですが、果物蔬菜は霜とか高温障害で半分のところもあると聞いています。それで、米のほうはまた、私もみんな聞いたわけじゃないんですが、２割くらい減というところは何軒かは聞いておりますが、平均値はどのくらいでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（吉田光則） ７番議員のご質問にご答弁申し上げます。

令和５年産米の作柄につきましては、農林水産省が１０月１３日に発表した１０アール当たり予想収穫量におきまして、東北地方では５７０キロと、前年比１１キロ増となりました。１１月１０日に同省が発表した作況指数では、福島県全体及び中通りにおいては１０２、「やや良」というような発表がありました。

町内における状況についてですが、地域によってやはりばらつきはあるのですが、粒が幾分小さい、収量が若干減少したといった声が聞かれる一方、去年と変わらないなど、平年並みだというような声も聞かれております。こちら、全体的な話として、ＪＡ夢みなみ鏡石支店管内の１等米の出荷比率、こちらは対前年比９０％前半ぐらいで推移しているというような連絡を受けております。

以上のことから、今年の高温、それから水不足による影響は、全然ないことはありませんが、当初予想していたよりは影響が少なかったものというふうに認識をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ７番、稲田議員。

〔７番 稲田和朝 登壇〕

○７番（稲田和朝） 米の場合は結構よかったのかなと思っていますけれども、蔬菜、果物に関してはかなり減少しているということがありましたので、その辺は、今いいんですけれども、後で調べておいてください。

次に、ふるさと納税についてですが、ふるさと納税の財源を活用して空き家対策を行ってはどうかという質問なんですが、これはいろんな規制があると思うんですが、どこまでどうできるかというのは分からないと思うんで、納税者はうちそのものにして、全体のふるさと納税のお金を使うんじゃないかと、その個人宅の子供さんなりに、空き家の場合は連絡は多分すると思うんですが、そのお金を頂いた場合にできないかという質問なんですが、よろしくをお願いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

一般論としまして、まず申し上げます。

鏡石町にふるさと納税をしていただく際には、先ほど吉田議員の答弁にもありましたように、使い道について3種類、または指定なしというものをお選びいただくことになっております。現状ではほとんどの方が用途を指定せずに寄附をされていることから、町としては、その分を一般財源として広く各種事業に活用させているところが現状でございます。特定事業への財源の取扱いは、先ほどの指定がない限りは扱っておりません。

今おっしゃる縁故者のほうに助成とかそういう形の話では、役場が直接その方に補助をするという形で、空き家対策のほうにつきましては、今のところ制度がない、考えてはいないということです。そのお金につきましては直接その方に、役場を通してなくなくて、その方にやるのが一番適切かな、一番早いのかなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、稲田議員。

〔7番 稲田和朝 登壇〕

○7番（稲田和朝） 本人に対して指定がない場合が今のところは多いという、ふるさと納税に関しては。もしそのとき、その空き家の場合は、まだそれは本人に話していないんじゃないかなと思うんですが、もし、その年寄りが、若い人が引き取って空き家になった場合、そこをどうしますかということはあると思うんですが、その場合の対策についてお願いしたい。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 7番議員の再質問にご答弁申し上げます。

ご質問のケースにつきましては、ちょっと私の今聞いている範囲だと、要するに、空き家になってしまった状況になった鏡石にある住宅に対して、誰か相続人なり譲渡者なりが譲り受けたけれども、なかなか管理ができないというような状況においてというふうなことで想定で答弁させていただきますと、まず状況としましては、当然もう所有者ご自身が空き家の貸出しをお願いすると。自分で不動産屋なり何なりをお願いして、この空き家を何とか活用してくれというのがまず第1点かなと。それもなかなか難しいと、あと不動産屋がなかなか難しいということであれば、鏡石に空き家バンクという制度がございまして、空き家バンクのほうに、企画財政課が窓口になっております。その家の状態に応じまして、もちろんすぐ住めるような状態であれば、当然そのバンクに登録するようになりまして、広く借手のほうを募集していくと。

ただ、空き家バンクに登録するためには、宅建とか不動産業の方と一緒に我々のほう

で、その時価評価というか、貸家に堪えられるかどうかという点について判断させていただきますので、あまり老朽化が激しいものにつきましては、やはりそれこそ費用対効果ということで、それが貸家に堪え得るかどうか、その家賃がどの程度になるかどうかということで、不動産業の立場からそこを貸家として成り立つかが判断されますので、一概に空き家になったからすぐ空き家バンクに登録されるというわけではございませんので、その中身につきましてはやはり不適合な部分もございますし、過去においても何軒か、残念ながらちょっとバンクには登録できないよというケースがあったのも我々のほうとしてはありますので、そちらのほうは早めに私どものほうにご相談いただければというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、稲田議員。
〔7番 稲田和朝 登壇〕

○7番（稲田和朝） ありがとうございます。

これで私の質問は終わらせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、稲田議員の一般質問はこれまでといたします。

◎休会について

○議長（角田真美） ここでお諮りいたします。

議事運営の都合により、本日の一般質問はこれまでとし、明日12月15日午前10時から一般質問を再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、12月15日午前10時から一般質問を再開することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（角田真美） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時20分

第 3 号

令和5年第2回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

令和5年12月15日(金)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	畑 幸一	2番	中 畠 伸子
3番	熊 倉 正 磨	4番	東 悟
5番	根 本 廣 嗣	6番	町 島 洋 一
7番	稲 田 和 朝	8番	込 山 靖 子
9番	吉 田 孝 司	10番	小 林 政 次
11番	円 谷 寛	12番	角 田 真 美

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 正 男	副 町 長	小 貫 秀 明
教 育 長	渡 部 修 一	総 務 課 長	吉 田 竹 雄
企画財政課長	橋 本 喜 宏	税務町民課長	根 本 大 志
福祉こども課長	菊 地 勝 弘	健康環境課長	大 木 寿 実
産 業 課 長	吉 田 光 則	都市建設課長	根 本 博
上下水道課長	圓 谷 康 誠	教 育 課 長	大 河 原 正 義
農 業 委 員 会 長	倉 田 知 典	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	佐 藤 喜 伸
農 業 委 員 会 長 職 務 代 理 者	円 谷 一 男	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 職 務 代 理 者	佐 藤 敏 夫

事務局職員出席者

議会議務局長 緑川憲一 主査 藤島礼子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（角田真美） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、農業委員会の会長及び選挙管理委員会の委員長が欠席のため、それぞれ職務代理者が出席しておりますので、ご報告いたします。

それでは、本日の議事は、議事日程第3号により運営いたします。

◎一般質問

○議長（角田真美） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を認めます。

◇ 中 畠 伸 子

○議長（角田真美） 初めに、2番、中畠伸子議員の一般質問の発言を許します。

2番、中畠伸子議員。

〔2番 中畠伸子 登壇〕

○2番（中畠伸子） おはようございます。本日はよろしく願いいたします。

ご指名ですので、通告書に従い質問をさせていただきます。

突然ですが、私、実はこの間、令和4年第14回鏡石町議会定例会の議会録を拝見しておりました。というのも、私の子供2人、小学校1年生と2年生でございます。鏡石町第一小学校に通わせていただいております。先生方のご指導もあり、大変楽しく、また、何とか小学校に元気に通うことができいております。誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げたいと思います。

ところで、義務教育の子供がおりますと、教育に関して一人の親として非常に気になるところでございまして、中でも目下、私の気になりますところは、私の時代からは大きくさま変わりいたしました学校のプール教育についてであります。これについて調べていたところ、ちょうど第14回鏡石町議会定例会で町民プールすいすいの議論が熱を帯びておりました。

さて、その中で私が最も気になりましたのは、町民プールすいすいは、そもそも当時、今から26年前でございましょうか、何を目的として造られたのかということでございます。私、その熱を帯びた種々様々な当時の議員の先輩方の議論を読みながら、そもそもの事の起こりが大変気になってしまいました。

そこで質問させていただきます。（１）の質問です。当時、町民プールすいすいは、どのような目的でここ鏡石町に建設されたのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） おはようございます。

２番議員のご質問にご答弁申し上げます。

平成８年度に作成されました町民プール建設計画の基本方針では、来るべき高齢化社会と身体障がい者に配慮した、人に優しい施設とし、誰でも楽しめるレクリエーション性の高いプール、リハビリ等を含む健康増進にも利用できる施設など、町内のみならず、近隣市町村からの利用も視野に入れ、鳥見山総合公園と調和の取れた施設として、平成９年度から建設工事を開始し、平成11年７月４日に開館し、現在に至っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ２番、中島議員。

〔２番 中島伸子 登壇〕

○２番（中島伸子） ありがとうございます。

そもそもプールは、高齢者、高齢化社会、リハビリ等のために建設されたんですね。これは非常に今聞いてよかったなと思いました。

そうしますと、今、小学生、中学生がプールを授業に使っていますよね。そのプール利用というのはいつ頃始まったのでしょうか。（２）の質問です。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） ２番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町民プールを利用した学校の水泳授業につきましては、令和元年度から第一小学校で始まり、第二小学校では令和２年度から、鏡石中学校では令和３年度から始まっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ２番、中島議員。

〔２番 中島伸子 登壇〕

○２番（中島伸子） ありがとうございます。

令和から学校の授業がすいすいで行うようになったというわけで、これは本当に割と最近のことだったんですね。

しかしながら、当初の建設目的のためだとは思いますが、非常に気になりますのが、中学生はともかくとして、小学生の低学年がああプールに入るのはいささかプールとして深過ぎると思うのですが、町民プールすいすいの25メートルプールの水深はいかほど

あるのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町民プールの25メートルプールの水深につきましては、両端が2.5メートルから始まりまして、一番深い中央では1.35メートルとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） 今、ちょっと確認しますが、2.5メートルと聞こえたんですけども、

1.25ですよ。

○議長（角田真美） 執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

大変、先ほどの答弁では失礼いたしました。両端が1.25メートルでございます。大変失礼いたしました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） ありがとうございます。

先ほども申し上げたとおり、1.25メートルから1.35メートルですよ。これ、小学校の低学年が入ると足がつかないと思うんですよ。この辺は、授業ですとか、そういう面ではどのように対処されているのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

25メートルプールの水深につきましては、先ほどもご答弁したとおり、1メートル25というふうな水深から、深いところでは1メートル35というふうなところがございますので、低学年、要は身長の水深に比べて低い方になりますと、プールは25メートルプール以外にも流水プール、また、子供プールなどもございますので、そういった施設を使いながら水泳の授業を実施しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） ありがとうございます。

そうしますと、授業のときは流れるプールとか、小さいですけども、子供用のプールがあるということで、授業は成り立っているということなんですよ。

そうしますと、授業以外のときも、あのプールがそもそも高齢者とか、そういう身障者のために造られたということではあったんですけども、一応全町民とか町外の人あのプールには来ていると思うんですけども、そういった平時のときに、小さいプールって本当小さいじゃないですか。大きいプールは1.25メートルで、あとは流れていると、流れるプールであるということで、流れるプールはいつも大体ごった返していますよね。

そうしますと、そういう授業とかスイミング教室以外で、あの町民プールすいすいに水泳を習ってくる子というのはどこでどういうふうにして泳ぐというか、特に小さい子なんかは泳ぐのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

平時といいますか、水泳をする際に25メートルプールを使うときに、身長の高い方はどのような形で水泳をしているのかというふうなご質問かと思いますが、25メートルで低いというか、身長が低い方が利用する場合には、踏み台がございますので、そういったものを利用して25メートルのプールで水泳教室などを実施しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） そうしますと、水泳教室の際には台とかマットを沈めているんですよ。

あれは見たことがあるんです。水泳教室に入っていない人は、そうしますと、マットというのは使えるんでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町民プールにございます踏み台でございますが、こちらは1レーン分の踏み台を常備しているような状況でございます。基本的には指定管理者が行っております水泳教室、また、水泳のスポーツ少年団が使用する場合に利用しているものでございまして、一般利用といいますと、現在のところではちょっと想定はしていないといったところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） 小学校低学年というのは、水泳の基礎を築くにおいて大変重要な時期でないかと私は思うんですね。

昔はどこの小学校も学校で夏休みにプールに入って、小さい子も大きい子も、みんな水泳の技術を遊びながら磨いたわけですね。しかし、すすいではなかなかそうしたプールで自由に遊びながら泳ぐというのが難しいんですね。どうしても25メートルプールのほうが深くて、平時はいろいろあるのは分かるんですけども、浮き輪みたいな浮くやつとかビート板もあるんですよ。あるのは分かるんですけども、やはりこの足がつかないというのは、なかなか小さい子には怖いものでして、また、親御さんもやっぱりちょっと怖いものでして、なかなかあの25メートルプールに小さい子、しかもこれから水泳を習う子というのが入っていけないという現状があるんじゃないかと思うんですね。

それで、ここに令和4年度文部科学省学校保健統計調査確定値の数値、今回、私の汚い手書きで大変申し訳ないんですけども、一応見やすいようには作ってみました。見えない方とかもいらっしゃると思うので、一応読み上げたいと思います。

小学校1年生の平均身長は男の子で117センチ、女の子で116センチ、2年生の男の子で122.9センチ、女の子で122センチ、3年生の男子で128.5センチ、女子で128.1センチ、4年生男子が133.9センチ、女子が134.5センチ、5年生男子139.7センチ、女子141.4センチ、6年生男子146.1センチ、女子が147.9センチ、こちらが平均身長となっております。令和4年度版でございます。

これを鑑みますと、鏡石町のプールの水深が1.25から1.35メートル、やはり台がない状態ですと、最も浅いところでも小学校3年生ぐらいまで顔を水面から出した状態で足が床につきません。最も深いところでは小学校6年生にならないと顔を水面から出した状態で足が床につきません。このことが分かっていたかと思えます。

そこで提案なんですけれども、プール授業、スイミング教室以外のときも、台やマットを町民プールすすいの25メートルのところの一部でよいですので、小学生のために常時沈めてもらおうということではできないでしょうか。（4）の質問です。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町民プールでは、先ほどもご説明いたしました、25メートル用の備品としまして、踏み台を常備してございます。この踏み台の高さにつきましては40センチというふうなことになってございます。ですので、こちらを置きますと、水深のほうが85センチから95センチと

することができます。

一般利用のレーンを設けていないフロアのほうに踏み台を設置した場合、1レーン分しかございませんので、水中での40センチの高低差があるところとないところというふうなところが発生することになります。そうしますと、利用時の危険性というのが想定されますので、常時踏み台を設置することは難しいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） そうしましたら、私、レーンじゃなくて、こっちの自由なところのほうにマットとか踏み台を置いてほしいというふうに書いたかと思うんですけども、逆に、じゃ、レーンの一番端っこに入れることはどうなのでしょう。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

一般レーンですので、水泳をする方用のレーンとなりますが、そちらのほうに踏み台を常時置くというふうなことになりますと、ある程度の利用のほうの制限が出てくるところもございまして、そちらにつきましては、指定管理者との相談をしながら協議を進めていくことになるかというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） ありがとうございます。ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

今日お話を詳しく聞かせていただきまして、町民プールすいすいできた当時というのは、すいすいというのは本当に、高齢者だとか、来るべき高齢化に向けて造られた施設であるということで、恐らく小学校、中学校がこういう使い方をするというのは想定外だったんだろうと思うんですね。非常に苦しいところだなというふうに思うんですけども、しかし、時代が変わってしましまして、今、すいすいに、もう町の幼稚園児から中学生まで、こちらの方がもう一同、ここを頼りにやってくるというような事態になってしまったんですね。町の子供たちの水泳訓練の全てがすいすいの肩にのしかかっているような状態になったということです。したがって、町民プールすいすいの果たす責任は、過日よりもいや応にも増して重くなっていると言わざるを得ないと思います。

小学生が自発的に遊ぶことも大事なんですけども、やはり小さい子供たちは特に鍛錬ですね、こういうことができる場所、これが今、鏡石町のプールに最も求められているところで

あろうと思います。

この鏡石町に住み暮らしている小学生と、その親御さんたちの願いにぜひ応えていただきますことをご期待して、こちら1の質問を終了させていただきます。

続きまして、2の質問に移らせていただきます。

話が戻るんですけども、令和4年第14回鏡石町議会定例会を過日私が読んでいたところなんですが、それでまた大変気になるところがございました。何と、鳥見山総合公園全体にすいすいの電気使用量が含まれてしまっているため、すいすい単体の電気使用量が分からないというんですね。

これを質問していたのは、本日も議員の席におります円谷議員でしたが、このときの当時の教育課長の答弁が、電気使用量を鳥見山公園から分離するには、初期投資として200から300万かかる。また、すいすいは業者と3年契約のため、途中で契約内容を変えることは難しいというような内容だったんですね。

その後、私が議会に入りました後も円谷議員はこのことを質問しておられました。初期投資が200から300万というのはどうなのでしょう、積算電力量計をつけるだけです、そんなにかかりますかねと。私はとても気になってしまいました。お金がかかるのかかからないのか、執行の方々はかかると言う、円谷議員はそんなにかかりますかねと言う。

そして、問題なのは、この議論が出た第14回鏡石町議会定例会は去年の12月なんですね。今、今年12月です。この議論はその後、解決するかどうか、私大変気になってしまいました。というのも、早く結論を出さないと、あれからもう1年たっていますから、次の契約まであと2年なんですね。このときの定例議会のときに指定管理者の指定を議決しているんですね。公募期間を考えましたら、公募はこの年は10月から始まっていますから、2年後の10月には、もう役場としては管理の仕様書とか出来上がっているはずなんですね。という、もう実質あと2年ないんです。この話は2年で結論が出るのか、あるいはこのままの状態でもまた契約されるのか。

これは私個人の興味関心ばかりでなく、やはり鳥見山公園全体で積算電力量計1つというのはかなり無理があるんじゃないかと思うんですね。ただ、やはり役所が管轄をしている施設として電気料金が分離できない、個々の使用量が分からないというのは、これはちょっと問題があるのではないかと私は思いました。

ですから、これは、もし教育課さんの答弁の言うとおりの町民プールすいすいに積算電力量計がつけられないというのであれば、これは、じゃ鳥見山公園とか運動場のほうに積算電力量計はつけられるんですかと。もしこっちにつけられるならば、すいすいの電気使用量を割り出せるわけなんですよ。そういう、どっちに積算電力量計をつけられるのかつけられないのかという話にも後々なる重要な話なわけなんですよ。

ですので、この大事な話、この話はぜひとも早急に結論を出していかなくてはならないと思っています。どうすればこれは結論が出るのでしょうか。これは教育課さんと円谷議員で恐らく想像している積算電力量計の姿が異なっているために議論が進まないのではないのではないかと思うんですね。お互いにやはりこういう話のときには同じ資料を見て話さないと議論がいつまでも平行線になってしまうのではないかと思います。

教育課さんが答弁してきました200から300万という金額、これが妥当なのか妥当ではないのか。結局のところ、中身を見ないと円谷議員も我々も納得できないと思うんですね。中身をしっかりと見まして、あるいは専門家の方を交えて詳しい説明を受けまして、内訳なり係る部材なり見ながら、これなら確かに300万かかりますねと、それなら納得すると思うんですね。あるいは、ここに本当にこんな高級な部材要りますかとか、ここをここまでの表示じゃなくても、別に電気料金請求するわけじゃないんだったら、検定のついていない機械でもいいんじゃないですか、そうしたら安いんじゃないですかとか、少しでも節約のできる余地があるのかないのか。これはやはり最終的には資料を出してもらわないと始まらないと思うんですね。

そこで、教育課さんのほうで、電力量を別にするのにかかる金額を二、三百万と見積もった資料、これをできたら開示していただきたいんですけども、やはりその開示したものを書き写して帰るというのもなかなか大変な作業でして、PDFとかそういうので、一発で印刷できるという状態での開示なら大歓迎なんですけれども、もしそうじゃないのであれば、できたら紙で頂きたいと思うんですけども、この辺ご提出いただけるのでしょうか、ご質問いたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町民プールに関わります各種の検討資料の開示につきましては、町情報公開条例など情報公開制度に基づき判断していくこととなると考えております。

ご質問の電力の分離に係る初期投資費用の算出根拠の資料につきましては、業者から提出された見積書になると思われませんが、この書類につきましては、不開示情報であります法人の適正な利益を害する情報に当たると思われますので、現時点では資料の開示や提出はできないものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） 今、法人の適正な利益を害する情報というふうに言われたんですけど

も、申し訳ないんですけども、この辺もう少し、どの辺が出せないのか。金額ですか。どこら辺が駄目なんでしょうか、ちょっとご答弁いただいてもよろしいでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 情報公開制度に基づきますと、業者から提出された見積書そのものが不開示情報に当たるというふうに判断されております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） 見積書の形として駄目ということ。例えば、これが業者の名前が入っているから駄目とかそういうことであれば、そこは黒塗りで構いませんし、最悪、金額も黒塗りで構いません。一番欲しいところは使用機器リストと工事の仕様書でございます。これのご提出は可能でしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

開示できる資料というところで、業者名を黒塗りにしたり、あとは金額そのものを黒塗りにしたりということ、見積りの内容そのものというふうなお話であれば、ある程度開示できる内容というものをちょっと検討させていただきたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） ありがとうございます。大変ほっとしました。

じゃ、それはぜひ後で検討の上、なるべく早急に公開していただきますとありがたいです。というのも、次の契約まで2年ないので、ぜひ、できたらすぐによろしく願いたいします。

では、次の質問に入らせていただきます。

町民プールすいすいの電気系統図、盤図、キュービクル図ですね。これがあれば大体分かるんですね、この仕様だと部品はこれで、造りはこうで、予算は幾らというのが。

なので、この電気系統図、盤図、キュービクル図、こちらもちろん原本は写せないと思うんで、コピーということになるんですけども、開示、これももしできたら紙で出していたらありがたいなと思うんですけども、これは可能でしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町民プールの電気系統図などの各種図面につきましては、先ほどもご答弁した内容で、情報公開制度に基づきまして判断していくと考えております。

ご質問の各種図面につきましては、こちら不開示情報であります公共の安全、秩序維持に支障を及ぼす情報に当たるとお考えしますので、現時点では資料の開示、提出はできないものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） 安全上、提出できないということですね。分かりました。

それでは、一つお聞きしたいと思います。

確認なんですけれども、鳥見山公園、こちらのほうは高圧受電になりますでしょうか、低圧受電になりますでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

電力につきましては、高圧電力となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） 高圧受電ですね。ありがとうございます。

そうしますと、鳥見山公園、あそこら辺の高圧受電のキュービクル、こちらというのはどこに設置してございますか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 2番議員のご質問にお答えします。

鳥見山公園関係、都市建設課のほうでも管理をしておりますので、併せてお答えします。

高圧受電のところで、1か所がテニスコート脇の箇所、さらにはプール自体も高圧受電のところで行っていますので、2か所に設置してあるということでございます。

以上でございます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） すみません、大変申し訳ございません。テニスコートは分かったんです

けれども、テニスコートとどこでしたっけ。もう少しゆっくりめに話していただければ。すみません、もう一回お願いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 2番議員のご質問にお答えします。

大変申し訳ございませんでした。テニスコート脇と、あとプールの受水槽の脇に受変電設備ありますので、そちら2か所となっております。

以上でございます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） そうしますと、これの前にすいすいの見積書を出したとき、このときに積算電力量計、これは幾つつける予定でしたか。

○議長（角田真美） 休議いたします。

休議 午前10時33分

開議 午前10時33分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） すみません。先ほどのご質問の、電力メーターを別にした場合の電力量計は幾つものものをつけるのかというふうなご質問かと思いますが、すみません、現在、手持ちの資料がございませんので、後ほどお調べさせてご回答させていただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） 手持ちの資料がなかったということで大変残念ではございましたが、これ、後でご回答をお願いしたいと思います。

すごく大事なことなんですね。この積算電力量計が何個つくかで大体金額分かるんですよ。ほとんど積算電力量計の数ですから、そもそも金額というのは。これに手間賃、あとよほど本当に複雑な工程であれば、作業費ですかね。これが高くなりますかね。そういうので見て、やっぱり全体で幾らというのは把握したいので、できたら図面も欲しかったんですけども、これは安全上不可能ということで、せめてこの数ですね。あと、キュービクル2個

というのを今回初めて知ったので、これは本当聞いてよかったなと思います。ありがとうございました。

本当に、今、建築の価格というのは非常に上がってきていまして、万博のせいとも恒常的な人員不足のせいとも、世界的な政情不安、また、世界的なインフレ、こういうのもあると思うんですけれども、私、これちょっとだけ、200万から300万、高いかなと思っていましたけれども、ただ、キュービクル2個ということになってきますと仕様がやっぱり違うのかなと思って、今悩んでいるところではあるんですけれども、この価格が、やっぱり建築価格が今非常に上がってきていると。教育課さんのほうで200から300万と言って出してきたこの金額も、もう本当にあと1年、2年、3年でどんどん値段が恐らく上がってきてしまう。

これ、たまたま私が今回、すいすいの電力分離の件で聞いたんですけれども、恐らく公共工事も全部、どんどん今後上がってきてしまって、多分、一服するめどがなかなかないということで、必要な工事、これはどんどん本当に必要なものは前倒しでやっていかないと、今後、本当に値段が上がってきてしまうんじゃないかなと思うところです。

取りあえず、今回は、資料、見積書、黒塗りにした資料と、あと積算電力量計幾つかというのは後でご回答いただけるということで、これで私も何とか帰れます。ありがとうございました。

これで一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（角田真美） 2番、中島伸子議員の一般質問はこれまでとします。

◇ 小 林 政 次

○議長（角田真美） 次に、10番、小林政次議員の一般質問の発言を許します。

10番、小林政次議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 皆さん、こんにちは。一般質問をさせていただきます10番、小林政次でございます。

さて、令和5年も今月末で終了となりますが、新年度予算を編成する大切な時期となりました。今回の予算は、木賊町長が就任以来、自ら手がける2度目の予算編成であり、自分の思いを込めた予算編成ができると思われまます。町民の思いをより反映させるとともに、より高い理想を実現し、本町の経済を活性化し、全国に誇れる町をつくっていただきたいと願っております。

早速ですが、質問に移らせていただきます。

1番、牧場線の道路改良事業について。

この件につきましては3月にも質問いたしました。鏡石町は牧場の朝の牧歌的、さすが

がしいイメージを大切に町づくりを推進しているところであり、今月3日には「牧場の朝」歌碑建立40周年のつどいを開催し、イメージのPRに努めたところであります。

しかし、やすこくやから岩瀬農業高校までの牧場線を車で走ってみますと、牧場の朝にふさわしい情景が広がっておりますが、道路にひび割れ、クラックが多数見られます。特に鳥見山公園、岩瀬牧場、岩瀬農業高校付近の道路に顕著に見られます。来年春の桜花らんまん時には観光客が多数訪れる施設でもあり、高校生の送迎等もあります。現状のままでは、観光客等へ非常に悪い印象を与えております。

つきましては、町の対応についてお伺いいたします。(1)3月の答弁では、調査し検討するとのことでしたが、調査した結果はどのようなようだったかお尋ねいたします。

○議長(角田真美) 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長(木賊正男) 10番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

路面の性状調査業務につきましては、本年の8月18日から来年の2月29日の工期で発注しておりまして、現在調査業務を行っている段階でございます。

調査の内容につきましては、旧道笠石・鏡田線などの主要町道を主に21路線、延長で30.5キロメートルについて、現状の路面のひび割れやわだちの状況、路面下の強さを調査しております。

なお、調査の結果と分析につきましては、来年2月末までには取りまとめますので、この調査結果を基に補修区間を抽出し、道路特性や利用形態、破損形態等を考慮し、修繕計画を策定して工事を実施したいというふうに考えております。

ご質問の牧場線につきましても、本業務で調査を行っておりますので、今後、その結果をもとに、次年度以降、計画的に舗装と改修を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(角田真美) 10番、小林議員。

[10番 小林政次 登壇]

○10番(小林政次) 前のときも、今はちょっと具体的にはなりましたけれども、調査検討してその結果でということだったんですね。

それで、うちのほうの町政懇談会ですか、そのときにもここは出ておりますし、町民もかなりここは話をしております。すごくイメージが悪いということです。だから、こういう対外的なところは早急にやってもらいたいんですね。

それで、前に聞いたんですけれども、牧場線のところを一部直すんだということでやっていますということなんですけれども、それは緊急的にやっているだけで、やはりクラックのあるところは全体的にやらないとすぐに壊れるんですね。だから、計画的に連続的にやって

いただきたいと思えます。

○議長（角田真美） ただいまのは、よろしいですか。

○10番（小林政次） いや、答弁を求めます。

○議長（角田真美） 答弁ですか。

質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

過半の町政懇談会の中で、ただいま10番議員からありましたような早期の修繕要望があったことは認識しております。来年度から修繕工事の実施に向けて予算確保に努め、10番議員からありましたとおり、牧場の朝、岩瀬牧場への来場や岩瀬農業高校等、学校の利用者への利便性を図ってまいりたいというふうを考えております。

ただいまご質問の中でありましたとおり、路面の性状を調査しておりますけれども、著しいひび割れ等がある場所については、緊急にいわゆる補修をしながら、今直営で作業を実施しているような状況であります。全体的な部分については調査結果を基に行うということなどを計画しておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 今の答弁でですか、（2）までいったのかなと私は思っておりますが、実際はこの検討の結果、すぐにやっていただきたいというのが皆さんの要望です。だから、これから検討するというと、どのくらい時間かかるんですかね。いつも検討しますと言って1年とか2年かかっているんですけれども、早急にできるんですか。

○議長（角田真美） 小林議員にもう一回確認します。（2）の件でよろしいですか。

○10番（小林政次） はい。

○議長（角田真美） （2）の件ですね。

執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在、ひび割れ調査、さらにはわだちという形の調査を行っています。さらに、路面の下までどういう状況になっているかということも含めて、レーザー測量とかカメラを使った中で今調査を行っています。それらに基づきまして、状況によっては補修の方法も変えていくという形になります。傷みがひどい場合にはコンクリートを混ぜて強度を増すということも考えていくということになります。

そうしますと、普通の舗装工事よりも余計に費用もかかっていくということでございますので、現在、国のほうの国庫補助金のほうの要望も行っておりますので、それを活用しながら、なるべく多く、ほかの事業等も絡みますが、併せながら国への要望を含めて進めていきたいということで、先ほどご質問ありましたように、特に鳥見山の交差点から岩瀬農業高校の付近が特にひどくわだちができていているという状況で確認させていただいています。そちらについても、できれば予算がつけばそちらを優先的に進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） なるべく早くお願いしたいと思います。

次に、2番の広域農道（北町、堀米線）の道路改良事業についてでございますが、通称広域農道につきましては、道路が農道規格のため、重量物を積載する運送会社等の車両通行により、舗装が傷み凸凹の状態になっております。

町では、それを解消するため、二、三年前から再舗装を進めているところであります。北側の道路から進めており、今年は2号橋の北側手前まで竣工したところであります。

現状を見ますと、そこから南側のお墓のところまで数軒の家がありますが、凹凸が激しいため、大型トラックが通るたび、激しい振動に見舞われております。昼の地震のような振動災害はもちろん、夜にあってはぐっすり眠ることもできない状態であると地権者から聞いております。

つきましては、（1）広域農道（北町、堀米線）の道路改良は、来年度はどこまで施工するのかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

来年の施工予定箇所につきましては、今年度施工完了した区間から以南（矢吹側）に延伸する予定をしております。

広域農道の舗装改修工事は、年次計画で順次修繕を国の補助事業として実施しているところでございます。来年にあっても、国からの補助内示額に見合った施工延長となることとなりますので、ご理解願いたいと思います。

本農道は、今まで地域産業発展のために大変重要な役割を果たしており、年々交通量も増加し、白河市から須賀川市への広域的な路線となっている状況でございます。町では路線の利用状況等を鑑み、県道編入について国に要望しておりますので、本道路の道路整備に向け

て議員各位におかれましてもお力添えをいただければと考えておりますので、よろしくお願
いします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 予算が確保でき次第ということで、どの辺まで行くかというのは皆目
分からないんですけども、今まで北からやっているところでは大体200メートルくらいで
すかね、やっていますかね。そういうことで、そのくらいずつ進むのか、予算のつき次第と
いうと何とも言えないんですけども、早急をお願いしたいと思います。

それで、（2）南側のお墓のところまで施工できないとき、その間の振動、騒音対策はど
のように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

広域農道は、先ほど申したように、通行が大分多くなっております。特に大型車両の交通
も多いという状況でございまして、道路沿線の住宅への振動や騒音もあろうかというふう
に考えております。普通自動車では支障のない継ぎ目でもひび割れでも、大型では振動や騒音
が発生しているという状況でございます。

継続的な改修工事を進めておりますので、特に住宅沿いでの振動や騒音対策としましては、
逆に優先的に施工箇所ということで進めていくということも考えておりますので、以上、答
弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） よろしくお願います。

次に、3番、JR東日本に対する四街道踏切改良事業の要望活動についてでございますが、
先に牧場線の踏切改良については町からの要望活動等もありまして工事が終わったところ
あり、大変静かになったと付近住民も感謝しているところであります。

しかし、笠石多目的集会所南側の四街道踏切についても、牧場線の踏切と同様、凹凸が激
しく車の通行に支障を来しております。特にシニアカーにあっては、車が小さいために、今
にも倒れるくらい揺れて、通るのをためらっているとの声が多く聞かれます。

つきましては、（1）四街道踏切の凹凸を解消するため、踏切の改良をJR東日本に対し
強く要望する考えはあるのかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

四街道踏切、笠石多目的集会所の南側踏切になりますが、その軌道内の枕木についてはコンクリート製に改修をしてあります。しかしながら、前後の舗装が凸凹となっているという状況でありまして、舗装の一部が剥離している状況であるということを確認させていただいております。

この状況を鑑みまして、管理者であるJRに対しまして工事の予定について問い合わせたところでございますが、現時点では改修工事の予定はないということでご対応等いただいたところでございます。

しかしながら、簡易的な補修も可能ではないかということでご対応させていただきますので、今後もJRのほうについては対応いただくように再度要望していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） この振動につきましては、私も通っております、かなりひどいです。

それで、執行部の方はそこを通ったことありますか。かなり揺れます。牧場線と同じくらいですね。その辺の実情は分かっているのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 10番議員の再質問にご答弁いたします。

現場については私どもも確認させていただいて、特に前後の舗装の部分、すりつけしている舗装の部分が大分劣化してきている状況、さらには振動とかになると手前側のグレーチングとかいう状況もあるかと思いますが、そちらのほうで振動があるのかなと感じております。それを含めてJRについては再度申入れをしたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 次に、4番、阿武隈川上流遊水地群（第1遊水地 鏡石町）の整備事業についてでございますが、現在、国事業として成田地区遊水地整備事業が進められており、その計画地内に成田構造改善センターが含まれております。そのため、成田地区の集会施設がなくなろうとしております。その代替として、区民から成田保健センターを活用できない

か、あるいは新たな集会施設を建設してほしいとの声が出ております。

さきの全員協議会で説明がありましたが、成田構造改善センターと成田保健センターを除却し、統合した新集会所を建設するとのことであります。

つきましては、(1)成田構造改善センター等の代替施設は、建設場所を含め具体的にどのように考えているのかお尋ねいたします。

これにつきましては、集団移転等の絡みもあると思うんですけれども、その場合に新しく造成して建設までするには多分3年とか4年かかると思うんですよね。だから、なるべく早めにこの計画を練っていただきたいと思っております。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

遊水地の整備事業に係ります関連施設としましては、議員のおっしゃる成田保健センターが1つ、まず、あと議員のおっしゃる成田構造改善センター、あと第5分団、成田の分団の屯所の3施設かなというふうに我々のほうでは認識しております。

現時点では、全員協議会のほうでもご説明申し上げましたが、検討中の案でございますが、保健センターと集会所機能、できれば屯所の機能も併せた合築した施設を建設していくのが一番効率的かなというふうに考えております。

また、設置する場所におきましては、区長さんをはじめ、地区住民の皆さんのご意見を聞きながら進めていきたいというふうに考えておりますが、現時点におきましては旧二小跡地、今の成田の保健センターのところが一番ではないかということで説明しているところでございまして、地区の方にもおおむね了解は得ていると、特に反対の声は聞いていないというような話を聞いております。

整備の順序としましては、成田の保健センターを先に解体させていただきまして、その後、屯所及び新集会所を合築できれば合築した形で、その後に、建設した後にそもそもの集会所であります成田の構造改善センターと屯所を解体したいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 次に、代替地の設計、整備を行うに当たり、国では11月に第2回の意向調査を実施したということでありました。それで、昨日ですか、ちょっと内々的に聞いたんですけれども、まだそのアンケートが上がっていないんだということでした。

それで、この(2)なんですけれども、アンケート（意向調査）の(1)から(6)の調

査結果はどのようなものであったのかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

国で行っている意向調査の結果でございますが、現在、国において取りまとめを行っている状況でございます。まだ未提出の方もいらっしゃるということでございますので、それについて回答を促しているという状況で聞いております。

今後、国において取りまとめが終了し次第、町に対しても情報提供されるものと考えておりますので、その結果につきましては、今後、議員の皆様の方にも報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） そうすると、その取りまとめというのはいつになるか分からないんですよね。大体めどというのはついているんですか。ということは、この遊水地の整備を進めるには、そういうのを早くやらないとなかなか進まないと思うんですよ。だから、その辺はどのように考えていますか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 10番議員の再質問にご答弁申し上げます。

11月24日期限でアンケートの調査を行ったところでございます。それらについて、未提出について今取りまとめる状況ですので、早ければ年内中には全ての方からご意向は確認できるかというふうに考えております。それを確認した後に再度、国のほうでは個別に当たるということも聞いております。というのは、どこの集団移転先でどのくらいの面積かということも含めて再確認を個別に行うということも聞いております。

それとは別にして、全体的にどの程度の集団移転先、箇所数だったりとか、それ以外さらには駅東という希望の方もいらっしゃいますので、そういう方についても情報をいただきながら、それについては、随時、議員の皆様にもご報告していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 小林議員、よろしいですか。

○10番（小林政次） はい。

○議長（角田真美） ここで、換気のため11時5分まで休議いたします。5分間の休議となり

ます。

休議 午前 11 時 00 分

開議 午前 11 時 06 分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 途中で終わったんで、ちょっとあります。

第一遊水地区域である成田地区の皆様の苦悩は計り知れないものがあり、心が痛むばかりであります。台風被害者が今後の経営を考えると、宅地等の補償内容が決まらなると移転等を含め何も決めることができないと言っており、現在、補償額の交渉中であります。再建が可能な額になりますよう陰ながら祈念するものであります。

次に、5番、重度心身障害者医療費（ひとり親家庭医療費）助成事業についてでございますが、前にも質問しておりますが、本件につきましては、平成27年11月25日にN氏より償還払いから現物給付へ制度を変更してほしい旨の請願書が提出されました。平成28年3月10日の産業厚生常任委員会で再審議されて、3月定例議会で不採択となった経緯があります。

当時の担当課長の説明では、27年12月現在で償還払い59市町村中51市町村であり、現物給付は7市町村、実施していないところが1市町村とのことであります。

また、現物給付を実施している7市町村は、地域の医師会の協力を得た上で実施できているが、管内の市町村、須賀川市、天栄村等では、医師会の理解を得るのに相応の時間を要するとのことで、現時点では実施が難しいとのことであります。

しかし、市町村からの要望、質疑等も多数あり、現物給付を実現するため、今後は県に対して積極的に働きかけを行うとの力強い答弁をいただいたところであります。

しかしながら、予算の確保が必要とのことで、一向に現物給付移行への進展は見られず、償還払いのままであります。

現物給付へ改正された場合、助成を受ける方、弱い方の手数、受診医療機関からの助成申請書への証明を受けることや役場への申請書提出等及び役場の事務、申請者への決定通知、月別集計書等の事務が軽減され、本人の時間的、交通的軽減はもちろん、役場の事務的軽減等にも大きく寄与すると思われまます。また、過日、議会でも現物給付を推進すべきと採択しております。

このような経過の中で、平成27年に先駆けて実施していれば、県内でも先駆的立場となっておりましたが、今では現物給付が償還払いを追い抜き、過半数を超し、本町は取り残された町となってしまいました。

つきましては、(1) 県内市町村の中で、償還払い、現物給付の件数は何件かお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

令和5年11月現在で申し上げます。重度心身障がい者医療費の償還払いが27市町村、現物給付が32市町村、ひとり親家庭医療費の償還払いが48市町村、現物給付が11市町村でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 今回は重心のほうを主にやっていきたいと思っております。

ただいまの答弁のとおり、償還払い実施市町村は県内の半分以下になってしまいました。

つきましては、現物給付を実施している市町村は、どのような考え、理由で施行しているのかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

償還払いの際には申請書を毎回提出する必要があるため、対象者の方々の負担を軽減する目的で現物給付を実施しているとのことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） ただいまのとおり、弱い方に対しては非常に優しい給付なんですよね。それを半分以下になるまで放っておいたというか、やらなかったわけですが、さきに述べたように、障がいを持っている方と弱い方にとって、医療機関や役場へ何度も足を運ぶのは大変な負担であります。また、介助している家族にとっても大きな負担となっております。

ここにもありますように、普通の重心の方は、自分ではなかなか行けない。そういうことで必ず家族が付添いで行く。介護をしながら行くというのはかなり多いと思います。そのように、現制度は、本人、家族への負担が非常に大きいものがあります。

つきましては、現在の助成制度に対し、もっと早急に対象者への負担軽減をすべきでなかったのか、また、負担軽減のため現物給付へ切り替えるべきと思うが、いかがかお尋ねいた

します。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現物給付方式を導入した場合、安易な受診による医療費の増加、特別調整交付金の減額のほか、システム改修費など新たな財政負担が発生することから、実現に向けて検討を重ねていたところでありました。

しかし、県内でも医療機関の窓口で現物給付を実施している市町村もあり、利用者である重度心身障がい者及びひとり親家庭の利便性の向上や事務手続の負担軽減を考慮すれば、現物給付方式が望ましいというふうに考えております。

そのため、令和6年度に現物給付方式へ切替えに向け、現在、事務作業を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 今回の答弁を聞いて、大変安心しました。これ、かなり前から私言っているんで、本当にあれなんです。弱い方は本当に困っていたんです、何回も来なくちゃならないというのが。

それで、今、給付とかでいろいろかかるというんですけれども、前に聞いたときに、子ども手当かな、前の乳児医療ですか、ちょっと忘れたんですけども、その金額を聞いたところ、80万幾らだったんですね。それと、これを変えた場合、今もシステム料は多分かかっていると思うんですよ。だから、その差額だけなんですよ。システム料が新たにかかるというんじゃなくて、前のシステムはなくして新たになんで、だからその辺をよろしく願いしたいと思います。

次に、6番、重度心身障害者自動車燃料助成事業についてでございますが、現在、町では、自動車燃料の一部助成として最大1人年間6,000円を支給しております。一方、タクシー利用者には最大年間1万4,400円を支給しており、どちらかを選択し助成を受けている現状であります。

同一人間が選択方法により半分以下の金額になってしまいます。非常に不公平な状態であります。近隣市町村では、燃料券として最大年間1万4,400円を支給している市町村が多くあると聞いております。

つきましては、（1）燃料券とタクシー券の近隣市町村の現状、金額はどのようになっているのかをお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 10番議員のご質問にご答弁いたします。

岩瀬管内の市町村について申し上げたいと思います。

鏡石町は、議員がおっしゃったように、燃料券が6,000円、タクシー券が1万4,400円です。須賀川市においては、燃料券とタクシー券が同額で1万4,400円です。天栄村は、燃料券が1万4,400円、タクシー券が4万8,000円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 答弁のとおり、燃料券については、鏡石だけが非常に金額が低い状態です。施策を行うとき、近隣市町村の動向を見て調整いたしますとの答えが返ってきますが、実施状態の近隣市町村の把握はしていないのでしょうか。先ほど言ったようにやっていると思うんですけども、大変疑問に思われます。

つきましては、（2）政策実施中の近隣市町村の動向把握はどのように行っているのか、また、その対応はどのように行っているのかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

近隣市町村の動向については、先ほども（1）で申し上げましたとおり、ホームページや行政職員間で情報交換をしながら把握しているところであります。

当町の助成金額については、燃料券とタクシー券に格差があることから、須賀川市と同様に統一する方向で、利用者の利便性向上のために現在検討を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 今答弁あったように、3番も同じなんですよね。だから、それは解消するということなので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、職員自ら前向きな施策を行い、他市町村に後れを取ることなく、町民誰もが公平な恩恵を受けられ、鏡石町に住んでよかったと思う施策の実現を期待し、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員の一般質問はこれまでとします。

◇ 町 島 洋 一

○議長（角田真美） 次に、6番、町島洋一議員の一般質問の発言を許します。

6番、町島洋一議員。

〔6番 町島洋一 登壇〕

○6番（町島洋一） 皆さん、こんにちは。

最後になりました、6番の町島、新人議員でございます。よろしく申し上げます。

さて、通告の前にちょっと、私が今朝方とか含めて感じたことをちょっと話させていただきます。

皆さんもご存じでしょうけれども、今朝、大谷翔平選手の会見、見ました。彼に対して私が思うのは、成績は別にしても、この方はどんな育てられ方をしたのかなど、そのようにいつも思います。何であのように謙虚なのか。インタビューの一言一言を聞いても、まるでそつがない。それが今まであらを探そうと思っても探せないぐらいの、ああいう頭いいだけじゃなくて謙虚な方なんだなと思います。

余談ですけども、ご存じかもしれませんが、ドジャースの名前の由来、ちょっと話したいと思います。これはマスコミからのあれなんですけれども、ドジャースのドッジというのはドッジボールのドッジ。ロサンゼルスに路面電車が開通したときに、市民はそれをよけながら歩いていたと、事故が多くて。路面電車をよけながら歩いていた方々から、ドッジボールのよけるドジャースというネーミングがきたそうです。余談ですけども、一応そんな意味合いでありました。

さて、最近、私が現役を退いてですけども感じていることの一つに、約4年半ぐらい前の国会での出来事を覚えている方もいらっしゃるかもしれませんが、当時の総理に対して問責決議を提出した野党に対して、三原じゅん子参議院議員が放った言葉、「愚か者の所業」「恥を知りなさい」と発言。これ反対討論でした。覚えている方も多いと思います。

私がこのところ、ここ数年で思うのは、方言かもしれませんが、「げいぶんわりい」という言葉ですね。要するにこれは外聞悪い、そういうふうな言葉から来ているとは思いますが、それが物すごくそういう人が増えてきたというか、私がたまたま接するのが多くなったのかもしれませんが、そういうことが物すごく感じるの一つです。もちろん、自分もそういうふうにならないようには努めてはいるんですけども、世の中に増えてきたように感じております。「げいぶんわりいなあの人は、恥ずかしくないのかね」というそういう思いが、ここ数年思うようになってまいりました。

私は30年以上、特殊な世界、勝負の世界で生きてきただけなので、人生経験は皆様より少ないゆえに感ずるのかもしれませんが、でも、日本人として、やっぱりおてんとう様が見ているという言葉も私は好きです。私は常々気をつけているわけではないんですけども、ちょ

つと通告の前にそんな話を一言と思って、話させてもらいました。

じゃ、通告にまいります。

町の健康福祉センターの建設についてなんですけれども、（１）館内の各工事別の業者、これ私知っている範囲では、新聞の10月10日の民報のお祝い面で13社の広告が出ていたんで、何社あるかは私の場合は13はあるんだなというふうにと勝手に思っているだけなんですけれども、この業者の選定方法、入札の方法、それをちょっと教えてもらいたいと思います。お願いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

健康福祉センター建設工事につきましては、建築工事の設計金額が1億円を超えておりますので、鏡石町一般競争入札実施要綱により、建設業法に規定する経営事項審査結果における建築工事の総合評定値や施工実績などの入札参加申込資格を満たしており、参加資格確認を受けた7業者により、令和3年11月30日に一般競争入札を行いました。入札の結果、株式会社渡辺建設が落札し、議会の承認を得て、令和3年12月15日に契約を締結いたしております。

契約内容としましては、杭基礎工事、建築工事、電気工事、設備工事、舗装工事など全てを一括して発注・契約をしております。建築工事を種別ごとに発注・契約せず一括することにより、工事経費の軽減と職種間の進捗状況による工程管理が容易に行えるため、工期短縮が図られました。

また、建築工事監理業務につきましては、施工管理、工程管理、品質管理を一般財団法人ふくしま建設支援機構に業務委託を行いました。

このことから、町としましては、建築工事を一括して発注したため、各工事別に業者選定はしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、町島洋一議員。

〔6番 町島洋一 登壇〕

○6番（町島洋一） ありがとうございます。一括契約ということですね。

私が10月10日、さっきも申しました新聞記事は持っているんですけれども、全面広告のお祝い、民報の、完成祝いのやつ見たときに、13社の中にある業者、13社のうちの1社の業者が建設事業委員会の中のメンバーだったということで、ちょっと驚きました。

これにも書いてはあるんですけれども、結局、もちろん、そういうことで忖度なり不正はないということは思っておりますけれども、それは町民とか業者にすれば、ちょっと疑念を

持たれることじゃないかなと、そのように思いました。

それで、それは3番になってきますけれども……

○議長（角田真美） 町島議員、確認いたします。今のは（2）番でよろしいのでしょうか。

○6番（町島洋一） 3番にいっちゃいましたんで、やり直して、2番でいいですか。

○議長（角田真美） 2番をお願いします。

○6番（町島洋一） ちょっと今、3番にいっちゃいましたけれども、建設事業委員会を設立した時期、期間、メンバーの人数、これに書いてあるとおりになんですけれども、人数や人選の方法、会議を行った回数、これをお知らせ願いたいと思います。失礼しました。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉子ども課長。

○福祉子ども課長（菊地勝弘） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石町健康福祉センター建設事業委員会につきましては、「鏡石町（仮称）健康福祉センター建設事業委員会設置要綱」により設置をしております。

令和2年10月22日に第1回委員会を開催しました。設置期間は建設事業の終了までとし、令和5年7月24日に第10回委員会を開催しております。

委員の選定につきましても、設置要綱に定めがあり、委員会は20人以内の委員をもって組織することとしており、委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱することとなっております。

順次申し上げたいと思います。

まず、区長協議会長、次に民生児童委員協議会のうちから選任された者、次に老人クラブ連合会長、次に身体障がい者福祉会長、次に赤十字奉仕団委員長、次に子育てサークルを代表する者、その次に鏡石町子ども子育て会議会長、次に健康推進員会長、次にヘルスマイト会長、次に消防団長、次に社会福祉協議会のうちから選任された者、次に地域包括支援センター所長、次にシルバー人材センター理事長、次に特定非営利活動法人かがみいしスポーツクラブ理事長、次に有識者、最後に町長が必要と認める者となっております。当建設事業委員会は16名の構成となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、町島議員。

〔6番 町島洋一 登壇〕

○6番（町島洋一） ありがとうございます。

それで、今、メンバーざらっと並べていただき、報告してもらいましたけれども、私が今でも思って、これからそうしろとはなかなか言えない。そういう、もうできちゃったもので、それはできないと思うんですけれども、なぜ健康福祉センターという名前、健康という名を

うたっておりながら運動と結びつけることができないのか。館内になぜ常設の運動施設を造れなかったのか。別に筋トレとまでは言いませんけれども、年配の方とかが簡単に運動できる器具を常設しておけなかったのか。要するに、建設企業委員会とは何を話し合っていたのかという、ちょっと言葉はきついですけれども、ふんまんやる方ない気持ちです。

要するに、病気になってから治すのではなく、少しでも病気になる、昨日の円谷議員の話にも出ましたけれども、健康寿命の延伸、これを何でその頭の、その委員会の方たちは誰一人として意見しなかったのか。ただ、意見したのかどうかは分かりませんが、それを1室で大して広くないところでもあるのに、それをあの立派な施設の中に造れなかったのかというのが、何か時代に逆行している感じがします。すごく、造る前に、別に私がそこに入りたいたいというんじゃないけれども、そういうことを言う人が委員会の中にいなかったのか、すごくふんまんしていますね。

これから造ってくれというのは無理なのかもしれませんが、そういう健康に対する、健康イコールではないですけれども、その一端として運動というのが何で頭がないのかが、前の議会のときもお願いした改善センターの設備の充実というふうに、そっちにつながるものと私は思っています。

続いて、(3)にいけます。

さっきちょっとフライングしましたけれども、そのメンバーの中に、今回の工事を結果的に受注した会社の取締役が入っていたと。それはさっきも話して重複しちゃいますけれども、それは町民から見ても業者から見ても疑念を持たれることになるのではないかと。

例えばの話ですけれども、大きな病院で高額な医療機器を入れるときの、そういう委員会があると思うんですけれども、その中にそのメーカーの業者がいるみたいなもので、それが果たして一般社会として何にも感じないのか、私だけが感じているのかどうか含めて、それを聞きたいんですね。

要するに、今、課長が読み上げてくれたそのメンバーの役職、確かにいいと思います。そのほかに公募しろとは言いませんけれども、同じことを言うようになりますけれども、その方たちは何にも思わなかったのか。

まして、今回ちょっと(3)の、今(3)なんですけれども、ちょっとミスプリント、私の申告ミスかもしれませんが、「辞表」というのは「辞退」の申出、ちょうど中間の辺りですね。私は、辞退の申出または町としてそれはどうなんだろうと、ちょっとまずいから外れてくれないかということがなかったのかどうか、それをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石町健康福祉センターほがらかんの開館記念の福島民報社新聞広告につきましては、令和5年10月9日に掲載されました。

広告を確認しましたところ、鏡石町健康福祉センター建設事業委員会の委員が経営する協力企業の広告が確認できました。

委員からの辞退の申出や、町としてはそれを促すことはありませんでした。

委員への委嘱は、所属する団体代表としてのものであり、個人へのものではないと認識しております。業者の選定につきましては、建築工事発注先が決定しており、町として選定したものではありません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、町島議員。

〔6番 町島洋一 登壇〕

○6番（町島洋一） 今回の答弁に関してですけれども、今後そういうことがあっても、それは町としては何も動けないということになりますか。本人の自覚なりモラルというふうになっちゃうんでしょうか、お願いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 6番議員の再々質問にご答弁申し上げます。

今回はこのような形で、委員から辞退もありませんでしたし、町から辞退してくれというような話もしませんでした。

もしこの次、次回そういうことがあれば、やはり足並みを合わせるというか、同じような形を町としては取っていくものだというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、町島議員。

〔6番 町島洋一 登壇〕

○6番（町島洋一） そうすると、今までと同じという理解でよろしいんでしょうか。今までと同じというふうな理解でよろしいんでしょうか。

○議長（角田真美） 質問ですね。

○6番（町島洋一） はい。

○議長（角田真美） 執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 6番議員の再々質問にご答弁申し上げます。

今回のケースは、町で一括発注したものであって、その当該のある1事業所は町で選定し

た事業所でもないもので、そこは一切、町としては関わっていないというような認識で答弁を申し上げたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、町島議員。

〔6番 町島洋一 登壇〕

○6番（町島洋一） 分かりました。一括発注ゆえのということによろしいですかね。

それに関する話では、私の知人で社会学に詳しい方の人にもちょっとお聞きしたんですけども、要するに私が9月4日に議員になりまして、うちの町の人口とか、面積は大体であれなんですけれども、その人に聞いたならば、町島君、人口だけの問題じゃないけれども、この規模、この規模というのは鏡石の人口を言ったかどうかは分かりませんが、案外往々にしてなれ合いやなあなあになりやすいから、その辺は注視しろとその方に言われました。なるかもしれないであって、多分その方は、町の規模、人口、そういうふうにしたのかもしれないですね。だから、その辺はきちんと、あんたバッジつけるようになったんだから、気をつけて見なきゃ駄目だよと、そんな感じがありまして、一応余談かもしれない、それに関連した話でした。

続きまして、2番にいきます。

私、今回、町道の中外線というのが初めて名前分かったんですけども、都市建設課に行って道の名前を聞いて、これご存じない人もいないんですけども、中外、今のニプロの前から旧道のセブンイレブン前までの道路を言うらしいんですね。

それで、結構、クリーニングとかATMとかあの道は結構通るんですけども、ニプロに入る信号の前から、信号から西のほうに向かって、リオンドールの精米機のあるところの道路ですね、水路がちょっと飛び出ている部分があるんですよ。それが時間帯によって、ニプロの社員もそうですけれども、通学の方々が通ったりするときに、歩道もないんで、結構ぎりぎりどっちかが止まって、そういうふうな感じできていまして、そこがまずどっちにしても道を広げられないような状況にはあるのは分かるんですけども、家が立ち並んでいるので、そのとがった水路、使われているか使われていないかは分からないんですけども、その角の出っ張り、測ったわけじゃないんですけども、1メートルぐらいなんでしょうけれども、あの道の幅だと結構、歩行とか車両通行、擦れ違いに相当支障を来しているんですね。

そして、そこに古い何年あるか分からない掲示板、どこの所有か分からないんですけども、そのものがあるんで、その改善、撤去とかはできないかどうか、何らかの手は打てないかどうか質問いたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 6番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

ご質問の水路につきましては、矢吹原土地改良区が管理している施設でございます、羽鳥ダムから水田に水を供給する用水路でございます。

ご指摘の箇所につきましては、道路横断箇所であり、柵と柵の間が暗渠となっているサイフォン構造になっているものでございます。水路築造時は道路幅に合わせて建設されましたが、周辺環境と道路利用形態の変化によりまして、道路も拡幅されましたが、水路は当時のままとなっているため、水路が一部道路に突出した形となっております。

現在の道路利用形態は、生活道路としての利用のほか、買物や通勤にも利用されており、特に通勤通学時間帯においては、車両や歩行者の往来が多い状況でありますので、通行に支障を来している状況もあるかと思っております。

現在の道路利用状況から見ると、将来的に道路拡幅計画も視野に入れ、その計画の中で用水路も併せて改修するなどの整備手法も考えられますので、施設管理者と協議しながら早急に検討をしていきたいというふうに思っております。

なお、掲示板につきましては、老朽化が進んでいますので、処理する方向で進めてまいりたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、町島議員。

〔6番 町島洋一 登壇〕

○6番（町島洋一） ありがとうございます。

続いて、3番にいきます。

グリーンロード、たまに通るんですけども、前は撤去した部分もあったんですけども、まだベンチがありながら座れないんじゃないかと、ちょっと座るようなベンチになっていないというのがちょっと見受けられましたので、お金はかかることですが、それを耐久性の強い、単なる木製じゃなく、例えば須賀川の翠ヶ丘とかは、ちょっと石と硬質プラスチックか何か合わせたようなのがあって、ちょっと初期投資がかかるかと思うんで、撤去するのか、撤去しないで設置するんであれば、ちょっと耐用年数のもつ高いやつに交換なりしてはいかがかと思います。質問します。お願いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在、グリーンロードに設置してあるベンチは、木製ベンチが4基、コンクリート製ベンチが5基、人工木材のベンチが1基の合計10基となっております。

ご質問にあります耐用年数の長い素材で使用するベンチとしましては、人工木材ベンチとなるかと思えます。

グリーンロードも含め、都市公園に設置されているベンチについては、経年劣化の状況を判断しながら、人工木材ベンチ等の耐用年数の長い素材の物へ更新を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、町島議員。

〔6番 町島洋一 登壇〕

○6番（町島洋一） ありがとうございます。

続いて、4番にいきます。

なぜこの質問をしたかというのは、ここ何か月も、たまたまなんですけれども、同じ車両、同じ車の中に、学校が始まっている時期にも関わらない時間に、見た目が小学校高学年か中学生か、2人の子供が乗っていて、母親は運転席に乗っていて、髪の毛を染めているのはそれはいいんですけれども、タバコを吸いながら後ろの座席に子供が乗っているという同じ人物を、数えてはいないけれども、3回以上、5回、6回見ているんで、こういう人たちが果たして、学校に多分行っていない年齢だと思うんですけれども、そういう不登校、いろんな理由があるんでしょうけれども、そういうのを把握している人数、それについての対策、指導とかはしているのかも含めてお答え願います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） 6番議員のただいまのご質問にご答弁申し上げます。

本町におきましては、11月現在におきまして、第一小学校で6名、第二小学校はおりませんで、鏡石中学校が18名、合計24名の不登校の児童生徒がおります。

不登校になった原因につきましては、一人一人要因が異なりますが、いじめを要因とするようなものは今のところございません。

対策といたしましては、欠席日数の多い少ないにかかわらず、学級担任による家庭への連絡、また、家庭訪問を計画的に行っております。

また、一人一人の状況に応じまして、学習内容、学習場所等、個別に対応して学習の保障をしているところであります。プリントを手渡す、あるいは学校の自学室で学ぶように促す、あるいは若草教室という不登校のための子供たちの教室に参加するように働きかける。

また、スクールカウンセラーによる相談、スクールソーシャルワーカーによる、今ほど議員様からありましたように、家庭へのお父さん、お母さんに対する相談、そして子供の成育歴等もよく分かっている町の福祉こども課の保健師等との連携、そして町のいろいろなそう

いった障がいのあるお子さんの施設とも話し合いを進め、それぞれのお子さんに合った対応策をきめ細かく取っているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、町島議員。

〔6番 町島洋一 登壇〕

○6番（町島洋一） 丁寧な答弁ありがとうございます。

これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（角田真美） 6番、町島洋一議員の一般質問はこれまでといたします。

以上をもちまして、通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

◎休会について

○議長（角田真美） お諮りいたします。

議事運営の都合により、明日12月16日から12月18日までの3日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、12月16日から12月18日までの3日間を休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（角田真美） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時50分

第 4 号

令和5年第2回鏡石町議会定例会会議録

議事日程（第4号）

令和5年12月19日（火）午前10時開議

- 日程第 1 議案第22号 鏡石町空家等対策の推進に関する条例の制定について
産業厚生常任委員長報告
- 日程第 2 議案第26号 鏡石町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第27号 鏡石町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第28号 鏡石町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第29号 鏡石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第30号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第31号 岩瀬地方町村障害支援区分等審査会共同設置規約の一部変更について
- 日程第 8 議案第32号 岩瀬地方介護認定審査会共同設置規約の一部変更について
- 日程第 9 請願・陳情について
産業厚生常任委員長報告
総務常任委員長報告
- 日程第10 発議第 2号 鏡石町成田地区基本構想検討特別委員会の設置について
- 日程第11 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第11まで議事日程に同じ

追加日程第12 意見書案第1号 すべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める意見書（案）

出席議員（12名）

1番	畑 幸一	2番	中 島 伸 子
3番	熊 倉 正 磨	4番	東 悟

5番	根本廣嗣	6番	町島洋一
7番	稲田和朝	8番	込山靖子
9番	吉田孝司	10番	小林政次
11番	円谷寛	12番	角田真美

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木賊正男	副町長	小貫秀明
教育長	渡部修一	総務課長	吉田竹雄
企画財政課長	橋本喜宏	税務町民課長	根本大志
福祉こども課長	菊地勝弘	健康環境課長	大木寿実
産業課長	吉田光則	都市建設課長	根本博
上下水道課長	圓谷康誠	教育課長	大河原正義
農業委員会 事務局局長	倉田知典	会計管理者 兼出納室長	佐藤喜伸
農業委員会 会長	菊地栄助	選挙管理 委員会委員長 職務代理者	佐藤敏夫

事務局職員出席者

議会事務局長	緑川憲一	主査	藤島礼子
--------	------	----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（角田真美） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、選挙管理委員会の委員長が欠席のため職務代理者が出席しておりますので、ご報告いたします。

◎議事日程の報告

○議長（角田真美） 本日の議事は、議事日程第4号により運営いたします。

◎産業厚生常任委員長報告（議案第22号）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第1、議案第22号 鏡石町空家等対策の推進に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本案に関し、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

10番、小林政次議員。

〔産業厚生常任委員長 小林政次 登壇〕

○10番（産業厚生常任委員長 小林政次） 報告いたします。

令和5年12月19日。

鏡石町議会議長、角田真美様。

産業厚生常任委員会委員長、小林政次。

議案審査報告書。

本委員会は、令和5年12月13日に付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。

開催月日、令和5年12月18日。開議時刻、午前9時53分。閉会時刻、午前10時32分。出席者、委員全員。開催場所、議会会議室。

説明者、都市建設課、根本参事兼課長、小貫総括主幹兼副課長、大内副課長。

付託件名、議案第22号 鏡石町空家等対策の推進に関する条例の制定について。

審査結果、議案第22号は、可決すべきものと決した。

審査経過、議案第22号については、担当課（都市建設課）の意見、説明を求め審査をした

結果、全会一致で可決すべきものと決した。

意見、なし。

以上でございます。

○議長（角田真美） 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第22号 鏡石町空家等対策の推進に関する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（角田真美） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第2、議案第26号 鏡石町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） おはようございます。

ただいま上程されました議案第26号 鏡石町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

議案書の13ページをお願いします。

このたびの条例改正につきましては、国の子ども・子育て支援法の一部改正により、町条例の一部を改正するものであります。

第1条と第2条の条文中「第77条」を「第72条」に繰上げを行い、第6条では庶務の課名を「健康福祉課」から「福祉こども課」へ改正し、附則としまして施行期日を令和5年4月1日から適用するものでございます。

以上、議案第26号につきまして提案理由をご説明申し上げました。

ご審議いただき議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第26号 鏡石町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第3、議案第27号 鏡石町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） ただいま上程されました議案第27号 鏡石町重度心身障害者

医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

提出議案書の14ページをお願いします。

このたびの条例改正につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正により、町条例の一部を改正するものであります。

第2条の条文中「養育手帳」を「療育手帳」に改正し、「事業団」を「日本私立学校振興・共済事業団」という名称に改正するもの、第3条では「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に法律の名称を改正し、「第5条第12項」を「第5条第11項」に、「厚生労働省令」を「主務省令」へ改正し、「障害者自立支援法第5条第10項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第15項」に改正するものであります。

第4条の第4項では、ただし書以下から高額療養費の自己負担限度額の給付制限を追記し、附則としまして施行期日を令和5年4月1日以後の医療行為に係る療養費の給付から適用とするものです。

以上、議案第27号につきまして提案理由をご説明申し上げました。

ご審議いただき議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第27号 鏡石町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（角田真美） 次に、日程第4、議案第28号 鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

- 福祉こども課長（菊地勝弘） ただいま上程されました議案第28号 鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

議案書の15ページをお願いします。

このたびの条例改正につきましては、法律事務の所管省の移管等に伴う改正により、町条例の一部を改正するものであります。

第25条中の「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改正し、附則としまして施行期日を令和5年4月1日から適用とするものです。

以上、議案第28号につきまして提案理由をご説明申し上げます。

ご審議いただき議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第28号 鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第5、議案第29号 鏡石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） ただいま上程されました議案第29号 鏡石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

議案書の16ページをお願いします。

このたびの条例改正につきましては、子ども・子育て支援法の条項ずれに伴う改正により、町条例の一部を改正するものであります。

議案書の16ページ及び17ページをお願いします。

第4条中では、「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改正し、その他も同様に第19条の「第1項」という項目を削除するものであります。

第6条から第13条まで、同様に第19条を改正し、第15条では「第25条」を「第25条第1項」に改め、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、第20条から第37条までも同様に第19条の条項ずれを改正し、第44条では法律事務の所管省の移管等に伴う改正であります。

第51条から次のページの18ページ、第52条では、同様に第19条を改正し、附則としまして施行期日を令和5年4月1日から適用とするものです。

以上、議案第29号につきまして提案理由をご説明申し上げます。

ご審議いただき議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第29号 鏡石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第6、議案第30号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 根本大志 登壇〕

○税務町民課長（根本大志） ただいま上程されました議案第30号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の19ページをお願いいたします。

このたびの条例改正につきましては、上位法である地方税法等の改正により、出産する予定または出産した被保険者に係る産前産後期間の4か月、多胎妊娠については6か月について、国民健康保険税の所得割額及び均等割額の減額規定について条例の一部を改正するものであります。

議案書の20ページ、21ページをお願いいたします。

このたびの改正の第23条第3項第1号から第6号につきましては、産前産後期間に係る基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の所得割額及び均等割額の減額について規定するものであります。

第24条の3第1項から第4項につきましては、出産被保険者に係る届出について規定するものであります。

附則としまして、第1項で施行期日を令和6年1月1日から施行するものとして、第2項において、改正後の条例の適用について、令和6年1月以後の期間について適用し、令和5年12月以前の期間に関わるもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上、議案第30号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

ご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第30号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号及び議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第7、議案第31号 岩瀬地方町村障害支援区分等審査会共同設置規約の一部変更について及び日程第8、議案第32号 岩瀬地方介護認定審査会共同設置規約の一部変更について、この2件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、議案2件を一括議題とすることに決しました。

提出者から提案理由の一括説明を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） ただいま一括上程されました議案第31号 岩瀬地方町村障害支援区分等審査会共同設置規約の一部変更について及び議案第32号 岩瀬地方介護認定審査会共同設置規約の一部変更について提案理由をご説明申し上げます。

議案書の22ページをお願いします。

まず初めに、議案第31号 岩瀬地方町村障害支援区分等審査会共同設置規約の一部変更につきましては、地方自治法第252条の7第2項の規定に基づいて岩瀬地方町村障害支援区分等審査会共同設置規約の一部を変更するものであります。

第3条第1項につきましては、執務場所を福島県岩瀬郡鏡石町東町286番地、鏡石町福祉こども課内に変更し、附則としまして施行期日を令和5年10月10日から適用するものであります。

続きまして、議案書23ページをお願いします。

議案第32号 岩瀬地方介護認定審査会共同設置規約の一部変更についてご説明を申し上げます。

このたびの変更につきましては、岩瀬地方介護認定審査会共同設置規約の一部変更について、地方自治法第252条の7第2項の規定に基づいて規約の一部を変更するものであります。

第3条第1項につきましては、執務場所を福島県岩瀬郡鏡石町東町286番地、鏡石町福祉こども課内に変更し、附則としまして施行期日を令和5年10月10日から適用するものであります。

以上、一括上程されました2議案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

ご審議いただき議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の一括説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

初めに、議案第31号 岩瀬地方町村障害支援区分等審査会共同設置規約の一部変更について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第31号 岩瀬地方町村障害支援区分等審査会共同設置規約の一部変更についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 岩瀬地方介護認定審査会共同設置規約の一部変更について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第32号 岩瀬地方介護認定審査会共同設置規約の一部変更についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎各委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第9、請願・陳情についての件を議題といたします。

初めに、陳情第1号 すべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める陳情の件について産業厚生常任委員長より報告を求めます。

10番、小林議員。

〔産業厚生常任委員長 小林政次 登壇〕

○10番（産業厚生常任委員長 小林政次） 令和5年12月19日。

鏡石町議会議長、角田真美様。

産業厚生常任委員会委員長、小林政次。

陳情審査報告書。

本委員会は、令和5年12月13日に付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、令和5年12月18日。開議時刻、午前9時53分。閉会時刻、午前11時32分。出席者、委員全員。開催場所、議会会議室。

説明者、福祉こども課、菊地課長、真壁副課長、塚原主査、健康環境課、大木課長、舘川副課長、岩橋総括主任保健師。

付託件名、陳情第1号 すべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める陳情。

審査結果、陳情第1号は、採択すべきものと決した。

審査経過、陳情第1号については、担当課（福祉こども課・健康環境課）の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で採択すべきものと決した。

意見、なし。

以上でございます。

○議長（角田真美） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「議長、9番、賛成討論」の声あり〕

○議長（角田真美） 賛成討論。

9番、吉田議員。

原案に賛成の発言を許します。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ただいま小林政次産業厚生常任委員長から採択すべきとありました陳情第1号について、賛成の立場の意見を申し上げたいと思います。

私もですが、個人的に医療者として、そしてまた介護事業もやっておりますので、その両者の立場に立っての意見、現場の声ということで申し上げたいというふうに思っております。

既に来年、2024年の診療報酬並びに介護報酬につきましては値上げをすると、特に診療報酬は本体部分は値上げ、薬価部分は値下げをすることになってはいますが、値上げが

方向づけされております。そしてまた、介護報酬についてもこれは喫緊の課題で、大幅引上げが期待されているところでございます。

過日の話を申しますと、これはどうやってこんな話が決まるんだという裏話になるかもしれませんが、いわゆる財務省と厚労省の戦いでございまして、そういう中で今回、財務大臣と厚労大臣がその意見をぶつけ合い、厚労大臣の意見を岸田首相が採用して診療報酬の引上げにつながったということでもあります。

そういう中で、話を戻しますが、診療報酬・介護報酬が値上げ、引上げになるということは、現場で働く人間としても、そしてまたその代弁者としても本当にありがたいことございまして、そしてまた、今回常任委員会のほうでもこういった陳情を採択いただきましたことは本当にありがたいことでございます。

来年度についての方向性はできている中にあっても、このような声を地方から国に対して上げることは、確実に法制化していただいて、これが施行される上では極めて大事であると私は思っておりますし、そしてまた、来年はいわゆる医療・介護ダブル改定という年でありまして、その後も2年後と3年後とそれぞれ時期が違ったりはしますし、そしてまた、時代の趨勢に合わせて診療報酬というものが突然変わったりする場合がございます。コロナの際もそうでありました。

したがいまして、これからの時勢に合わせ、そしてまた、いつ起こるか分からない災害、大惨事等に合わせてということをご鑑みしますと、やはりこういった声を日頃から地方から国に対して上げておくということは極めて大事であると思っておりますので、重ね重ねであります。産業厚生常任委員会のほうでこのような形で全会一致で採択すべきという意見を賜りましたことを本当にありがたいと思っておりますし、私も、委員外ではありますが、議員としてこの陳情書に大いに賛成させていただくものであります。

以上、賛成討論とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

陳情第1号 すべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める陳情の件について、本件に対する委員長報告は採択すべきものであります。

お諮りいたします。

本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（角田真美） 起立全員であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

次に、陳情第2号 健康保険証廃止の中止を求める陳情書の件について、総務文教常任委員長より報告を求めます。

11番、円谷寛議員。

〔総務文教常任委員長 円谷 寛 登壇〕

○11番（総務文教常任委員長 円谷 寛） 総務文教常任委員長の円谷ですが、この調査結果の報告の前に、私は、今日の日程表を見てもこの場以外に発言の場はないので、一言執行に対する苦情を申し上げたいと思います。

これは、委員会の運営ということで、1番は委員会の権限と。（1）調査権というのがあります。①に法第109条に基づく所管事務の調査となっております。所管事務の調査は常任委員会に与えられた固有の権限であって、会期中、委員会独自の判断によって自主的に行うことができると明記をされております。しかし、私は9月議会にも委員会に執行部の出席を求めたのですが、時間的に間に合わないということで、局長からそれは駄目ということになって、今回は3日前に申入れを行いました。ところが、何だのかんだのと言ってこれが否定をされて出席を得られませんでした。

私は、最後の手段として町長に掛け合って、町長に出ていただいて、この3つの課に、その上の権限を持っている町長ですから、代わりにちょっと説明をいただいたんですけども、これは議会の権限に対する重大な執行の審判でございまして、これは絶対にあってはならない。これから執行部で十分総括してもらおうと同時に、私は、この問題についてこれからも厳しく追及をしていきたいと思っています。

それでは、今、議長から示されました陳情の審査報告を申し上げます。

令和5年12月19日。

鏡石町議会議長、角田真美様。

総務文教常任委員会委員長、円谷寛。

陳情審査報告書。

本委員会は、令和5年12月13日に付託された陳情書を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第88条の規定により報告します。

開催日時は令和5年12月18日、開議時刻は午前10時、閉会時刻は午後零時26分、出席者は委員全員、開催場所は第1会議室。

説明者は税務町民課、根本課長、須賀主幹兼副課長、北島副課長、近藤主査となっております。

付託件名は、陳情第2号 健康保険証廃止の中止を求める陳情書。

審査結果、陳情第2号は、不採択とすべきものと決した。

審査結果、陳情第2号については、担当課（税務町民課）の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で不採択とすべきものと決した。

意見、なし。

以上でございます。

○議長（角田真美） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

陳情第2号 健康保険証廃止の中止を求める陳情書の件について、本件に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

お諮りいたします。

本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（角田真美） 起立多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第10、発議第2号 鏡石町成田地区基本構想検討特別委員会の設置についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

9番、吉田孝司議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ただいま上程されました発議第2号 鏡石町成田地区基本構想検討特別委員会の設置について提出理由、提案理由のご説明を申し上げます。

それに先立ちまして、過日、9月議会最終日、10月2日、ここにおきまして発議第1号

鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員会の設置につきまして私が発議をさせていただいたわけでありましたが、それにつきまして慎重審議を賜りましたことを、今になりましたが御礼申し上げたいと思います。

その結果につきましては、賛成4、反対7として否決を結果としていただいたわけでありますけれども、その後に私も様々な活動をいたしました。あるいはマスコミ等でもいろいろな報告がありましたので、そういったところを経緯としてお話をしておきたいというふうに思います。

発議第1号の反対討論の中で畑副議長からは、特別委員会の役割は終わったのではないかと、いわゆる調査終了して終わったのではないかというふうなご意見を賜りました。そしてまた小林議員からは、これは今個別交渉の時期であるから特別委員会の設置にはすぐわない時期であるというふうなニュアンスの意見もいただいたつもりでございます。

その後、私もお二方あるいは皆様方のお考え、そして町民の方々の声を聞く中で、一つ、畑副議長がおっしゃったとおり、遊水地の調査、遊水地整備事業調査特別委員会という中の仕事としては確かに形として終わっているというふうに認識をした部分もございます。そしてまた、小林議員のように個別交渉についての今進んでいる段階でありますから、このナイーブな時期に議会が個別交渉に左右するような影響を与えるのはやはりよろしくないのではないかというふうな考えも持ちました。したがって、そういった点についてはやはり少し議会としても立ち位置、スタンスを考えなければならないというふうな気持ちもございます。

そしてまた、町民の声としてはやはり賛否両論がございまして、これ、多い少ないとかそういうふうな話ではなかなか表現できませんが、そういう声があったということで申し上げますけれども、一つは反対されたこと、これは多くの議員の方々が、要するに議長を除く11人中の7人から反対という声でありますから、これはいわゆる民主主義の決定ということでありまして、多くの議員がそう考えているんだから今の状態は仕方ないでしょうというふうな話もありました。あと、いろいろな話もありましたけれども、そういうふうな声として受け止めておきます。

そしてまた、なぜ否決されてしまったんだという声がありました。先日もお話ししましたがけれども、元町長からもそういうふうな声もあって、特別委員会が立ち上がらないことが不思議に首をかしげておられました。その他、町民の方、特に成田地区の方々からはそういう声があったように記憶しております。

いずれにしても賛否両論があり、そしてまた、マメタイムス、政経東北を皮切りに、なぜこの特別委員会が設置されなかったんだろうというふうな疑問の声、そして最終的には、「財界ふくしま」には何ページにもわたって大々的に記事が掲載され、そしてまた、反対となった理由のとのつまりが、私、吉田孝司を排除するためにしたのではないかというふう

な、とんでもないような見出しがつけられ、私もまた、いいのか悪いのか分かりませんが、これも、これ有名人なっちゃったわけですが、そんな状況であります。

私に対してのどうのこうのという話は、これはまた議会の中の構成等々もありますからどうでもいいんですが、私は、そのようなことは別にして、やはり私が反省しなければならない点は1点あったというふうに思っています。この成田地区の現状をしっかりと議員の皆様方によくお話ししなかったと。特に、議員お一人お一人に丁寧懇切に説明をさせていただければよかったのでありますけれども、しかし、そういう時間も忙しさにかまけてなかったというふうな形で済ませてしまったことは大いに反省をしておるところでございます。

そういう中で今回はどうなんだと言われましても、そういう時間は十分取れたかということ、私はまだそうでなかったと思うんですが、幸い今日はまだ時間がございます。なので、時間の許す限り、迷惑でない限り、しっかりとこの議案の提出理由を説明させていただきたいというふうに思っております。

私も、失敗ばかりの人生といいますか、失敗を糧に生きてきた人間なものですから、失敗はある意味怖くはないんですが、しかし、失敗というものは糧にしなければ意味がありませんので、ぜひ私も皆様方にご理解いただけるようにお話をしてみたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、提出理由、議案書に基づいて、それに肉づけをする形でお話をしてみたいというふうに思っております。重ね重ねになりますが説明をさせていただきます。

令和元年10月の東日本台風によって、鏡石町成田地区においては阿武隈川及び鈴川の堤防決壊、これ阿武隈川のですね。そして越水、溢水によって事業所、家屋等の浸水等、甚大な被害が発生したのは皆様ご存じのとおりであると思っております。

この災害に対して、国は阿武隈川緊急治水対策プロジェクトを推進し、築堤、河道掘削、遊水地整備等の治水対策を行っているのが現状であります。当初の予定では遊水地整備がありきのプロジェクトでありましたけれども、前特別委員会の働き、そしてまた様々な町長の、あるいは3町村長等々働きもあり、河道掘削、築堤等も同時並行して進めるというふうなことになりましたので、その辺は進歩を見たと、委員会の設置の意義があったところでございました。

そのような中、成田地区においては広大で肥沃な土地、これは円谷議員もよくおっしゃいますけれども、調査いたしましたところ年間の経済的な損失として1億5,000万相当や約70戸にも及ぶ宅地を犠牲にして、令和10年度までの完成予定で遊水地整備事業が進められております。現状にあっては、先ほど申し述べましたとおり、個別の価格交渉、そしてまた移転用地交渉や、遊水地整備事業、遊水地が整備された後の有効活用などの解決に向けて、国・県及び町が連携、協力して取り組んでいるところでございます。

今申し上げました町にはもちろんのことながら町長以下執行部の方々、そして成田行政区、そして水害のない町づくり、地域づくりをとことの協議会、その3者がやっております。

また、遊水地整備に伴って、先般企画財政課長から丁寧に説明いただいたとおり、成田地区における既存の公共施設の除却、そしてまた、それに伴います新たな公共施設の建設についての必要性というものを説明をいただいたわけであります。

我が鏡石町議会においては、成田地区における町づくり、これは全般的な町づくり、そしてまた地域振興に関すること、そしてまた阿武隈川緊急治水対策プロジェクト、それには遊水地整備事業を含め様々な、先ほど申し上げましたとおり築堤、河道掘削等も含まれるわけでありますけれども、このプロジェクト全般に関すること、そして遊水地事業用地の利活用に関すること、集団移転に関すること、そして地域の産業振興に関すること、公共施設の在り方に関すること、住民福祉の向上に関すること、その他成田地区に関して検討ないし調査研究を要することなどを総合的に包括した基本構想について町執行部と共に検討すること、及び町執行部だけではなく国や県などの関係機関に対して特別委員会から政策提言や陳情活動を行うことなどを目的として、この委員会を設置するというところでございます。

話は戻りますが、先ほどから基本構想という話が出てまいっております。そして、この今回特別委員会の冠にもついていますが、基本構想ということ、これについては、私の記憶が正確であればなんですが、過日、執行部が一生懸命全13行政区で行われました町づくり懇談会、いわゆる町政懇談会、過日私も議会の中でお話をしましたとおり、本当にこれはすばらしいことだというふうに思っております。どのような方も参加できる、そしてまたもっと大事だなと思ったのは、このやった結果を既にホームページ上で公表しているということでございます。町長が進める3つの政策、3つのSの1つのスピードということがまさしく体现された一つの成果であると。やったことも大事、そしてまたその成果、それを皆様方にお示しすること、見える化することが大事だということをやっていたておりますけれども、その町政懇談会の全てにおいて遊水地問題を取り上げていただいたという話を聞いております。そしてまた、遊水地問題に関わる予算あるいはそういった事業のバランス、ウエート、そういったものについても懇切丁寧に町民の方々に説明をしていただき、町民全ての方々に理解を得たと私は確信しております。

そういう中であって成田地区の懇談会にあつては、私も出身地元の成田でありますから参加させていただきましても、成田の説明の中では基本構想という話が出てまいりました。というふうに認識しております。この基本構想という中に何が含まれるんだろうなんて話をちょっと聞いておりましたところ、先ほど申し上げましたとおり、遊水地がどうのこの問題ではない。ある意味私から言わせれば、これは私の私見でありますけれども、遊水地というのはある意味国の事業で、もうある程度確定し、そしてそれに対して事業範囲を

変更したりとかどうのこうのとかというのはなかなか言いづらいことがあると思います。しかし、遊水地ができるということ为前提にしたこれからの成田地区はどのようにするんだと。特に、令和10年には遊水地が完成することはもうほぼ100%確定しております。よっぽどのことがない限りは、もう国は令和10年までには完成すると何回も何回も明言しておりますから、成田は令和10年以降はすっかり変わると。その前からどんどん急速的に変わるということが目に見えております。

そういう中であった声は、遊水地の有効活用はもちろんですけれども、遊水地の周りの問題、遊水地ができて水害になるんじゃないか、遊水地ができて、そしてその結果移転するわけですが、移転先でどうやって新たなコミュニティをつくって生活をするんだ、インフラの問題、公共交通の問題、そしてまた地域全体の経済の問題、農業というなりわいを奪われて、これは国からですよ、はっきり申しますと。国の事業によって奪われたと私は思っています。しかし成田の方々は、いつも言いますけれども、そういうふうには思わないで、国の事業、そして町の事業に協力的に参加をすることによって、自らのなりわいを失ってでもそういう事業に協力するという気持ちで実際おられます。

ですので、そういった中で、我々議会としてもそういうふうな成田住民の方々の心配事に寄り添い、あるいは不安を払拭する、あるいはそういった方々の生活再建を支援するような、そういうふうな役割の特別委員会であれば立ち上げるべきではないかと改めて皆様方に提案する次第であります。そういったことで、ぜひご理解を賜りたいというふうに思います。

不足がございましたらぜひ質疑でいただければ、重ね重ねご説明を申し上げます。

2ページ目になりますが、この鏡石町成田地区基本構想検討特別委員会の設置について申し上げます。

委員会の名称は、ただいま申し上げましたとおり、鏡石町成田地区基本構想検討特別委員会であります。

付議事件につきましては、先ほど提案事由の中の一番最後のほうに申し述べましたとおりの8項目でございます。これにつきましては先ほど説明したとおりですので、割愛をさせていただきます。

委員定数につきましては、議長を除く議員全員11名でございます。私が臨時全協の中で提出させていただきました議案の原案につきましては、その中にあるのは、特別委員に選ばれた場合、その後に委員を辞退することができるということも、これは別に書かなくても実はできたりするわけですが、しかし、そのようなことは書かないことにいたしました。

といいますのも、町長が過日からずっと言っておられるこの遊水地の問題、あるいは成田の問題に関わってからずっと言っておられるとおり、この問題は成田だけの問題ではないということを私自身がやはり踏み違えてはいけないと思っております。つまり、ここ

におられる12名の議員の方々は、地区に関係なく鏡石町民から選ばれた議員であります。私も、出身地元は成田でありますけれども、しかし私は鏡石町の議会議員であります。皆様方もしかりであります。ですので、皆様方にも一緒になって、残念ながら特別委員には議長はなれませんので、議長を除く全ての議員の方々に委員になっていただいて、ぜひとも成田地区の問題を鏡石町の問題として一緒に考えさせていただきたいと思っておりますし、私も成田に18年間、生まれて18歳までずっとおりましたので、18年間、生まれてきた中で大分変わったこともあるんですが、成田の特性といいますか成田の風土といいますか、そういったものは、ベテランの円谷寛さんにはかないませんけれども、その次ぐらひは成田のことは、元地元の人間としては分かるんじゃないのかなというふうに思います。

ですので、そういった声も一部参考にしていただきながら、しかし私自身も、ほかの議員の皆様方の意見を尊重し、ご意見を賜りながら一緒に切磋琢磨して、そしてまた執行、そしてまた前にありましたように国や県の担当の職員の方々にもご来庁いただきまして、参考人としてご招致させていただいて、その中で皆さんで質疑応答する中で情報共有、そしてまた情報の深化、深めることですね。そういったことをやらせていただきたいと思っております。そういったことで、議長を除く全ての議員11名とさせていただきます。

委員長、副委員長は、規定により各1名となることとなります。そしてまた期間については、議会閉会中も調査を行い、その終了まで継続するというので、できれば私たちの任期、4年後になりますけれども、そこまで継続してやっていくべきだというふうに思います。

そのような形でこの特別委員会の設置について提案をさせていただきますので、言葉足らずでなかなかまだ理解が深まってはいないという部分もあると思うんですが、ぜひともご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

これをもって提案理由の説明とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

まず、原案に反対の発言から始めたいと思っておりますけれども、討論の方おられますか。

7番、稲田議員。

原案に反対の討論ですね。

○7番（稲田和朝） はい。

○議長（角田真美） 発言を許します。

〔7番 稲田和朝 登壇〕

○7番（稲田和朝） 成田地区基本構想検討特別委員会の設置について、鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員会が、昨年4月6日に第1回の委員会が開催され、令和5年6月に11回目の委員会で調査が終了したと記録されております。調査の内容としては、他県・他市遊水地の現地調査実施、陳情、審議を重ね、その結果として、国、県、地区住民の生活再建及び精神的な不安解消のため、令和5年6月14日付で内閣総理大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長、福島県知事、福島県議会議長宛て遊水地関連施設の整備など6件の要望の意見書を提出しました。町議会としては、これまでの成果を提示し特別委員会の調査終了となっております。今後については、地区住民の声を聞きながら町執行部と共に引き続き尽力すると記されております。

鏡石町議会会議規則第66条で「委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。」となっております。そこで、議会としては今後、鏡石町成田地区基本構想検討特別委員会の設置はせず、議員協議会や総務、産業厚生常任委員会の場で町執行部と情報を共有し、各種要望の実現に向けていくべきかと考え、反対討論いたします。

終わります。

○議長（角田真美） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 次に、原案に賛成者の討論を行いたいと思います。

2番、中島議員。

賛成の討論を認めます。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） 過日の話でございます。私は前の議会におきまして、遊水地の利活用についてため池にしたらいかがですかということを一一般質問させていただきました。というのも、そのとき議会事務局に問い合わせましたところ、利活用については全くの白紙だと伺ったからです。その一、二か月後でしょうか、ネットニュースで鏡石町の遊水地で農地利用が可能になるという話を見ました。ネットニュースです。第一報がネットニュースでした。

遊水地というのは町の一大事業という認識で私もおりましたので、こういうことは逐一議員にも知らせてもらえると思込んでおりました。町から議会場で聞く前にネットニュースでその他大勢の一般人として事の次第を知ったことは、大変衝撃的でありました。その後も少しずつ遊水地問題について、聞けば議会場で教えてもらえるものの、聞かなければ話が下りてこないのだという現状に若干の違和感を覚えております。

遊水地のことは町民全体の問題とおっしゃりました町長の弁を信じるのであれば、議会をもっと大事にしてもらいたいとの気持ちがあります。現在のような情報の出方なのであれば、私は特別委員会の設置が必要と考えます。

以上、賛成討論です。

○議長（角田真美） 次に、反対討論の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 次に、賛成の方の討論ありませんか。

11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 吉田議員の提案に対する賛成の討論をさせていただきます。

私は、この中でただ一人、成田の区長を経験しておりますので、そういう立場から吉田議員の提案に賛成の討論をしたいと思っています。

私どもは、議会として山形県の大久保遊水地、これは最上川に造られた遊水地でございます。村山市ですか、そこにありました。さらには茨城県の母子島遊水地も視察をしました。いずれも農地の耕作は従前どおり続けられている、そしてそこには豊かな実りが続けられている。

母子島遊水地については、1986年の大水害、成田もほぼ宿屋敷は床下が多かったんですけども浸水をしたという、そういう水害でございました。そういう被害を受けて母子島遊水地は造られたんですが、それ以来、水害があつてからは37年になりますけれども、その後造られたわけですから34、35年ですか、たっている遊水地なんですけど、1回も水をかぶっていないんですね。だから豊かな実りがこの中には保障されてきている。

しかし、今回の阿武隈川の遊水地はこのようなイメージとは全く異なります。中畠議員も農地としての利用が可能になっているみたいな話をしていますけれども、基本的には、あそこを掘削して大水のときにためるという構造は変わっていないんだ。外部を掘削してそこに遊水地を造られれば、そこは頻繁に水をかぶることになるわけですから、そこで果たして稲を作ったり野菜を作ったりすることは、特に施設園芸などは不可能だと思います。これは、全く今までの遊水地のイメージを異なるものになっているんですね。私は、これは遊水地じゃなくてダムと呼ぶべきじゃないかと思うんですね。

私も、国土交通省の説明会に出席をして国土交通省の役人に質問しました。それは、この我々の町に固定資産税なり、あるいは農家の方々の所得、稲作農家の方たちが、ハウス施設農家なんかは所得をかなり上げているんですね。もう1,000万単位の人が何人もいます。こういう人たちの町民税などが入らなくなるんですね、町は。大いに貧乏するんですね。このことをもっと深刻に、反対討論されている稲田さんなんかは特に考えていただきたいですね。

町は貧乏になるんです。

私は議員のときに、多分斎藤議長じゃなかったかと思うんですけども、三春町に視察に行きました。そのときに三春の町長は何と言ったかという、いろいろ全国のケースを調べて、ダムが設置された町で豊かになって発展した町があるのか調べたんです、三春の町長はね。大変勉強家だったですね。そしたら、そういう町はないというんですよ。私は、この成田にできるのは、今までのイメージの単なる遊水地じゃなくて、これはダムと言わなければならない。ダムなんです。国に聞いたんです。この潰れた農地に対する国の交付税措置なんかはあるんですかと言ったら、ないと断言するんですね。全く町をばかにしていますね、これは。これだけの収入が減っている。

私は昔国鉄にいたから言うのではないんですけども、国鉄は全国に赤字路線を走らせて、今はJRになったんですけども、走らせても赤字のローカル線の敷地や駅舎などに対しては固定資産税を払っているんですよ。それが、これほどの土地を、豊かな土地ですよ。これ、鏡石で一番の豊かな土地なんですよ、成田の河原地区の田んぼというのは。本当に米もおいしくてたくさん取れる、肥料もあまり要らない、こういう土地が130町歩も潰れるんです、鏡石町は。富が減少する。国はそれに対しては何の保証もないと言っているんですよ。これだけ我々をばかにした話はないんです。しかも、それは成田地区のためにやるんじゃない。成田地区のためにやるんだらば河道掘削とか、小抜三吉さんなどもいつも提言してこられましたけれども、ほかに方法があるんですよ。成田の水害を避けるだけだったらば、スーパー堤防を造ればそれで成田には入らないんですよ。

だから、これはあくまで下流のためにやる事業なんです。下流のために鏡石町が犠牲になるという事業なんですよ。これに対して議員がそんな委員会要らないなんて言っているのは、私はあまりにも町民と成田地区住民を愚弄する話じゃないかと強く抗議をしたいと思います。ぜひ、ここは真剣に、成田の住民ばかりでなくて町も貧乏するんだ、どうやってそれを防ぐのか、こういうことをもっと真剣に考えないと議員としての資格がないと私は断言いたしまして、この吉田議員の提案に強く賛成する立場で意見を述べさせていただきます。

以上でございます。

○議長（角田真美） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第2号 鏡石町成田地区基本構想検討特別委員会の設置についての件を採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立少数]

○議長（角田真美） 起立少数であります。

したがって、本案は否決されました。

◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（角田真美） 日程第11、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

ここで、意見書案配付のため暫時休議いたします。

休議 午前11時13分

開議 午前11時14分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（角田真美） ただいま意見書案1件が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

本案を日程に追加し、意見書案第1号を日程第12として議題にすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎意見書案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第12、意見書案第1号 すべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める意見書（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

少々お待ちください。傍聴者の方、ご静粛にお願いいたします。

10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 令和5年12月19日。

鏡石町議会議長、角田真美様。

提出者、鏡石町議会議員、小林政次。

賛成者、鏡石町議会議員、円谷寛。

賛成者、鏡石町議会議員、稲田和朝。

賛成者、鏡石町議会議員、町島洋一。

すべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第1号 すべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める意見書（案）。

政府は、看護師や介護職員など社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比して賃金水準が低い状況であるとし、ケア労働者の賃上げ事業に踏み出し、令和4年10月からは診療報酬と介護報酬の臨時改定を行い、「看護職員処遇改善評価料」と「介護職員等ベースアップ等支援加算」を新設している。

〔「朗読省略」の声あり〕

○10番（小林政次） 朗読省略の声がありましたので、下から5行目から報告したいと思います。

福島県では「2025年度の介護職員充足率」推計が74.1%と全国最下位で、必要数の4分の3に届かない状況にある。

医療・介護従事者の賃金引上げなど処遇の改善で人材を確保し、安全・安心の医療・介護体制を築くため、診療報酬・介護報酬の大幅引き上げを行うよう求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月19日。

鏡石町議会。

内閣総理大臣様。

厚生労働大臣様。

財務大臣様。

総務大臣様。

以上でございます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

次に、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ただいま小林議員から提案のありました意見書案について質疑を申し上げます。

この意見書案は、文章を見ますとこれは陳情書の文面に基づいて作成されていると。行き先が内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣ということで、主管とされる大臣宛ての意見書です。しかし、これだけでは国は動きません。衆議院、参議院の議長宛てに送り、そしてまたそれぞれの議員で、議員というのはあれですよ、衆議院、参議院のそれぞれの議会です。その中で審議をしていただければ、これはそれこそ国における国会の経費となりますから、ですので、したがってこの意見書案を修正案という形で本当は出せばいいんでしょうけれども、その時間はありませんので、口頭で言えばこれはあれですか、修正動議もできるんでしょうけれども、そういう難しいことは言いませんが、逆にここに衆参両議長を入れなかった理由があれば教えてください。

医療・介護の話なんで、県知事とか県会議長とかそういったものは関係ないと思うんで、私は衆参両議長は入れるべきだと。しかしここにはない理由、それをお答えいただければと思います。

○議長（角田真美） 質疑に対する答弁を求めます。

10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 質疑に対する答弁をいたします。

先ほどの質疑にもありましたように、関係大臣、それを主といたしまして今回意見書を提出するものであります。

以上でございます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 今、小林議員から、提案者から答弁をいただいたわけですが。この意見書案第1号はこれでいいでしょう。これでやるんでしょう。しかし片手落ちだと私は言っているんです。同じ文面の……。じゃ質問を変えます。

同じ文面の内容で衆参両議長宛て、国会宛てに送らなければ、この議論は進まないでし

ようと。主管の大臣だけに送って大臣が決める、確かに最後は大臣が判こを押すんですよ。しかし、それは法律が制定され国会で諮った後の話です。最後のいわゆる執行は大臣がする。しかし、議論自体は国会において、同じく本会議、委員会の中で慎重審議される。その慎重審議される議題として、内容として陳情書が上がるんですよ、意見書が、地方からの。こういう声があったと、こういう声が地方ではあるんだけど、国は確かに地方軽視の時代かもしれない。国は平気ですをつきますから。地方主権とか地方創生なんか言っというて、いや、本当の話ですよ。うをつきますから。

ですから、何回もさっき言ったじゃないですか。国に対して強く要望しなければこんな出す意味がないんですよ。主管の大臣だけではなく、衆参両議院長に出すおつもりはあるのかと。意見書案第2号でもつくって出せばいいんですよ。私から言わせれば、こんなこと言うのもあれですけど。私、今急いで作って出しますか、これ、この後に。出さなかったら。賛成してくれますか、皆さん方。となるんです。それをやるかやらないか、それをやっていただきたいと思うんです。

私が特別委員会の委員長の時にはやりましたよ、ちゃんと。主管の大臣、衆参の議長に出しました。県知事、県議会議長にも出しました。それが最後の意見書案だったわけですけども、私は最初、もしかしたら議長宛てには出すのを忘れたかもしれません。しかし、最後の意見書案は、これでは駄目だと、やはり国会議員の力もいただいて改善すべきは改善しないといけないということで出したんです。衆参議長宛てに出したんです。その結果がどうなったか、これは分かりませんが、しかし今回の内容も、先ほど申し述べたとおり、物すごくいい内容でこれだけの意見書をまとめているんですから、ぜひ衆参両議長に出してくださいと。そのおつもりはあるのか否か、お尋ねをいたします。

もし出さないとになったら、私は今すぐにも作ってもらって、休議してもらって意見書案第2号で私、発案者で出しますから。私が提案者で。小林議員が出すのかどうか、誰でもいいですよ。その点をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（角田真美） 質疑に対する答弁を求めます。

10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 答弁いたします。

一応、提出者は私です。ただ、賛成者がほかに3名おります。その方も賛成して今回提出したということでありませう。

〔発言する者あり〕

○議長（角田真美） 静粛に願います。

○10番（小林政次） ただ、ただいまの吉田議員……

[発言する者あり]

○10番（小林政次） ちょっと静粛に願えますか。

吉田議員……

[発言する者あり]

○議長（角田真美） 発言中でありますのでご静粛をお願いいたします。私語は禁止いたします。

○10番（小林政次） 吉田議員の衆参議長ですか、それも実際は考えなければならなかったということで、今回はこれで出していきたいと思っております。

次回につきましては、諸事情を鑑みまして、もう少し熟慮して提出していきたいと思えます。

以上です。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

[9番 吉田孝司 登壇]

○9番（吉田孝司） 再々質疑ということで、最後ですから。

私は、この意見書案第1号は、先に申し述べておきますけれども、内容自体は賛成なんですよ。でも不足があるということですから、まだ時間があるので、午前中。だから、これ今、今日この後時間ありますから一旦休議してもらって、ちょっと時間は申し訳ないですけども、ちょっと意見書案を作ってもらって私が出させてもらいます。

というのは、これに対する修正案、本当ですと、今この議論中ですから、ここに修正案を出して衆参両議長を出してここで議論すればどっちがいいですかとできるんですけども、システム上。しかし、もう始まっちゃって、私は異議ありませんから、内容自体には。ただ宛先が問題だと、足りないということなんで、衆参両議長宛ての議案書を作ってもらいますから、議案を意見書案第2号で。私、パソコンあればすぐ作れるんですけども、ないので、これ事務局に頼んで休議の間に作ってもらって次、提案させていただきますから、それによろしいかどうか、小林議員にお尋ねをいたします。

議案提出権は議員に与えられた固有の権限ですから、これを妨げられても困るんですが、しかし、小林議員としてはそういうふうなお考えでよろしいかどうか、お尋ねいたします。

○議長（角田真美） ここで休議いたします。

暫時休議いたします。

休議 午前11時30分

開議 午前11時58分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎会議時間の延長

○議長（角田真美）　　ここでお諮りいたします。

本日の会議時間を議事の都合によってあらかじめ延長したいと思います。

会議時間を延長することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美）　　異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間を延長することに決しました。

ただいまから再び休議に入ります。

休議　午後　零時〇分

開議　午後　零時〇分

○議長（角田真美）　　休議前に引き続き会議を開きます。

まず最初に、再々質疑がございました質疑に対する答弁を求めます。

10番、小林議員。

〔10番　小林政次　登壇〕

○10番（小林政次）　　吉田議員の再々質疑に答弁いたします。

先ほどの衆議院議長、参議院議長ですか、これを入れて意見書を提出したほうがよいという案がありますけれども、私も吉田議員の意見を取り入れまして訂正の申出書を提出し、そのようにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（角田真美）　　ほかに質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美）　　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

ここで暫時休議いたします。資料を配付いたします。

休議　午後　零時10分

開議　午後　零時11分

○議長（角田真美）　　休議前に引き続き会議を開きます。

10番、小林議員。

〔10番　小林政次　登壇〕

○10番（小林政次）　　令和5年12月19日。

鏡石町議会議長、角田真美様。

提出者、鏡石町議会議員、小林政次。

賛成者、鏡石町議会議員、円谷寛。

賛成者、鏡石町議会議員、稲田和朝。

賛成者、鏡石町議会議員、町島洋一。

訂正請求書。

令和5年12月19日に提出した事件は、次の理由により訂正したいので、鏡石町議会会議規則第18条の規定により請求します。

件名、意見書案1号 すべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める意見書（案）。

理由、他の議員の意見を尊重し、意見書の宛先に衆参両議院議長を追加する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（角田真美） ただいま委員長から報告がございました。

訂正を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

原案に対しての賛成の発言を許します。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ただいま上程されております意見書案第1号 すべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める意見書（案）について、賛成の立場から意見を申し述べます。

先ほど来ありましたように、この内容、全ての医療介護従事者の処遇改善と人員増を求めるということは、本当に全ての国民あるいはそしてまた医療介護従事者が望んでいる内容であると私は思っております。

その内容について、先ほど話しましたとおり、産業厚生常任委員会のほうで慎重審議され全会一致、そしてまた本会議でも全会一致でこのような意見書が国に対して意見書として出されることは大いに賛成だという話は先ほど申し述べたとおりであります。

そしてまた、先ほど小林議員から訂正の請求があり、そして訂正の請求があったことに対して私も含め議員全員が全会一致でこれを認めたということで、私が要望しておりました衆参両議院長の宛先も入れていただいたということでございます。

このような形で国に送られることは極めて大きな意味があると思います。今申し上げました国ということで、執行に当たる主管の大臣、そしてまた国の議会に当たる国会に送られる

ということは、国における2元代表制と申しますか、国の場合には議院内閣制になりますけれども、国における三権分立のうちの2つの対等な関係にあるところに送られるということになりますから、極めて大きな意味があると思っています。

そしてまた、我々議会人としても、議会軽視あるいは議会は執行の追認機関だなんていうふうに言われてしまうときもある議会でありますけれども、しかし、そうではないんだと。議会というのは、国においても地方においても追認機関ではなく議決機関であり、そしてまた、このような形で意見書を他の機関に提出できる。そういう機関であるということであるということを再認識させていただきました。

そういったことも含めて、私も大変勉強させていただいたわけでありましてけれども、いずれにしましても、このような形で、ある意味完璧な形で小林議員に特にお骨折りいただき出していただきましたことを心から重ねて御礼申し上げまして、賛成討論とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（角田真美） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第1号 すべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める意見書（案）について、その件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（角田真美） 以上をもちまして、本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

◎町長挨拶

○議長（角田真美） ここで、招集者から閉会に当たり挨拶があります。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

第2回鏡石町議会定例会において提出いたしました議案につきまして、慎重にご審議をいただき、いずれも原案のとおり議決を賜り、誠にありがとうございました。

今年度も3か月余りとなり、各種事業も詰め段階に入っております。今定例会で議決いただきました補正予算を含めまして本年度予算の適切な執行に努めてまいります。特に、物価高騰対策事業につきましてはできる限り速やかに実施してまいりたいと考えております。

なお、会期中、議員各位から賜りましたご高見等につきましては、十分にこれを尊重し対応いたしまして、町政執行に遺憾なきよう期してまいりたいと考えております。

年末年始の何かと慌ただしい季節でもありますが、議員の皆様にはご自愛いただき、ますますご健勝にてご精励賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（角田真美） これにて第2回鏡石町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時20分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 角 田 真 美

署 名 議 員 稲 田 和 朝

署 名 議 員 込 山 靖 子

署 名 議 員 吉 田 孝 司